

第3章

災害応急対策計画

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織

第1 北九州市災害対策本部

【付属資料編】
323頁 324頁
326頁

市域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長は災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、北九州市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、災害予防及び災害応急対策を実施する。

災害対策本部の機構等については、「北九州市災害対策本部条例」及び「北九州市災害対策本部運営要綱」に基づき、以下のとおりとする。

1 構成

災害対策本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、本部員及びその他の職員をもって構成し、構成組織として部を置く。

(1) 本部長

市長

(2) 副本部長

副市長

(3) 本部員

災害対策本部の本部員は、危機管理監、「北九州市事務分掌条例」の第1条に定める局の長及び消防局長、上下水道局長、交通局長、公営競技局長、区長、教育長、市議会事務局長とする。ただし、本部長は、必要に応じて上記以外の市職員（非常勤職員も含む。）の中から必要と認める者を本部員とすることができます。

(4) 部・班（隊）

災害対策本部におく部、部に属する班（隊）、各部の部長、副本部長、班（隊）長、副班（隊）長及び班（隊）員については、北九州市災害対策本部運営要綱の別表2に定めるとおりとする。

2 設置基準

災害対策本部の設置基準は、次のような事例が発生した場合とする。

(1) 風水害等における基準

ア 北九州市域を含む記録的短時間大雨情報が発表された場合

イ 北九州市に土砂災害警戒情報が発表され、市内各地で土砂災害の発生のおそれがある場合

ウ 台風接近時に市域が暴風域に入るおそれがある場合

エ 遠賀川下流部氾濫警戒情報が発表された場合

オ その他災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

(2) 震災における基準

- ア 市内に震度5弱以上を観測する地震が発生した場合
- イ 市内の沿岸部を含む津波予報区に、大津波警報・津波警報が発表された場合
- ウ その他災害の状況により市長が必要と認める場合

3 市長が不在、又は連絡不能な場合の対策

市長が不在、又は連絡不能でその職務の執行が不可能な場合には、災害対策本部長の職務をはじめとする災害応急対策に係る市長の職務権限や、その他災害対策に必要な意思決定等については、下記の順位により代理することとする。

なお、代理者は事後速やかに市長にこれを報告し、その承認を得るものとする。

- (1) 第1順位 … 副市長（危機管理担任副市長を第1順位とする。）
- (2) 第2順位 … 危機管理監
- (3) 第3順位 … 危機管理室長

4 災害対策本部室の設置場所

災害対策本部室の設置場所は、原則として市役所本庁舎又は消防局庁舎とする。

ただし、これら施設で設置不可能な場合やその他必要な場合には、他の施設の使用可能性を調査し、使用が確認された施設に設置する。

5 災害対策本部の設置及び閉鎖の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は閉鎖したときは、速やかに関係機関等に通知する。

6 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害対策本部設置時において必要と認める場合は、北九州市災害対策本部運営要綱第5条に基づき災害対策本部会議を招集する。

(1) 構成人員

本部長、副本部長、本部員及び本部長が必要と認める者により組織する。ただし、災害の種類・規模・態様等によっては、本部長はその数を増員又は減員して組織することができる。

(2) 協議内容

- ア 災害対策本部による意思決定と各部による災害対策の実施調整
- イ 本部長から各部へ災害対策上の指針についての伝達
- ウ 総括部から各部への防災情報等の伝達やその他連絡事項の確認
- エ 各部からの災害対策実施状況や被害情報等の報告
- オ 防災関係機関等との連絡体制の確認と収集した被害情報の報告
- カ 各部への応援職員の派遣及び要請に関する実施調整
- キ その他必要事項

7 北九州市現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部を設置した場合で、市及び防災関係機関相互の連絡協調体制を確立し、災害現場において災害状況に即応した対策をとる必要がある場合には、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、北九州市現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(1) 現地本部長・現地副本部長・本部員

本部長は、現地本部長、現地副本部長、本部員として、災害対策本部の副本部

長、本部員その他の職員の中から必要な者を指名する。

8 区対策部会議の開催

区対策部長は、災害対策本部設置時において必要と認める場合は、北九州市災害対策本部運営要綱第6条に基づき区対策部会議を招集する。

(1) 構成人員

区対策部長、副部長、班長及び区対策部長が必要と認める者をもって組織する。

ただし、災害の種類・規模・態様等によっては、区対策部長はその数を増員又は減員して組織することができる。

(2) 協議内容

ア 区対策本部による意思決定と各班による災害対策の実施調整

イ 区対策部長から各班へ災害対策上の指針についての伝達

ウ 総務班から各班への防災情報等の伝達やその他連絡事項の確認

エ 各班からの災害対策実施状況や被害情報の報告

オ 区内各出先機関や消防署、市立小中学校等との連絡体制の再確認

カ その他必要事項

9 県・国との連携

市災害対策本部は、県災害対策本部（現地災害対策本部）並びに国の非常災害対策本部（緊急災害対策本部）及び現地対策本部との合同会議又は活動調整会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一により円滑かつ効果的な災害応急対策の実施を図る。

10 防災関係機関職員の派遣

次の防災関係機関は、災害対策本部及び防災関係機関相互の連絡協調体制を確立するため、災害対策本部又は現地災害対策本部に防災関係機関の職員を派遣することができる。

また、本部長は、必要により、災害対策本部又は現地災害対策本部に当該職員の派遣を要請することができる。

(1) 門司海上保安部

(2) 若松海上保安部

(3) 福岡県警察（北九州市警察部等）

(4) 九州地方整備局北九州国道事務所

(5) 西日本高速道路株式会社九州支社北九州高速道路事務所

(6) 陸上自衛隊第40普通科連隊

(7) 福岡北九州高速道路公社北九州事務所

(8) 西部ガス株式会社

(9) 九州電力株式会社北九州支社

(10) 西日本電信電話株式会社北九州支店

(11) 北九州市社会福祉協議会

(12) 北九州市医師会及び災害医療に精通した医師（統括D.M.A.T等）

(13) その他の防災関係機関

11 災害対策本部の閉鎖

【付属資料編】
324 頁 326 頁

本部長は、災害発生状況等を考慮し、関係各部、班による巡回により災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、災害対策本部を閉鎖する。ただし、災害応急対策がおおむね終了した後においても、引き続き二次災害に対する警戒や被害状況の収集等を行う必要がある場合は、災害対策本部を段階的に縮小することができる。

第2 北九州市災害警戒本部

市域について災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、市長は必要に応じて北九州市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。

災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは軽微な災害に対する応急対応を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる体制を整えておくことを目的とする。

1 構成

災害警戒本部は、災害警戒本部長（以下「警戒本部長」という。）、災害警戒副本部長（以下「警戒副本部長」という。）、災害対策本部の本部員及びその他の職員をもって構成し、災害対策本部の一部の部を置く。

(1) 警戒本部長

危機管理監

(2) 警戒副本部長

危機管理室長

(3) 本部員

災害対策本部の例によることとする。

(4) 部・班（隊）

災害対策本部の例によることとする。

2 設置基準

災害警戒本部の設置基準は、次のような事例が発生した場合とする。

(1) 風水害等における基準

ア 北九州市に暴風、大雨、洪水、高潮等の警報又は注意報が発表され、災害が発生するおそれがある場合

イ 12 時間後の台風進路予報で市域の一部または全域が暴風警戒域に入った場合

ウ 国土交通大臣又は福岡県知事により、市内の河川について水防警報が発令された場合

エ 遠賀川下流部氾濫注意情報が発表された場合

オ 市域の一部において、有効先行降雨量が一定基準に達し、なお降雨が見込まれる場合

カ その他軽微な災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

(2) 震災における基準

ア 市内に震度4を観測する地震が発生した場合

イ 市内の沿岸部を含む津波予報区に、津波注意報が発表された場合

ウ その他災害の状況により市長が必要と認める場合

3 災害警戒本部室の設置場所

災害対策本部の例によることとする。

4 災害警戒本部の設置及び閉鎖の通知

災害対策本部の例によることとする。

5 災害警戒本部会議の開催

災害警戒本部に警戒本部会議を置き、警戒本部長、警戒副本部長、本部員及び警戒本部長が必要と認める者をもって組織する。

警戒本部会議は、必要に応じて警戒本部長が招集する。協議内容については、災害対策本部会議の例によることとする。

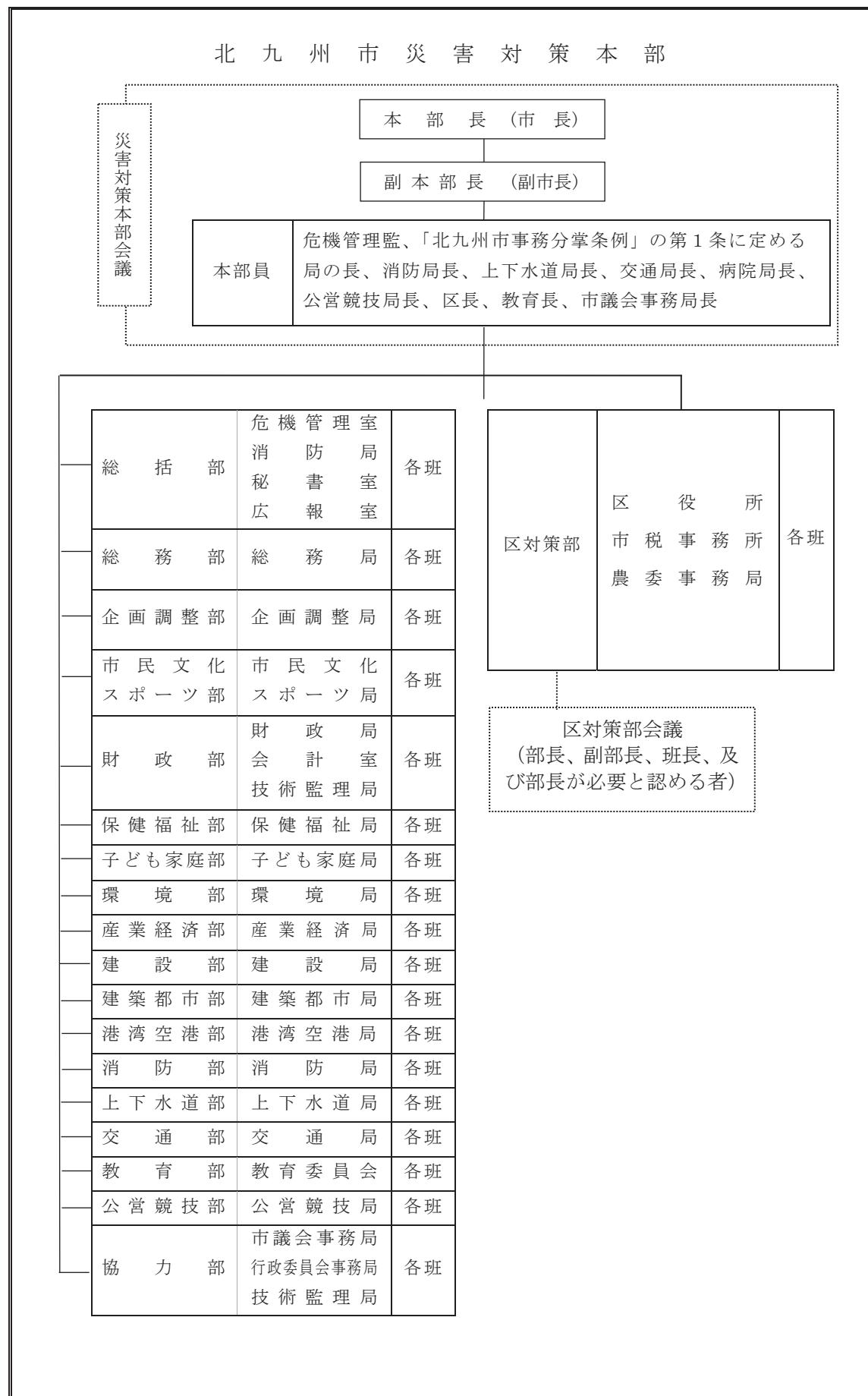
6 防災関係機関職員の派遣

災害対策本部の例によることとする。

7 災害警戒本部の閉鎖

災害対策本部の例によることとする。

※ 北九州市災害対策本部機構表



第2節 防災体制

第1 防災指令の発令

災害対策本部又は災害警戒本部を設置した場合、本部長又は警戒本部長は、職員を動員・配備するための指示である「防災指令」を、各局・区等の長に対して発令する。また、災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模等が想定される風水害等の場合は、タイムライン（防災行動計画）を考慮し防災指令を発令する。

なお、防災指令発令後においても、災害発生状況等に応じて、本部長又は警戒本部長は発令した防災指令を切替えることができ、災害対策本部又は災害警戒本部を閉鎖した場合は、閉鎖と同時に解除する。

1 発令基準

(1) 風水害等における基準

各防災指令は、災害の規模、種類、態様等に応じ、原則として次の基準により発令される。

ただし、本部長又は警戒本部長は、災害の規模及び態様等によっては、この基準と異なる防災指令を発令することができる。

区分	防災指令名	発令基準	動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
災害警戒本部	初動警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、災害発生のおそれがあるとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色 (オレンジ)
	初動警戒体制(避難準備)	台風等の接近時又は気象台が注意報を発表し、警報に切り替える可能性を言及している場合で、避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に該当するとき。	避難所開設に伴う避難者への対応等に必要な人員	
	警戒体制	気象台が注意報又は警報を発表し、軽微な災害が発生したとき。	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色 (レッド)
	第2配備体制	災害救助法の適用を要する程度の災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	市内全域にわたる大規模な災害、又は特に甚大な局地的災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。	全職員	

※防災指令の発令にあたっては、公共交通機関の運休や道路状況等を十分に考慮する。

(2) 震災における基準

防災指令の発令基準は、市内で観測された震度及び大津波警報・津波警報・注意報の発表に応じた区分によることとする。

ただし、本部長又は警戒本部長は、災害の規模及び態様等によっては、この基準と異なる防災指令を発令し、切替えることができる。

区分	防災指令名	発令基準		動員・配備すべき職員の基準	北九州市危機管理基本指針に基づく危機レベル
		震度	大津波警報・津波警報・津波注意報		
災害警戒本部	初動警戒体制		「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に津波注意報が発表されたとき。	情報収集及び伝達に必要な人員	橙色 (オレンジ)
	警戒体制	震度4	「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に、 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	
災害対策本部	第1配備体制	震度5弱	「福岡県瀬戸内海沿岸」又は「福岡県日本海沿岸」の予報区に、 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき。	災害に対する応急対策活動に必要な人員	赤色 (レッド)
	第2配備体制	震度5強		総合的な応急対策活動に必要な人員	
	第3配備体制	震度6弱以上		全職員	

2 職員の動員・配備

防災指令の発令を受けた各局・区等の長は、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、あらかじめ作成した災害動員計画に基づいて所定の職員を動員・配備する。

ただし、災害の規模及び態様等によっては災害動員計画にかかわらず職員数を増強又は縮小して動員・配備できるものとし、この場合、速やかに本部長又は警戒本部長に報告するものとする。

3 職員動員・配備にあたっての留意点

(1) 災害時における情報収集

気象条件等により、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、職員は積極的に気象・災害情報の収集に努め、防災指令の発令を確認した場合は、速やかに所定の配備場所に参集することとする。

(2) 震度4以上の地震による参集

市内に震度4以上を観測する地震が発生した場合は、災害対策本部又は災害警戒本部が設置され、震度に応じた防災指令が発令されることとなる。

このため、所定の職員は、各自参集が必要な震度をあらかじめ把握しておくこととし、夜間・休日等に、テレビ、ラジオ等で市内に震度4以上の地震を確認した場合は、個別の連絡・指示を待たずに参集することとする。

なお、地震による揺れを感じたが、テレビ、ラジオ等で市内の震度が確認できない場合には、消防局指令センター又は危機管理室危機管理課に連絡して確認することとする。

(3) 最寄りの区役所・出張所等への臨時参集

災害発生後又は夜間に参集が必要な場合で、公共交通機関等が利用できずに所定の配備場所につくことができない場合には、安全な手段を各自判断して最寄りの区役所・出張所等に臨時参集し、区対策部長等の指示に従うこととする。

(4) 動員・配備完了後の報告

各局・区等の長は、防災指令の発令により職員の動員・配備を完了したときには、動員・配備した職員数を直ちに本部長又は警戒本部長に報告するものとする。

なお、大規模災害にあたっては、可能な通信手段を利用して各所属職員の安否

確認を行うとともに、各自の判断で臨時参集した職員の状況を把握し、本部長又は警戒本部長に報告するものとする。

(5) 他の部への応援配備

各局・区等の長は、災害時の各部の業務において他部の職員の動員が必要な場合、本部長又は警戒本部長に対し、応援配備を要請することができる。

本部長又は警戒本部長は、災害時の各部の業務実態に応じて、各部に所属する職員を他部に応援配備するよう部長に指示することができる。この場合、他部に配備された応援職員は、配置先の部長の指示に従うこととする。

なお、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 2 条に規定する政令で定める程度の災害が発生した場合の応援配備の要請は、「第 3 章第 24 節 受援計画」に基づき実施する。

(6) 区対策部（区役所）及び消防隊（消防署）による協力体制の確立

「警戒体制」以降の防災指令が発令された場合、区対策部及び消防隊は、相互に情報連絡員を派遣するなどして災害情報の収集・伝達に努め、協力体制を確立することとする。

第2 災害動員計画の作成

【付属資料編】
359 頁

各局・区等の長は、防災指令の発令に備え、職員を動員・配備するための計画である「災害動員計画」を毎年 1 回（5 月 1 日付）作成し、危機管理監に通知しておくものとする。

なお、災害動員計画の作成にあたっては、勤務時間外、特に夜間の発令に対応できるよう職員の住所等を考慮し、参集体制には万全を期するものとする。

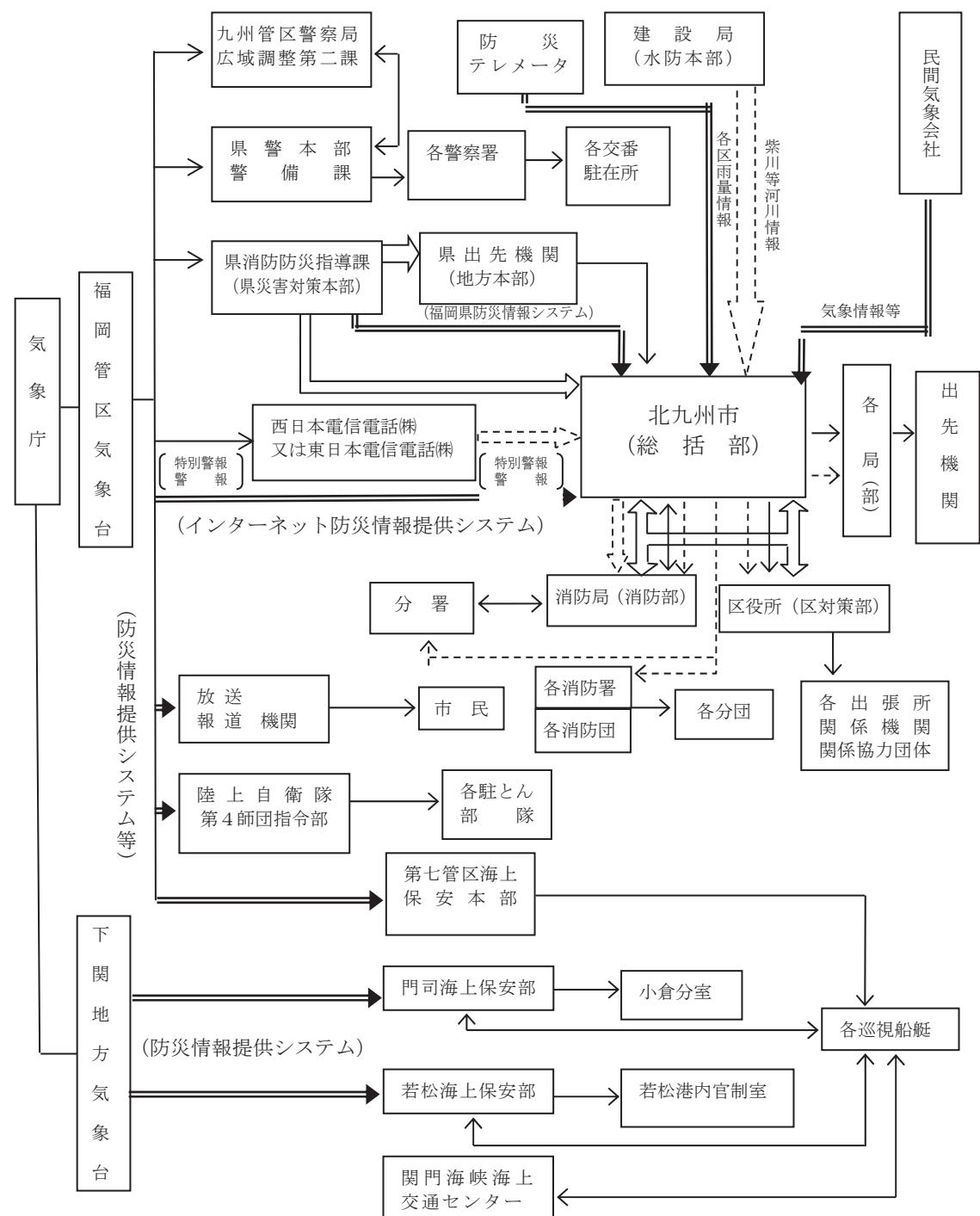
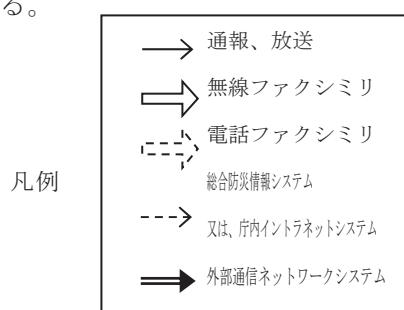
また、各局・区等は勤務時間外における防災指令の発令に備えて、連絡方法、連絡系統を定めた「緊急連絡網」を併せて作成し、職員に周知しておくものとする。

【付属資料編】
81頁

第3節 気象情報等の収集・伝達

気象予報、警報、災害情報等の収集伝達並びに防災指令及び災害対策に必要な指示、命令等の伝達を迅速かつ確実に実施するための計画である。

第1 気象情報等の収集伝達系統

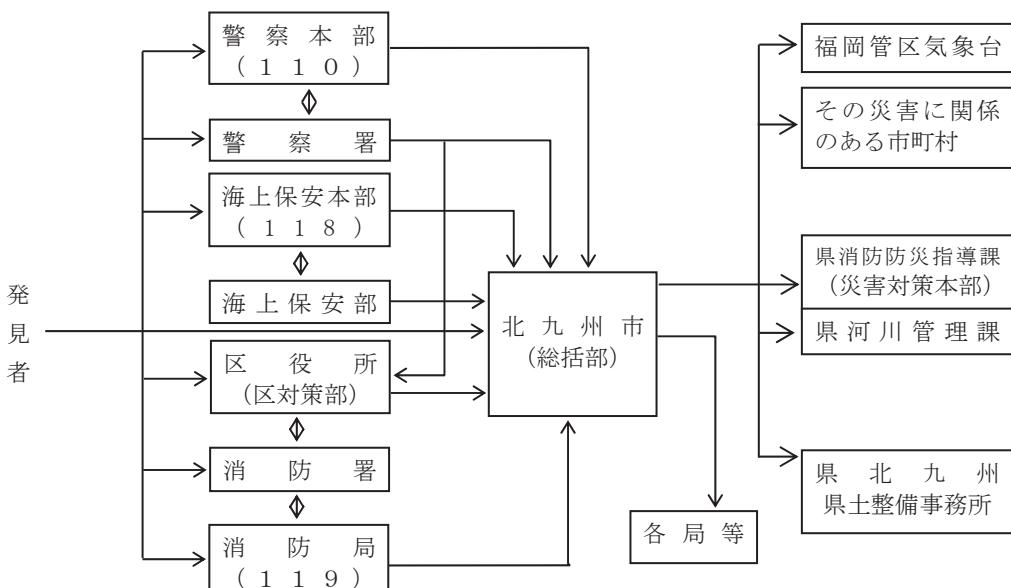


第2 気象情報等の収集伝達

- 1 実施担当機関 総括部 区対策部
- 2 危機管理室（総括部）は、県知事（県消防防災指導課）から通報される気象情報等を速やかに収集する。また、衛星回線を利用した情報収集も同時に行う。

第3 異常発見者の通報

- 1 災害が発生するおそれがある異常な現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう、異常波浪、地すべり、異常潮位等）を発見した者は、消防局、消防署、区役所総務企画課、警察本部、海上保安本部へ通報しなければならない。
- 2 異常発見者の通報系統図（災害対策基本法第54条による。）



第4 伝達方法

- 1 福岡県から市に通報される福岡管区気象台発表の気象情報等は総括部に通報される。
- 2 総括部は気象情報等を速やかに本（副）部長に報告し、それに基づく防災指令を各部に伝達する。解除された場合もこれに準ずる。
- 3 気象情報等の伝達は必要なものについて行う。
- 4 各部への伝達は総括部から庁内インターネットシステム、北九州市総合防災情報システム又は電話で行う。
- 5 各部への伝達は、勤務時間内にあっては情報連絡員（各局等の庶務担当係長）に対して行い、勤務時間外にあっては各局等の庶務担当課長（宿直員所在の区、局等は宿直員）に対して行う。
- 6 伝達は、必要と認める関係部の班長へも同時に行う。

- 7 伝達を受けた者は速やかに所属の部長に報告し、それに基づく指令を部の定めた各下部組織への伝達系統によって伝達するものとする。
- 8 本部は異常現象の通報を受けたときは早急にそれに対する応急対策が行えるよう直ちに関係機関に伝達するものとする。

第4節 災害通信

気象情報、災害情報等の情報収集並びに防災指令、応急対策に必要な指示及び命令等の伝達を迅速かつ確実に実施する通信の確保を図るための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、港湾空港部、消防部、上下水道部、交通部、区対策部、福岡県

第2 通信途絶時における処置及び応急対策

- 1 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- 2 通信手段の確保
 - (1) 北九州市有の同報系防災行政無線を使用する。
 - (2) 警察有線電話の利用を求める。（災害対策基本法第79条）
 - (3) 消防無線の利用を図る。
 - (4) 水道無線の利用を図る。
 - (5) 国際海上VHF港湾無線の利用を図る。
 - (6) 気象台、福岡県災害対策本部、同地方本部等との連絡については、福岡県防災・行政情報通信ネットワークを利用するほか、その情勢に即応したそれぞれの機関の無線施設を電波法第52条の非常通信内容のものに限り利用を求める。
 - (7) 市職員のアマチュア無線局の利用について協力を求める。
 - (8) アマチュア無線局の利用について協力を求める。
 - (9) 地域衛星通信ネットワークを活用し、消防ヘリコプターテレビ及び監視カメラで収集した映像等を消防庁へ送り、国からの早期応援体制を確立する。

第5節 被害状況等の収集・伝達

【付属資料編】
129頁

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、関係機関と緊密な連絡をとり、市地域にかかる災害の被害状況等を迅速かつ確実に収集伝達するための計画である。

第1 実施担当機関

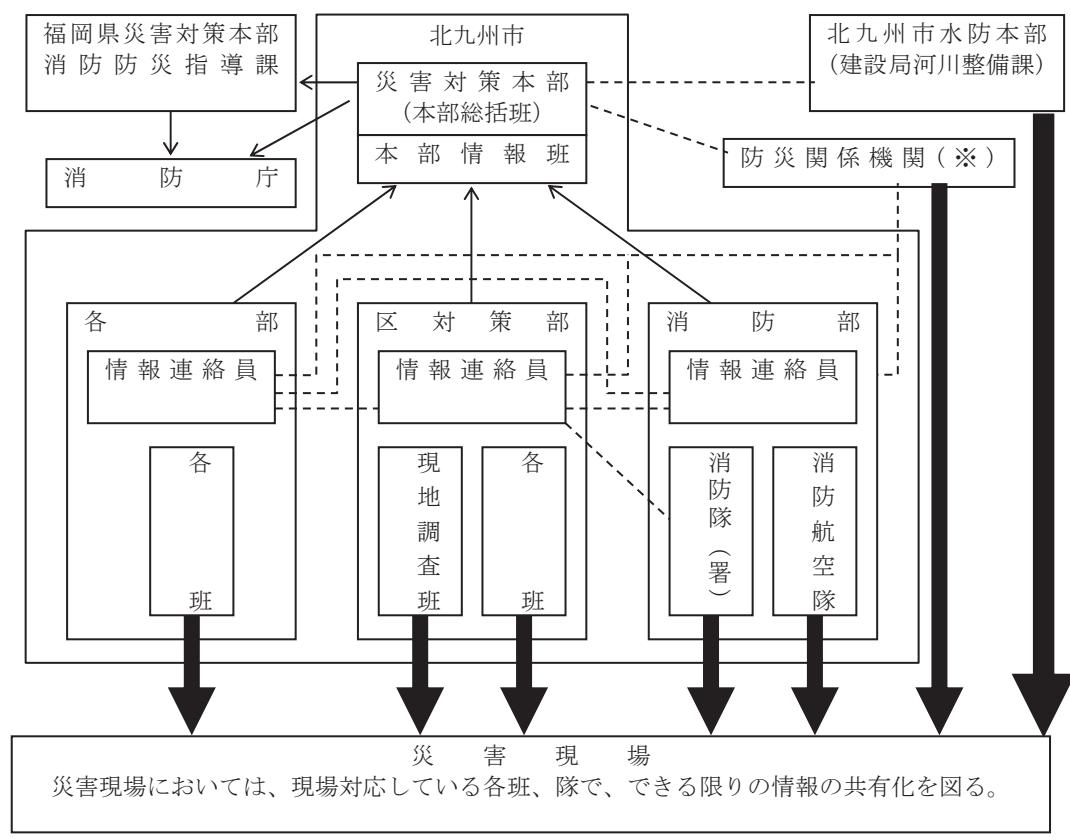
総括部、各部、区対策部、防災関係機関

第2 被害状況等の種類

- 1 被害状況
- 2 災害応急対策実施状況
- 3 その他災害についての各種の情報

第3 収集伝達方法

1 収集系統



※ 防災関係機関・・・「第1節防災組織 第1 北九州市災害対策本部の10」に定める防災関係機関

2 収集伝達の方法

- (1) 被害状況及び応急対策実施状況の把握のため、各部においては常に収集伝達できる体制を整備しておくものとする。
- ア 「北九州市総合防災情報システム」の構築により、各部で把握した被害情報を、情報端末間の電子通信により総括部へ伝達すると同時に、収集した情報を総括部から区対策部等の関係部に伝達する体制を整える。
- イ 総括部、各部、区対策部及び消防部においては、相互の情報収集はもとより、情報提供面における協力協定締結機関や防災関係機関と緊密な連絡体制を設置して、迅速な被害情報等の把握に努める。
- ウ 各部（局）は、被害情報の広範囲化と公共施設の被害状況を早期に把握するため、警戒本部（警戒体制）設置時から、所属出先機関に「周辺情報連絡員」として職員を最低1～2名配置し、定期的な連絡体制を設置することにより被害情報の把握に努める。収集した情報は各部の総務班でとりまとめのうえ、総括部情報班に隨時報告を行う。
- エ 各部（局）は、動員計画作成時に、所属出先機関の所在地と施設機能の重要度及び施設の実状を勘案して「周辺情報連絡員」配置施設を選定する。
- オ 各部は、動員計画作成時には、必要な出先機関に「周辺情報連絡員」として必要な職員数を確保しておくこととする。
- カ 区対策部による「現地調査班」、建設部による「水防監視要員」や消防部による「消防隊」に加え、市民文化スポーツ部の「安心・安全相談センター」を活用することにより、災害の発生のおそれがある場合（風水害危険区域においては、有効先行降雨量が一定基準に達したとき等）や災害発生後安全が確認できた場合には、パトロールを積極的に実施し、災害発生危険個所や災害発生状況の早期把握に努める。
- キ 被害が一部の区に集中した場合には、他の区対策部の「現地調査班」や消防部の「消防隊（消防署）」は、実施可能な範囲内で被害情報の収集についての支援を実施する。
- (2) 収集伝達は、「被害状況等収集伝達要領」に基づき実施する。
- (3) 総括部は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概略的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。
- 通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告するものとする。なお、人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約するため、通信の回復等を待ち報告するものとする。
- 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者

は外務省)に連絡するものとする。

3 被災写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料及び記録保存のためにきわめて重要である。適宜被害箇所を選定し、被害の程度及び状況がわかるよう、また被害の報告写真として役立つようなものを撮影するものとする。

4 画像伝送システムの活用

消防ヘリコプターや高所監視カメラ(石峰山、母原、消防局)で撮影した映像を、消防指令センターを介して災害対策本部で受信し、情報の共有及び迅速な災害対応を図る。

第6節 災害の広報・広聴

災害の時、北九州市災害対策（警戒）本部が災害について、市民、旅行者等の滞在者及び関係機関へ情報の周知を図るための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、総務部、企画調整部、市民文化スポーツ部、区対策部、関係各部・機関

第2 広報・広聴方針

- 1 多様な情報伝達・収集手段を活用して、市民のみならず、外国人や市外からの来訪者にも配慮した迅速的確な広報広聴を実施する。
- 2 被災現場の状況や被災者のニーズなどの変化に速やかに対応できる、情報伝達・収集体制を確立する。

第3 広報事項

- 1 気象情報及び警報等
- 2 被災状況（交通機関の運行状況、交通規制状況等を含む）
- 3 災害対策状況及び避難勧告等
- 4 災害に対する市民の心得及び処置等の事項
- 5 生活関連情報等

第4 報道機関に対する情報提供

- 1 「第3」の事項は総括部が報道機関に発表する。
なお、北九州市災害対策本部が設置された場合、総括部に災害対策本部報道官を設置し、報道機関に情報提供を行う。
- 2 報道機関が独自で取材する場合は、積極的に協力する。
なお、取材協力の際は、被災者のプライバシー等に配慮し対応する。
- 3 市災害対策本部会議の開催などに合わせて定時の報道発表に努める。
- 4 人的被害に関する情報提供については、県及び県警察と情報を共有し提供内容の整合を図る。

第5 市民等への周知

災害時における市民への広報は、必要に応じて以下の方法により行う。また、「第2章

「第19節 要配慮者支援体制の整備」に基づき、災害時の情報収集が困難な要配慮者に配慮した広報を行う。

1 テレビ、ラジオ

総括部は、「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」を締結している放送局に放送を要請し、伝達する。また、テレビの文字放送等の活用を図る。

2 ホームページ

総括部は、市ホームページ及び防災に特化したホームページ「防災情報北九州」により伝達する。

3 緊急速報メール

総括部は、緊急速報メールを活用して伝達する。

4 登録制の防災メール

総括部と消防部は協力し、登録制の防災メールを活用して伝達する。

5 SNS (Social Networking Service:ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

総括部は、SNS(ツイッター、ライン)を活用して伝達する。

6 市民防災会の連絡網

消防部と区対策部が協力し、市民防災会の連絡網を活用して伝達する。

7 同報系防災行政無線

区対策部又は総括部は、同報系防災行政無線を活用して伝達する。

8 災害情報自動配信システム

総括部は、災害情報自動配信システムを活用して情報入手困難な視覚、聴覚に障害のある人に避難に関する情報を伝達する。

9 防災アプリ「ハザードン」

区対策部又は総括部は、防災アプリ「ハザードン」を活用して避難に関する情報を伝達する。

10 その他

(1) 区対策部、消防部、関係各部及び関係機関等は、災害の状況等に応じて、広報車、消防車、ヘリコプター、船艇、戸別巡回等により伝達する。

(2) 九州総合通信局との協議による臨時的なFM局を開設して伝達する。

第6 広報資料の収集

被災地域の状況を写真等におさめ、復旧・復興対策及び広報活動の資料として活用する。

第7 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、区対策部長が関係機関と協議して行う。

第8 市民相談・問い合わせ対応体制の確立

1 市民相談・問い合わせ窓口の設置

災害後の市民からの多種多様な相談、問い合わせに対応するため、必要に応じて、総合相談窓口を設置する。

また、災害後の市民の要望等の把握や被災及び復旧・復興の相談に応じるため、速やかに臨時相談窓口、専門相談窓口などを設置する。

なお、各相談窓口を設置した場合は、「第5 市民等への周知」に基づき、市民への広報を実施する。

- (1) 総合相談窓口の設置（市民文化スポーツ部、区対策部）
- (2) 避難所等での臨時相談窓口の設置（区対策部）
- (3) 女性相談窓口の設置（総務部）

市民文化スポーツ部が設置する相談窓口は、各部（局）から応援職員を編入のうえ設置する。区対策部が設置する相談窓口は、総務班に各班から応援職員を編入し設置する。また、必要に応じて、各部（局）から応援職員を編入し設置する。

2 広報についての連携

市民が必要としている情報を提供するため、市民文化スポーツ部は、市民から受けた要望等を分析し、総括部と広報についての連携を図る。

3 要望等の処理

寄せられた要望等については、各部（局）・関係機関と連絡調整し処理するものとし、併せて復旧・復興計画に反映させる。

また、市政モニター等を通じ復旧・復興計画についての要望等を調査し、復旧・復興計画に反映させる。

第9 公共施設等の緊急広報

災害時において、不特定多数の人々が集まる公共施設等での混乱を防止するため、公共施設等の管理者は利用者に対して災害状況や予警報・避難経路の伝達等、広報を実施する。

第10 外国人への多言語による情報提供・相談対応

災害時において、「災害対応多言語コールセンターサービス」を利用し、19言語への多言語対応を行う。また、企画調整部は、大規模災害発生時において、言葉の問題を抱える外国人に必要な支援活動を行うために市が必要と判断した場合、北九州国際交流協会が運営を行う「北九州市災害多言語支援センター」を設置する。

第11 駐日外国公館及び在外公館からの問い合わせ対応

災害発生後において、駐日外国公館及び在外公館からの被災地の外国人の被害状況に関する問い合わせに対応するため、必要に応じて、企画調整部に問い合わせ窓口を設置する。

第7節 水防

洪水、内水、津波及び高潮等による水害を警戒し、または防御し、被害の軽減を図り、水防活動の万全を期すための計画である。

第1 計画内容

以下の事項とし、北九州市水防計画（別冊）に定める。

- 1 水防組織及び体制に関する事項
- 2 気象情報、水防情報の情報連絡に関すること
- 3 重要水防箇所、浸水想定区域に関する事項
- 4 警戒・監視・水防活動・水防資機材等に関する事項
- 5 避難及び避難所に関する事項
- 6 訓練に関する事項
- 7 その他水防活動に必要な事務に関する事項

第8節 火災対策

地震発生時の火災による被害を軽減するための消防活動計画である。

【付属資料編】
41頁

第1 実施担当機関

消防部

第2 初動体制の確立

1 消防災害対策本部の措置

(1) 消防災害対策本部の設置

災害状況等の各種情報の早期把握と総括的な部隊運用等を展開するため、消防局に消防災害対策本部（以下「消防本部」という。）を設置する。

(2) 消防指令、通信手段の確保

消防局指令課は、地震発生後、直ちに通信設備等の機能点検を行い、機能障害が発生している場合は、無線通信の確保を最重要とし、使用できる中継基地局の活用、移動局や携帯無線の活用を図り、概ね全市域をカバーするよう適正配置を行う。

(3) 災害情報の収集

市民からの通報及び出動隊からの情報等により、早期に災害状況を把握する。また、消防ヘリコプターを活用し、全市域の火災等の災害発生状況や道路状況等の情報収集に当たる。

(4) 他都市消防機関への応援要請

火災の発生状況が本市の消防力のみでは、鎮圧が困難と判断される場合は、早期に消防相互応援協定等に基づき他都市消防機関への応援を要請する。

2 消防隊災害対策本部の措置

(1) 消防隊災害対策本部の設置

各消防署管内の火災発生状況に応じた部隊運用を展開するため各消防署に消防隊災害対策本部（以下「消防隊本部」という。）を設置する。

(2) 出動体制の確立

各消防署所においては、消防車両の出動障害を避けるため、消防車等を車庫前又は適地へ移動する。

(3) 消防部隊の編成及び報告

自動参集による非常参集者及び毎日勤務職員により、消防部隊の編成を行い、部隊の編成状況及び非常参集状況を消防本部に報告する。

(4) 通信連絡体制の確保

各消防署所は、指令通信設備の点検を行い、通信連絡体制の確保に当たるものとする。

第3 消防部隊の運用

1 部隊運用方針

部隊運用は、地震による火災の発生状況が局地的なもので小規模である場合は、通常の指令運用とするが、市域内で広範囲に同時多発火災が発生した場合は、各消防隊本部において、所属部隊の運用を行うこととする。

2 消防本部の部隊運用要領

(1) 消防隊本部から応援の要請があった場合は、部隊に余力のある消防隊本部に対し、必要な地域へ出動させるものとする。

(2) 他都市消防機関へ応援を要請した場合にあっては、次の点に留意し受援に関する業務を行うこととする。

ア 応援消防隊の参考場所は、消防本部、消防訓練研修センター及びその他の宿営地から状況に応じて指定することとする。

イ 応援消防隊の車種、隊員数及び市内の火災発生状況を勘案し、応援消防隊の適正配置を行う。

3 消防隊本部の部隊運用要領

(1) 消防隊本部は、自己管内の火災発生件数、地域及び延焼状況を総合的に判断し、消防活動戦略を決定して所属部隊及び応援消防隊の効率的運用を図る。

(2) 部隊の運用に当たっては、火災発生地域の人命危険及び延焼危険度を考慮するとともに、避難住民の安全に重点をおき、部隊の効率的運用を図る。

第4 消防活動要領

1 火災出動の優先順位

火災が同時に多発した場合は、大火災への延焼拡大を防止するため、木造家屋密集地帯等の特定消防区域の火災現場へ、可能な限り優先的に出動する。

2 出動途上における留意事項

(1) 出動途上における交通障害の状況、火災の発生、推移状況及び応援隊の必要の有無等を無線機を活用し、適宜報告する。

(2) 拡声装置、メガホン等により、出動経路付近の住民に対して、火の始末、初期消火、自主避難等について広報を行う。

3 消火活動

(1) 消防水利の選定は、原則として火点直近の防火水槽及び河川、池、海等の自然水利に部署するものとする。

(2) 火災が拡大し、又は合流火災となり延焼拡大した場合は、これを阻止するため消防部隊を集結するとともに、防ぎよ線を設定する等消防力の効果的な運用を図る。

第9節 津波対策

第1 実施担当機関

総括部、産業経済部、建設部、港湾空港部、区対策部、消防部、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、福岡県警察

第2 監視体制

1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸地区及び沿岸地区河川流域の住民等に対し直ちに安全な場所（高い頑丈な建物、高い場所など）に避難するよう周知するとともに緊急必要な措置をとるため、関係機関からの情報入手及び通報伝達体制等を確立する。

なお、異常を発見した場合は、状況に応じて、海浜にある者に対し早期退避を呼びかける等の措置を講ずるものとする。

2 潮位については、国土交通省九州地方整備局閨門航路事務所等において観測を行い、関係機関に通報し、また、関係機関からの照会に応じるものとする。

3 地震及び津波警報等の状況を迅速に把握するため、NHKの放送を地震を感じてから1時間以上聴取する責任者を定めておくものとする。

4 その他、気象情報等の収集・伝達に関する事項は、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」に基づき実施する。

【付属資料編】
24頁

第3 津波警報等・津波情報の伝達体制

1 避難指示（緊急）、津波警報等は、「第3章第3節 気象情報等の収集・伝達」及び「第3章第6節 災害の広報・広聴」により可能な限り迅速かつ的確に関係機関及び市民等に伝達する。

2 「強い地震等を感じたら、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること」を基本として、次に示す「津波に対する心得」の例により、沿岸地区及び沿岸地区河川流域における広報を行い、周知徹底を図る。

また、第七管区海上保安本部（門司・若松海上保安部）等の防災機関は、FAX、メール、インターネット及び無線等の手段により、閨門港自然災害対策委員会等の関係機関と連携し、船舶に対して津波警報等を伝達する。

3 津波は繰り返し襲ってくることから、避難場所等から自宅に戻ろうとする市民等の安全確保のため、避難指示（緊急）、津波警報等が解除されるまで、市民等への情報伝達に努める。

【津波に対する心得】

① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所（高い頑丈な建物、高い場所など）に避難する。

- ② 地震を感じなくても、大津波警報、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、同報系防災行政無線、広報車などを通じて入手する。
- ④ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れない。また、津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

第4 避難指示（緊急）の発令

- 1 大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたときは、避難対象地域を含む沿岸部及び沿岸部河川流域の住民等に対して、当該警報又は注意報を伝達し、安全な場所への早期避難を呼びかけるとともに、状況に応じて、「第3章第19節 避難勧告等の実施、警戒区域の設定」に基づき、避難指示（緊急）を発令する。
- 2 避難指示（緊急）は、以下の場合を基準として発令する。

津波警報等の種類	避難情報の発令内容	発令対象地域	体制
津波注意報	避難指示（緊急）	津波予報区に該当する水域の海岸堤防等より内側 (漁業従事者、沿岸の港湾施設等で業務に従事する者、海水浴客等を対象として想定)	災害警戒本部
津波警報 大津波警報		第2章第13節で設定する避難対象地域	災害対策本部

- 3 消防部の既存計画に基づき、津波警報等の情報の収集を行い、津波到達予想時間を考慮して、住民に対して避難の呼びかけ・誘導を行う。
- 4 避難所を開設する場合は、「第3章第20節 避難者の受入れ対応」に基づき実施する。

第5 津波からの避難

- 1 揺れや津波情報をきっかけに、直ちに、できるだけ早く、高いところへ避難することが必要である。津波は、大きな揺れやゆっくりとした長い揺れに伴って発生することが考えられることから、海岸や河川の近くにいる場合は、揺れを感じたら情報を待たずに海や川から離れた安全な場所へ避難する。
- 2 逃げ遅れた場合には、近くにある少しでも高い頑丈な建物、高い場所へ駆け上がる。

【津波避難の3原則】

- ① 想定にとらわれない

想定はあくまでも自然現象を予測するシナリオのひとつであり、ほかにもあらゆる可能性があることを理解すること。

- ② 最善を尽くす

どのような状況になるか予測できない災害時にできることは、その状況のなか

で最善の対応行動をとること。

③ 率先避難者たれ

いざというときには、まず自分が率先して避難することで、その姿を見て、ほかの人も避難するようになり、結果的に多くの人を救うことができること。

- 3 避難対象地域内の住民等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努める。

第6 避難所の開設・受入れ・運営

- 1 避難所の開設・受入れ・運営などについては、「第3章第20節 避難者の受入れ対応」に基づき実施する。
- 2 避難所の開設にあたっては、「第3章第30節 市有建築物の応急対策」に基づき、被害状況の把握を行い、必要な場合は応急修理等により安全確保を行う。
- 3 避難後の救護については、「第3章第27節 医療・助産及び避難行動要支援者支援対策」に基づき実施する。

第7 避難行動要支援者などの避難への支援

高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦等への支援については、「第2章第19節 要配慮者支援体制の整備」に基づき実施する。

第8 被害状況等の収集・伝達

災害の被害状況の収集・伝達は「第3章第5節 被害状況の収集・伝達」に基づき実施する。

第9 災害時の通信の確保

災害により通常使用している情報連絡網に支障が生じた場合の通信については、「第3章第4節 災害通信」に基づき確保する。

第10 津波からの防護

緊急点検・巡視

津波による被害が想定される公共施設について、避難に要する時間を考慮した上で緊急点検や巡視を行い、職員及び来訪者の安全確保に努める。

第11 関係機関等の措置

1 電気・ガス

「第3章第45節 電力・ガス施設災害応急対策」に基づき、電力及びガス供給機関の施設とその応急対策を把握しておき、災害発生に際し、同機関の施設の防護に協力し、被災地の電力及びガスの供給確保を図る。

2 通信

「第3章第46節 通信施設災害応急対策」に基づき、災害からの施設の防護や被災時の早期復旧、予定避難所での特設公衆電話の設置などを実施する。

3 放送

総括部は、「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」を締結している放送局に放送を要請し、放送局は協定に則して放送を行う。

4 交通輸送

災害等により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、「第3章第25節 交通輸送」に基づき、交通制限、迂回、交通総量抑制対策などを実施する。

5 鉄道、バス、空港、フェリー、高速道路ほか交通機関

災害時、及び災害により被害が発生するおそれがある場合、「第3章第25節 交通輸送」に基づき、運行の停止、乗客等の避難誘導等、必要な安全確保対策を取る。

第12 救出救助

「第3章第26節 救出救急業務」に基づき、災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して被災者を保護するとともに救急業務を円滑に行う。

第13 自衛隊災害派遣要請

自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣要請については、「第3章第42節 自衛隊災害派遣要請」に基づき実施する。

第14 食料、物資等の調達

災害時に避難者、被災者及び応急対策要員等に供給する食料・飲料水、避難者の生活必需物資のほか、応急対策等に要する物資等については、備蓄を活用するとともに、「第3章第21節 食料供給、第22節 給水、第23節 物資供給、第24節 受援計画」に基づき、確保と円滑な供給を行う。

第15 災害時の連携

1 相互応援協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要なとき、「第3章第43節 相互応援協力」に基づき、他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、相互応援協力して、災害応急対策活動の万全を期する。

2 民間企業・民間団体との協力

災害時において、「第2章第27節 民間企業等による災害時地域支援」、「第3章第44節 民間団体協力要請」に基づき、市と民間企業、民間団体が連携して、迅速的確に災害対策及び避難者支援に万全を期する。

第16 帰宅困難者対策

- 1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間企業等との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- 2 帰宅困難者への対応にあたっては、「第2章第22節 企業防災の推進」に基づく企業での取組み、「第2章第27節 民間企業等による災害時地域支援」での帰宅困難者への支援に関する協定などとあわせて実施する。

第10節 海上災害応急対策

【付属資料編】
215頁

第1 実施担当機関

総括部、区対策部、関係各部、九州運輸局福岡運輸支局、九州地方整備局、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊、福岡県

第2 情報の収集・伝達

1 警報等の伝達周知

船舶及び臨海諸施設等に対して、重大な影響を及ぼす事態の発生を知ったときは、次により伝達周知を図る。

(1) 気象に関する警報

ア 気象情報の放送

イ 実施担当機関所属船艇（以下「船艇」という。）による巡回周知

ウ 関門港自然災害対策委員会連絡系統による周知

(2) 航路障害物の発生及び航路標識の異常

ア 航行警報・安全通信の放送

イ 水路通報への掲載

ウ 船艇による巡回周知

(3) 大量の流出油等

ア 航行警報・安全通信の放送

イ 船艇による巡回周知

ウ 関門・宇部海域排出油等防除協議会連絡系統による周知

2 情報の収集

関係機関は密接な連絡をとるとともに、船艇、航空機等により次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集し、収集した情報は必要に応じ関係先に通報する。

(1) 被災状況

ア 船舶、海洋施設及び港湾施設等の状況

イ 水路、航路標識等の状況

ウ 石油コンビナート等臨海施設の状況

(2) 港内の状況

ア 在泊船舶の状況

イ 船舶交通の状況

(3) 港湾等における避難者の状況

(4) その他発災後の応急対策の実施上必要な事項

第3 海上災害対策

1 海上火災対策

海上における火災に対しては、関係機関が協力して次のとおり対策を講ずる。

- (1) 船舶及び臨海施設等の火災に際しては、巡視船艇、消防艇、警備艇、航空機により、人命の救助、消防活動を行う。
- (2) 陸岸に近接する海域、船舶交通の輻輳する海域等においては、火災船舶のえい航沖出し等の措置を講じるほか、必要に応じ、船舶交通の制限又は禁止、避難勧告及び誘導を行う。

2 流出油灾害対策

船舶又は臨海施設等から海上に大量の油が流出したときは、次の対策を講ずる。なお、石油コンビナート等特別防災区域内に係る事故については、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画により対応するものとする。

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

ア 本部の設置及び目的

第七管区海上保安本部が、県知事と協議のうえ「災害対策連絡調整本部」を設置した場合は、市職員を「災害対策連絡調整本部」へ派遣するものとする。

ただし、事故の規模等から被害が市域内に限定される局地的なものであるなどの理由により福岡県地域防災計画に基づいた「災害対策連絡調整本部」が設置されない場合、門司又は若松海上保安部は、市災害（警戒）対策本部と協議のうえ原則として「災害対策連絡調整本部」を海上保安部に設置し、防災関係機関の相互の連携を密にして対策の調整及び実施を行うものとする。

イ 構成

門司海上保安部、若松海上保安部、九州運輸局福岡運輸支局、九州地方整備局、自衛隊、警察、北九州市、事故発生責任機関及びその他関係機関

ウ 設置場所

門司海上保安部、若松海上保安部又は事故現場に近い適当な場所

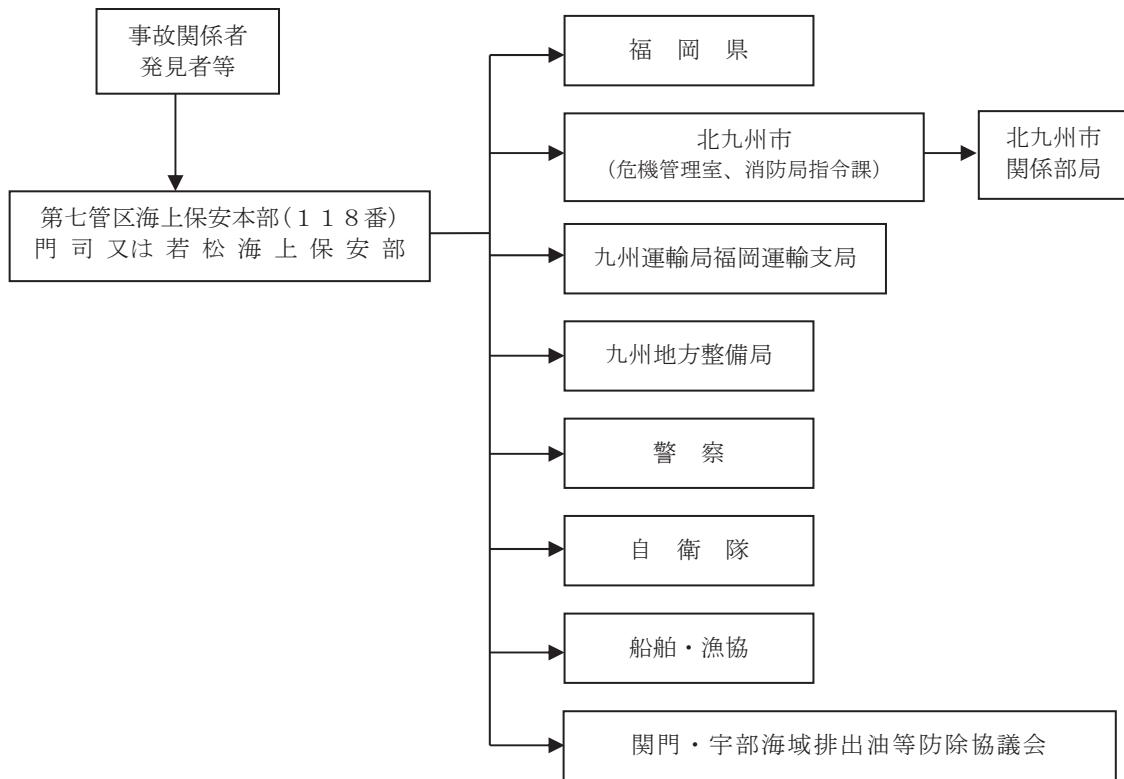
(2) 「関門・宇部海域排出油等防除協議会」との連携

「関門・宇部海域排出油等防除協議会」と連携し、災害応急対策を実施する。

(3) 通報連絡

事故発生及びそれにともなう災害の状況等の通報は、次により行う。

ア 通報系統



(4) 通報事項

ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量、又は施設名

イ 事故発生日時及び場所

ウ 事故の概要

エ 気象・海象

オ 流出油の状況

カ 今後予想される災害

キ その他必要な事項

(5) 災害対策実施機関及び実施事項

ア 海上保安部

(ア) 関係機関への情報伝達及び協力要請

(イ) 航空機又は巡視船艇の災害地派遣及び災害状況の把握並びに情報の収集及び関係先への報告又は通報

(ウ) 避難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送

(エ) オイルフェンスの展張等による油の拡散防止、流出油の回収及び油処理剤等の散布による油の処理

(オ) 避難船舶に対する損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移替え、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導

(カ) 消火作業及び延焼防止作業

- (キ) 防災資機材の整備、調達及び海上輸送
 - (ク) 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気の使用禁止の指導、在港船舶に対する移動及び誘導
 - (ケ) 遭難船舶の破壊、油の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等応急非常措置
 - (コ) 漂流物の除去等船舶の航行の安全を図るための必要な措置
 - (サ) 治安の維持（監視、警戒）
 - (シ) 関門・宇部海域排出油等防除協議会への活動依頼
- イ 九州運輸局福岡運輸支局
海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
- ウ 九州地方整備局
流出油拡散防止活動に対する協力
- エ 陸上自衛隊
要請又は状況により自らの判断に基づき部隊等を派遣して行う次の事項
- (ア) 遭難者の救護
 - (イ) 沿岸住民の避難に必要な支援
 - (ウ) 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
- オ 海上自衛隊
要請又は状況により自らの判断に基づき部隊等を派遣して行う次の事項
- (ア) 被害状況の調査
 - (イ) 遭難者の救出・救護
 - (ウ) 死傷病者の救出・搬送
 - (エ) 行方不明者の捜索
 - (オ) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援
 - (カ) 人員・物資の輸送
 - (キ) 消火及び石油類の流出拡散防止並びに回収処理等の応急活動
- カ 福岡県
- (ア) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示
 - (イ) 沿岸住民等に対するニーズに応じた情報の伝達
 - (ウ) 応急物資の斡旋及び輸送手段の調整
 - (エ) 自衛隊、地方公共団体等に対する応援要請その他応急措置
 - (オ) その他海上保安部の行う応急対策への協力
 - (カ) 防除資機材及び消火資機材の整備
 - (キ) 規模に応じた事故対策本部の設置
 - (ク) 消防法に基づく屋外タンク使用一時停止等必要な措置指導の実施
 - (ケ) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
 - (コ) 野生生物の保護
- キ 北九州市
- (ア) 沿岸住民に対する災害情報の周知・広報

【付属資料編】
231頁

- (イ) 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
 - (ウ) 沿岸漂着油の防除措置の実施
 - (エ) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
 - (オ) 沿岸及び地先海面の警戒
 - (カ) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
 - (キ) 消火作業及び延焼防止作業
 - (ク) その他海上保安部の行う応急対策への協力
 - (ケ) 防除資機材及び消火資機材の整備及び調達
 - (コ) 災害救助法適用に関する措置
 - (サ) 事故貯油施設の所有者等に対する海上への石油等流出防止措置の指導
 - (シ) 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導
 - (ス) 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報
 - (セ) 環境モニタリング
 - (ツ) 港湾施設の使用制限
 - (タ) 漁網等水産施設の被害防止指導
 - (チ) その他必要な事項
- ク 警察
- (ア) 警備艇による油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り
 - (イ) 危険防止又は民心安定のための広報活動
 - (ウ) 住民の避難誘導
 - (エ) 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保
 - (オ) 交通秩序の維持及び通信の確保
 - (カ) 人命救助の実施
 - (キ) 災害情報の収集及び関係機関への伝達
 - (ク) 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
 - (ケ) 関係防災機関の活動に関する支援
- ケ 関門・宇部海域排出油等防除協議会
- 活動依頼又は状況により自らの判断に基づき行う次の事項
- (ア) 会員の全部、若しくは一部の出動
 - (イ) 人員、資機材、船舶の出動又は派遣
 - (ウ) 総合連絡調整本部の設置
 - (エ) 災害情報の関係企業への伝達
 - (オ) 災害時における防災資機材の斡旋及び流出油の防除等、事故発生企業への協力
- コ 救急医療関係機関
- 救護班を派遣して行う医療救護及びその他の業務
- サ 事故関係機関（原因者）

- (ア) 海上保安部への事故発生の通報
- (イ) 遭難船舶乗組員の救助
- (ウ) 遭難船舶の損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等
- (エ) オイルフェンスの展張等による油の拡散防止、流出油の回収及び油処理剤等の散布による油の処理
- (オ) 現場付近の者又は船舶に対する注意喚起の実施
- (カ) 必要に応じた付近住民への避難警告
- (キ) 関係企業への応援協力の要請
- (ク) 破損タンク内の油等の破損していないタンクへの移替え
- (ケ) 消火活動等消防機関への協力
- (コ) 防除資機材及び消火資機材の整備及び調達
- (ナ) 災害対策連絡調整本部への責任者の派遣

シ その他関係機関、団体

自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合又は状況により必要と認めた場合は、海上保安部、その他の関係機関の応急対策に協力するものとする。

注 アー(エ)・(キ)・(コ)、エー(ウ)、オー(キ)、カー(イ)、キー(ウ)・(ケ)について
は、本来原因者が措置すべき事項であるが、原因者の措置が不適切等により
緊急やむをえない場合に応急措置として実施する事項。

(6) 防災資機材の調達

各災害対策実施機関は、『関門・宇部海域排出油等防除協議会』会員等に協力を要請するなど、相互に協力しながら防災資機材を調達する。

(7) 油濁損害賠償請求

各災害対策実施機関は、原因者等に対して、漂流油防除に要した経費及び損失補償等の油濁事故に伴う損害の賠償を請求する。

(8) 災害ボランティア活動支援

災害ボランティアの協力を得る場合は、「第47節 災害ボランティアとの連携」によるものとし、災害ボランティア活動を支援する。

(9) 流出油災害対応マニュアル

流出油災害対応要領等を具体的・体系的に定めた「流出油災害対応マニュアル」を活用する。

第4 在港船舶の安全確保

台風等の接近により、港内における船舶の災害防止について、次の対策を行う。

1 港湾の地理的特性を調査、検討し、異常な自然現象に対処して、過去の災害等を考慮のうえ、適切な対策を樹立する。

- 2 災害が予想されるときは、早期避難勧告又は必要な指示を行うとともに、避泊地への誘導、整理を行い、避難状況を把握する。
- 3 必要と認めたときは、港内における船舶交通の制限、禁止、荷役の制限、禁止、けい留箇所の選定、移動命令等適切な措置をとる。

第5 海上交通の安全確保

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて交通の整理、指導を行う。
- 2 海難の発生等により、船舶交通に危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限又は禁止する。
- 3 海難船舶又は漂流物等により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対しこれらの除去、その他船舶交通の危険防止のための措置を講ずるべきことを命じ又は勧告する。
- 4 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- 5 航路標識が損傷し、又は流失したときは、速やかに復旧に努めるほか必要に応じて応急標識の設置に努める。

第6 通信の確保

災害応急対策の実施上必要な通信を確保するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 1 通信施設が損壊したときは、あらゆる手段を用いて必要な機材を確保し、その復旧に努める。
- 2 多重通信装置、非常用電源、携帯無線機等を搭載した巡視船を必要に応じて被災地前面海域に配備し、通信の代行等を行う。
- 3 必要に応じて、多重通信装置、非常用電源、携帯無線機等を被災地に輸送し、所要の場所に配備する。
- 4 関係機関から災害に関する重要な通報の伝送について、要請があったときは、速やかにその要請に応じる。
- 5 関係機関との通信の確保は、携帯無線機等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は関係機関の職員の派遣を要請する。

第11節 農業関係災害対策

農林、畜産等農業経営に及ぼす水害、風害、震災、干害、冷害等の災害から農産物を防護し、又は被害の拡大を防止するための計画である。

第1 実施担当機関

産業経済部

第2 農業災害応急対策

1 水 稲

- (1) 干ばつ時等の揚水機の手配
- (2) 種苗の供給を県及び県米麦品質改善協会に要請
- (3) 救援苗の市内調整、確保及び県への救援要請
- (4) 農薬の供給をJA全農ふくれん等に要請

2 野 菜

- (1) 干ばつ時等の揚水機の手配
- (2) 種苗の供給を県にあっせん要請
- (3) 農薬の供給をJA全農ふくれん等に要請

3 果 樹

農薬の供給をJA全農ふくれん等に要請

4 農業用施設

- (1) 障害物除去、排土、盛土等による機能回復
- (2) 関係機関との連携

第3 畜産関係災害対策

1 家畜飼料対策

- (1) 飼料、代替飼料作物の種子の確保

災害時に緊急を要する保管飼料及び作付飼料、代替飼料作物の種子は、国、県に対し放出を依頼し、又は民間飼料会社保蔵分もしくは、非災害地の農業畜産団体等保有分の融通を受け、必要量を確保するものとする。

2 家畜衛生対策

- (1) 応急家畜診療班の編成及び畜舎の消毒

県の災害対策による家畜診療（県、市獣医師会に要請）に協力して、家畜伝染病発生防止の措置を講ずる。

- (2) 家畜伝染病の予防

県が災害により発生を予想される炭疽、気腫疽、流行性脳炎等につき予防措置を必要と認め、家畜保健衛生所が緊急予防注射を行い、集団衛生等の指導を行う場合は、市は協力して防止措置に努める。

第4 林業災害対策

- 1 災害拡大防止 … 溪流橋にかかった流木の除去
林道側溝づくりの回復
林道内流木の整理
- 2 崩壊地復旧 … 崩壊林地擁壁の築造
崩壊林道の復旧、崩土の除去
不陸直し
- 3 溪流整理 … 流木の除去
流失橋梁の除去
流失橋梁の回復架橋

第12節 林野火災対策

林野火災の発生及び拡大を防止し、総合的防災対策を実施するための計画である。

第1 実施担当機関

消防部

第2 林野火災空中消火計画

1 陸上消火

林野火災対策用資器材を活用し、延焼阻止線を決定して、火点の包囲挾撃体制により効果的な防ぎよ活動を実施する。状況に応じて、防ぎよ線を設定し、筒先の集中、重点配置を行う。

2 空中消火

消防ヘリコプターを活用し、また、応援要請した消防防災ヘリコプター等の協力を得て、空中消火による防ぎよ活動を実施する。

第3 空中消火の実施に伴う消防防災航空隊及び自衛隊の災害派遣要請

派遣要請の要件は、原則として次のいずれかに該当しつつ、本市の消防力だけでは対応が困難な場合とする。

- 1 地形等の状況により地上の防ぎよが困難な場合
- 2 火災の規模に対して地上の防ぎよ能力（応援協定に基づく応援隊及び自衛隊地上派遣隊を含む。）が不足されると判断される場合
- 3 人命救助又は人家等への延焼防止等のため必要とされる場合

第4 資器材の整備

空中消火に必要な資器材等は、常に整備、点検し補給基地に搬入するものとする。

第13節 石油コンビナート地帯災害対策

石油コンビナート等災害防止法第2条第2号によって指定された「石油コンビナート等特別防災区域」に係る災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害から地域住民の生命、身体及び財産を保護するためのものである。

第1 実施担当機関

総括部、総務部、保健福祉部、子ども家庭部、産業経済部、建設部、建築都市部、港湾空港部、消防部、教育部、交通部、区対策部、関係機関

第2 内容

以下の事項とし、福岡県石油コンビナート等防災計画及び北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱において別に定める。

- 1 福岡県石油コンビナート等防災計画
 - (1) 県内特別防災区域の現況
 - (2) 防災関係機関等の責務及び業務の大綱
 - (3) 災害想定
 - (4) 防災に関する組織及び活動体制
 - (5) 災害予防対策
 - (6) 通報及び情報の伝達
 - (7) 災害応急対策
 - (8) 災害復旧対策
- 2 北九州市石油コンビナート等防災業務実施要綱
 - (1) 災害予防対策
 - (2) 災害対応策
 - (3) 復旧対策

第14節 放射線及び化学災害対策

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、環境部、区対策部、消防部、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊

第2 災害時の応急対策

1 施設管理者の対策

- (1) 管理する施設に火災その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、
応急措置を講じるとともに、直ちに警察官、消防機関、市長あるいは海上保安官
に通報する。
- (2) 災害が発生するおそれがある場合は、施設内及び付近にいる者に対し、避難す
るよう警告する。
- (3) 放射性物質、化学物質（以下、「化学物質等」という。）により障害を受けた者
又は受けたおそれのある者に対しては、速やかに救出し、健康診断を実施する等
緊急措置を講ずる。
- (4) 化学物質等により汚染が生じた場合は、拡大防止及び除去を行う。
- (5) 化学物質等を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じこれを安全な所に
移し、なわ張り、標識等を設け、見張人をつけて関係人の立入を禁止する。
- (6) その他必要な措置を講じる。

2 総括部の役割

- (1) 情報収集
- (2) 災害対策（警戒）本部の設置及び関係各部への活動指示
- (3) 協定締結企業・大学への協力要請
- (4) 避難勧告等の伝達、広報
- (5) その他応急対策活動に必要な指揮・総合調整

3 消防部の役割

- (1) 現場対応
 - ア 警戒区域の設定、ゾーニング（危険区域の特定）
 - イ 物質特定のための検知活動
 - ウ 漏洩防止措置
 - エ 人命救助除染活動
 - オ 応急救護所の設定
 - カ 除染された被災者の応急救護所でのトリアージ（重症度や緊急性により傷病
者を分別すること）、応急処置及び医療機関への搬送
- (2) 後方支援

【付属資料編】

170 頁

- ア 事業所情報、化学物質等の情報提供
 - イ 市医師会医療本部への被災者受入れ及び除染テント設置依頼
 - ウ 収容可能医療機関の把握
 - エ 防護資器材等の応急救護所及び被災者収容医療機関等への搬入
 - オ 被災者搬送後の車両及び使用した資器材等の除染・消毒、廃棄
- 4 保健福祉部の役割
- (1) 市医師会との調整窓口
 - (2) 救護班の出動要請及び連携
 - (3) 住民の健康被害等に関する相談対応
 - (4) 起因物質の分析
- 5 環境部の役割
- (1) 起因物質の検査、分析
 - (2) 大気、公共用水域、地下水等における化学物質等のモニタリング
- 6 区対策部の役割
- 避難所の開設、運営
- 7 民間企業及び大学の協力
- 「N B C 災害対策に関する協力等の協定」を締結している企業及び大学へ、「第2章第 27 節第 8」に掲げる協力事項について要請することができる。

第15節 原子力災害対策

原子力災害が発生した際に、福岡県を通じて原子力事業者から基準以上の放射線量検出や緊急事態の際の通報を受けた場合、及び原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における、原子力災害の応急対策を図るための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、環境部、産業経済部、区対策部、消防部、上下水道部、教育部、原子力事業者、福岡県

第2 情報収集・伝達

1 情報収集体制

- (1) 原子力災害が発生した場合は、国、福岡県と密接な連携を図り、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとる。
- (2) 九州電力玄海原子力発電所において災害が発生した場合、速やかに福岡県から情報を収集するとともに、原子力事業者からも情報を収集する。

2 情報伝達体制

上記1で収集した情報の伝達は、第3章第3節「気象情報等の収集・伝達」（第4伝達方法）により可能な限り迅速かつ的確に伝達する。

第3 モニタリングの実施、協力

1 市内のモニタリングの実施

市内に設置しているモニタリングポストを活用し、モニタリングを実施する。

2 福岡県が実施する緊急モニタリングへの協力体制を確立する。

【協力事項】

- ① 環境試料の採取・運搬
- ② 空間放射線のモニタリング
- ③ 緊急時モニタリングを実施するために必要となる要員の派遣
- ④ 資機材の貸与
- ⑤ その他協力要請事項

第4 広報・広聴

1 市民への広報

第3章第6節「災害の広報・広聴」（第5 市民への周知）により、次の事項についての情報提供を可能な限り迅速かつ的確に実施する。

- (1) 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）
- (2) 避難に対する市の考え方
- (3) 災害応急対策の実施状況
- (4) 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力の呼びかけ

2 市民問い合わせ窓口の設置

関係部は、国、福岡県と連携を図り、速やかに市民からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

第5 飲食物等の安全性確保

福岡県と連携を密に図り、飲食物等の安全性の確保に努めるとともに、必要に応じて応急給水等の措置を講じる。

第6 避難者の受入れ対応

原子力災害発生時の気象条件や地形の影響により、放射性物質が広域に拡散した場合における、他都市からの避難者の受入れ要請については、本市の被災状況、受け入れ可能施設等を勘案したうえ対応する。

第16節 環境汚染に関する有害物質等の災害対策

災害時において、大気汚染防止法で規定する特定物質及び水質汚濁防止法で規定する有害物質等の漏洩による周辺住民等の健康阻害等二次災害を防止する為の措置の一環としての環境モニタリング等を行うための計画である。

第1 実施担当機関

保健福祉部、環境部

第2 災害時の対策

大気や水質に係る環境汚染の実態を把握するため、環境モニタリング等を実施する。

1 環境モニタリング

(1) 試料採取

作業が効率的に行われるよう、現有人員、機材の中から人員等を重点的に配置し、班を編成して行う。班の編成は、班長1人、作業員2人程度とする。

大気第1班 門司区、小倉北区、小倉南区

大気第2班 小倉北区、戸畠区

大気第3班 若松区、八幡東区、八幡西区

水質第1班 門司区、小倉北区、小倉南区、戸畠区

水質第2班 若松区、八幡東区、八幡西区

(2) 試料分析

保健環境研究所にて行う。

(3) 報告

環境モニタリング結果は、環境監視部長が災害対策本部に報告する。

2 二次災害予防対策

二次災害の未然防止を図るための行政指導等を隨時行うほか、関係機関との緊密な連絡を保持することにより二次災害発生防止に努める。また、周辺住民に対し環境汚染による健康阻害等のおそれがある重大災害に対しての情報収集、連絡を行うものとする。

第17節 地下埋設物事故防止対策

道路工事、地下埋設工事等において、地下埋設施設に係る事故を防止するとともに、これらの事故に起因する災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合は、応急対策を実施することによって、市民の安全を確保するための計画である。

第1 実施担当機関

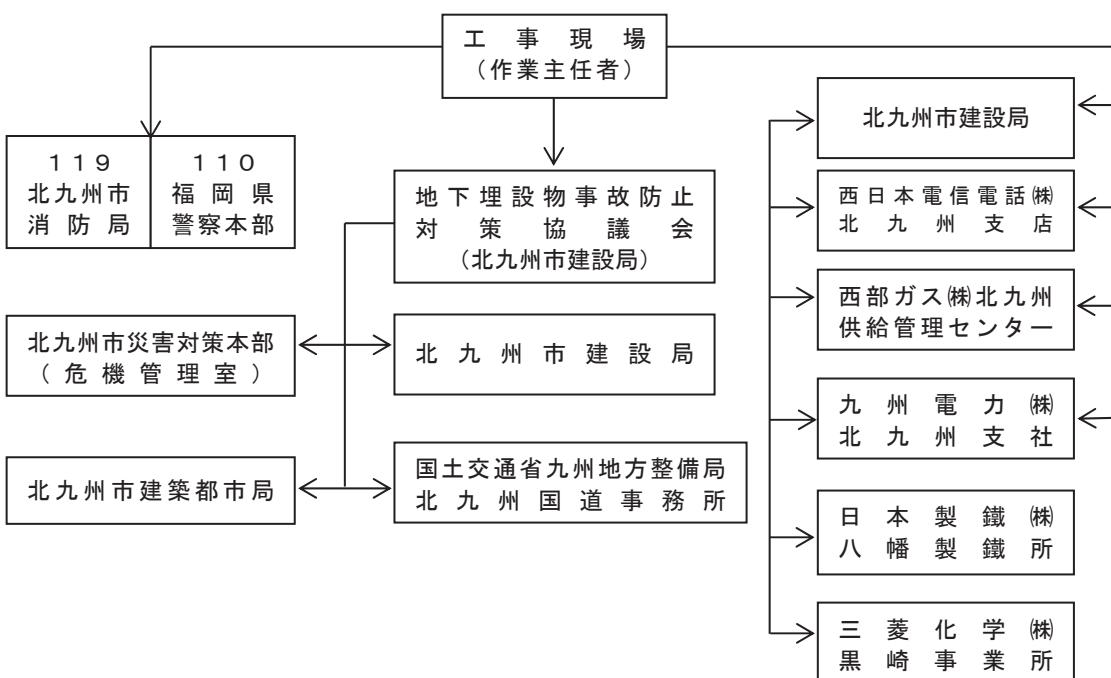
建設部

第2 事故防止対策

防災関係機関において、地下埋設物事故防止対策協議会を設置し、次の事故について協議する。

- 1 道路工事等の施工時における地下埋設物の防護措置
- 2 道路工事等の施工中における事故防止の対策
- 3 地下埋設物の危険箇所の対策
- 4 事故発生時における連絡体制の確立と事故処理対策
- 5 その他協議会において必要と認めた事項

第3 連絡通報体制



第18節 大規模事故対策

大規模な事故により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係各部及び防災関係機関が連携して被害情報の収集・伝達、救急・救助活動等の応急対策を行うための計画である。

第1 実施担当機関

事故関係各部、事故関係機関（第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊、福岡県、消防団等）

第2 対象事象

多数の遭難を伴う船舶の沈没その他大規模な事故とする。

第3 大規模事故発生時における活動内容

事故関係各部等は、事故の規模及び状況に応じ、効率的な活動及び情報の統一を図るため、次に掲げる事項を処理し、総合的な調整を行うものとする。

- 1 被害状況等の収集・伝達
- 2 負傷者等の救出・救急業務
- 3 行方不明者の捜索、遺体対策
- 4 事故の広報・広聴
- 5 避難のための立ち退き勧告・指示、警戒区域の設定
- 6 避難者の受入れ対応
- 7 自衛隊災害派遣要請
- 8 他市町村への応援協力
- 9 民間団体への協力要請
- 10 災害救助法の適用
- 11 その他必要な事項

第19節 警戒レベルの伝達、避難勧告等の実施、警戒区域の設定

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、居住者、滞在者、通過者、その他の者（以下、居住者等）の生命及び身体を災害から保護し、安全に避難させるために、警戒レベル、避難勧告等（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報を総称する）や、警戒区域の設定等を行うための計画である。

第1 実施担当機関

総括部、建設部、区対策部、関係各部、福岡県、福岡管区気象台、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊、消防団

第2 警戒レベル及び避難勧告等

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、市長は、災害対策基本法第60条に基づき、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告（以下、避難勧告）し、急を要すると認めるときや、重ねて避難を促す必要がある場合は、これらの者に対し、避難のための立退きを指示（以下、避難指示（緊急））する。

また、市長は避難勧告・避難指示（緊急）に先だって、要配慮者が遅滞なく安全な場所に避難し、その他の者は避難の準備を行うための情報（以下、避難準備・高齢者等避難開始）を提供する。

なお、市長はこれらに併せて、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報とを関連付けるための情報（以下、警戒レベル）を提供する。

1 警戒レベルの区分

区分	居住者等がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)
警戒 レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	
警戒 レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	・洪水注意報 ・大雨注意報 (気象庁が発表)	・氾濫注意情報
警戒 レベル3	高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・大雨警報 (土砂災害)

警戒 レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告 ・避難指示（緊急） 	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・土砂災害警戒情報
警戒 レベル 5	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・大雨特別警報

※避難勧告等は、総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

警戒レベル相当情報には上記のほか、大雨警報（土砂災害）の危険度分布などがある。

2 避難勧告等の区分

区分	考え方	立退き避難が必要な居住者等に求める行動
【警戒レベル3】 避難準備・ 高齢者等 避難開始	避難を要する状況になるおそれがあることを知らせるとともに、高齢者等が避難を開始する段階。また、被害のおそれの高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するもの。	<p>【高齢者等避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難をする。 ・ その他の方は、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・ 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した避難場所等へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難勧告	その地域の居住者等に対し、避難を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。	<p>【全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予想される災害に対応した避難場所等へ速やかに立退き避難する。 ・ 避難場所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な部屋等への移動）を行う。
【警戒レベル4】 避難指示 (緊急)	被害の危険が目前に切迫している場合等に発するものであり、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・ 避難場所等への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」（屋内のより安全な部屋等への移動）を行う。 <p>※避難指示（緊急）は、地域の実情に応じて緊急的または、重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p>

【警戒レベル5】 災害発生情報	すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を促すもの。	【災害発生】 ・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ※災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。
----------------------------------	--------------------------------------	---

3 実施基準

(1) 風水害等における基準

避難勧告等は、以下の場合を基準として、土砂災害警戒区域(土砂災害特別警戒区域を含む。)、浸水想定区域及びその他災害発生のおそれのある地域を対象に実施する。ただし、自然現象を対象とするため、想定以上又は想定外の事態も発生しうるので、堤防の異常や土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、気象レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で判断できないものや有効先行降雨量、流域雨量指標の予測値も含めて、総合的な判断を行うものとし、避難所の開設の有無に関わらず躊躇なく発令する。また、災害発生までの現象が長時間にわたり、事前に災害や被害の規模等が想定される風水害等の場合は、タイムライン（防災行動計画）を考慮し発令する。

その際、必要に応じて、指定地方行政機関の長又は県知事に対し、避難勧告等に関する事項について助言を求め、判断を行うものとする。

ア 避難準備・高齢者等避難開始

- (ア) 河川において、氾濫注意水位に達し、なお、上昇の見込のある場合
- (イ) 河川において、軽微な漏水・侵食等が発見された場合
- (ウ) 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝までに大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
- (エ) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指標基準に到達」する場合
- (オ) 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合
- (カ) 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市域にかかると予想されている、又は台風が市域に接近することが見込まれる場合
- (キ) 「伊勢湾台風」級※の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
- (ク) 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風若しくは温帯低気圧が接近・通過することが予想される場合
- (ケ) その他災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

※ 「伊勢湾台風」級：中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上

イ 避難勧告

- (ア) 河川において、避難判断水位に達し、なお、上昇の見込みのある場合
- (イ) 河川において、異常な漏水・侵食等が発見された場合
- (ウ) 大雨警報(土砂災害)の危険度分布で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到

達」する場合

- (エ) 土砂災害警戒情報が発表された場合
- (オ) 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- (カ) 土砂災害の前兆現象（山鳴り・湧き水・地下水の濁り・渓流の水量の変化等）が発見されたとき
- (キ) 高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合
- (ク) 高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報または、暴風特別警報が発表された場合
- (ケ) 高潮警報または、高潮特別警報が発表された場合
- (コ) 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨や暴風を伴う台風若しくは温帯低気圧が接近・通過することが予想される場合
- (サ) その他災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

ウ 避難指示（緊急）

- (ア) 河川において、氾濫危険水位に達し、なお、上昇の見込みのある場合
- (イ) 河川において、異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生により決壊のおそれが高まった場合
- (ウ) 河川の越水・溢水の発生が予測され、被害の危険が目前に切迫している場合
- (エ) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合
- (オ) 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、記録的短時間大雨情報が発表された場合
- (カ) 水門等の異常が確認された場合
- (キ) 海岸部等への浸水が発生し、被害の危険が目前に切迫している場合
- (ク) 避難勧告による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合
- (ケ) その他重大な災害が発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合

エ 災害発生情報

- (ア) 河川において、決壊や越水・溢水が発生した場合
- (イ) 土砂災害が発生した場合
- (ウ) 海岸において、堤防の倒壊や決壊が発生した場合
- (エ) 海岸において、異常な越波・越流が発生した場合
- (オ) その他重大な災害が発生した場合であって、市長が必要と認める場合

(2) 震災における基準

次のような事象が発生若しくは予想され、居住者等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合に避難勧告を発令する。また、これらの状況が切迫し、急を要する場合又は津波注意報、津波警報若しくは大津波警報が発表された場合又は停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れ

を感じた場合は、避難指示(緊急)を発令する。

- ア 大規模延焼火災
- イ ガス漏れ等の有毒物の流出、危険物の爆発
- ウ 建物等の倒壊、山・がけ崩れ
- エ 地震又は津波を要因とするその他の災害

(3) その他の災害における基準

避難勧告は、ガス漏れ等の有毒物の流出、危険物の爆発、大規模延焼火災等の災害が発生、又は発生するおそれがある場合であって、市長が必要と認める場合に実施する。また、これらの災害が重大なものであるときは、避難を指示する。

3 実施責任者

市長は、区長（区対策部長）からの要請に基づき避難勧告等を実施する。

区長において、判断困難な場合には、危機管理監が、当該区長と協議のうえ市長に要請する。

なお、市長が不在、又は連絡不能の場合は、第3章第1節の意思決定代理順位により代行する。

ただし、市長は、地方自治法第153条第1項に基づき、次の基準で避難勧告及び避難指示（緊急）の権限を、補助機関である職員に代行させることができる。

また、その他の機関も、災害対策基本法第60条第6項、第61条に基づき、次の基準で市長の権限を代行することができる。

(1) 補助機関による代行

区長又は危機管理監は、災害による危険がより切迫し、市長に要請するいとまがないと判断したときは、避難勧告及び避難指示（緊急）を代行することができる。

また、現場にいるその他の職員は、市民の生命、身体に急迫の危険があり、緊急を要する場合で、区長又は危機管理監の判断を得るいとまのないときは、避難勧告及び避難指示（緊急）の実施を代行することができる。

実施後は、速やかに市長に報告し、以後の指示を受けるものとする。

(2) 知事による代行

災害により、市が避難勧告及び避難指示（緊急）の全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、実施すべき措置の全部又は一部を代行（知事による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）する。

知事は代行を開始し、又は終了した場合は、その旨公示する。また、知事は代行の事務が終了した場合は、その旨及び代行した措置を市長に通知し、市が避難勧告及び避難指示（緊急）の全部又は大部分の事務ができるようになったと認めるときには、代行に係る事務を市に引き継ぐ。

(3) 警察官、海上保安官による代行

警察官又は海上保安官は、市長が避難指示（緊急）できないと認めるとき、又は市長が要求するときには、避難指示（緊急）を実施（警察官又は海上保安官による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）することができる。

ただし、実施後は、直ちにその旨を市長に通知する。

4 実施の伝達、報告

(1) 内容

実施責任者は、避難勧告等の実施の際には、次の事項を対象者に伝達する。

- ア 実施責任者
- イ 避難すべき理由
- ウ 避難すべき場所（市長が必要と認めるとき）
- エ その他注意事項
- ※ 避難すべき場所の指示について

避難勧告等を実施する際の避難先については、災害対策基本法第60条第2項に基づき、市長が必要と認めるときは指示することができる。

この避難先の指示については、「第20節 避難者の受け入れ対応」に基づき対応することとするが、災害の危険が切迫している場合、又は災害が既に発生している場合には、避難中における被災も十分考えられるため、災害の種別・状況等を十分考慮して、屋内での退避等の安全確保や、付近の安全な場所（緊急避難地）等への緊急避難を指示する。

(2) 伝達方法

避難勧告等は、「第3章第6節 災害の広報・広聴」により可能な限り迅速かつ的確に対象者に伝達する。

(3) 知事への報告

市長は、避難勧告等を実施したときや、意思決定代理順位者及び他の職員から避難勧告等の代行に係る報告があった場合、または、警察官、海上保安官から避難指示（緊急）の代行に係る通知を受けたときには、速やかに知事に報告を行う。

5 解除とその伝達、報告

市長は、避難の必要がなくなった場合には、実施した避難勧告等を解除し、その旨連絡員を通して避難所に避難している対象者に伝達する。

避難所以外に避難している対象者には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各種媒体を活用して周知する。また、解除後は速やかに知事に報告を行う。

6 避難の準備の呼びかけ

消防局、区役所等の市関係部局は、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の必要性が予想される場合には、当該区域の居住者等に対し、適切な避難行動を促すとともに、避難のための準備と事態の周知を行う。

7 避難勧告及び避難指示（緊急）の実施責任者一覧表

実施責任者	代行者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
市長	意思決定代理順位者	勧告 指示	災害全般	(勧告) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	災害対策基本法 第60条第1, 3項 地方自治法 第153条第1項
	その他の職員			(指示) 上記の状況が目前に切迫し、急を要すると認めるととき	災害対策基本法 第60条第6項
	知事				災害対策基本法 第61条第1項
	警察官 海上保安官	指示			

8 他の法律に基づく、避難に関する措置の実施責任者一覧表

実施責任者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
警察官	警 告	災害全般	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのあるとき	警察官職務執行法第4条
	措置命令 措 置		人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのあるときで、特に緊急を要する場合	
海上保安官	措置命令 措 置 (船舶、乗組員、乗客等に対するもの)	災害全般	天災事変等危険な事態がある場合であって、人の生命身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、かつ急を要するとき	海上保安庁法第18条
県知事又はその命を受けた職員	指 示	地すべり	洪水、津波又は高潮の氾濫、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法第25条
		洪水、津波、高潮	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
水防管理者(市長)	指 示	洪水、津波、高潮	洪水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条
自衛官 (災害派遣時に限る)	警 告 (準用)	災害全般	警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にいない場合に限る)	自衛隊法第94条
	措置命令 措 置 (準用)		警察官の要件と同じ (ただし、警察官がその場にいない場合に限る)	

第3 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる（以下、警戒区域設定等）ことができる。

なお、警戒区域設定に伴う出入り制限、禁止、又は退去命令については、その履行を確保するため、災害対策基本法第116条第2項に基づき、違反について10万円以下の罰金、又は拘留の罰則が科せられる。

1 実施基準

警戒区域の設定は、避難勧告及び避難指示（緊急）と異なり、区域内の居住者等の

保護を目的とした立入り制限、禁止や退去命令等の制限行為を伴うものであり、その違反には罰則規定が適用される。

このため、警戒区域の設定は、避難勧告及び避難指示（緊急）の場合と異なり、災害による居住者等の生命又は身体に対する危険が急迫した場合で、その危険が一定区域内で明白な場合を基準として実施する。

2 実施責任者

市長は、区長（区対策部長）からの要請に基づき警戒区域設定等を実施する。

区長において、判断困難な場合には、危機管理監が、当該区長と協議のうえ市長に要請する。

なお、市長が不在、又は連絡不能の場合は、第3章第1節の意思決定代理順位により代行する。

ただし、市長は、地方自治法第153条第1項に基づき、次の基準で警戒区域設定等の権限を補助機関である職員へ代行させることができる。

また、その他の機関も、災害対策基本法第63条第2項及び第3項、第73条の規定により、次の基準で市長の権限を職務準用、代行することができる。

(1) 補助機関による代行

区長又は危機管理監は、災害による危険がより急迫し、市長に要請するいとまがないと判断したときは、警戒区域設定等の実施を代行することができる。

また、現場にいるその他の職員は、市民の生命、身体に急迫の危険があり、緊急を要する場合で、区長又は危機管理監の判断を得るいとまのないときは、警戒区域設定等の実施を代行することができる。

(2) 警察官、海上保安官による代行

警察官又は海上保安官は、市長、若しくは市長の委任を受けた者が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定等に係る権限を代行（警察官又は海上保安官による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）することができる。

ただし、実施後は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 自衛官の職務執行における準用

自衛隊法第83条第2項により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市長、若しくは市長の委任を受けた者、及び警察官、海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定に係る措置を、その職務執行に際し準用することができる。

ただし、実施後は、直ちにその旨を市長に通知する。

(4) 知事による代行

災害により、市が警戒区域設定等の全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、実施すべき措置の全部又は一部を代行（知事による権限の行使として行うが、その効果は市長に帰属）する。

知事は代行を開始し、又は終了した場合は、その旨公示する。また、知事は代行の事務が終了した場合には、その旨及び代行した措置を市長に通知し、市が警戒区域設定等の全部又は大部分の事務を行うことができるようになったと認めるときには、代行に係る事務を市に引き継ぐ。

3 警戒区域設定等の伝達

警戒区域を設定した場合は、ロープ張り、立看板等により設定区域を明示すると同時に、避難勧告及び避難指示（緊急）の伝達方法（第2の4(2)）に基づき、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

4 解除とその伝達

市長は、対象区域の危険がなくなった場合には、実施した警戒区域設定等を、明示物を撤去する等して解除し、その旨連絡員を通して避難所に避難している対象区域の居住者等に伝達する。

避難所以外に避難している対象区域の居住者等には、電話、テレビ・ラジオ放送、立看板等の各種媒体を活用して周知する。

5 警戒区域設定等の実施責任者一覧表

実施責任者	代行者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
市 長	警察官 海上保安官	警 戒 区 域 の 設 定	災害全般	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるととき	災害対策基本法第63条第2項、第3項
	自 衛 官 (準 用)	立 入 り 制 限 、 禁 止			災害対策基本法第73条
	知 事	退 去 命 令			

* 市長の権限委任により実施するもの

権限の受任者	実施事項	災害の種類	受任の条件	根拠法
意思決定代理順位者	警 戒 区 域 の 設 定 立 入 り 制 限 、 禁 止 退 去 命 令	災害全般	災害による危険がより急迫し、市長の判断を得るいとまのないとき、又は市長が不在のとき	災害対策基本法第63条第2項 地方自治法第153条第1項
その他の職員			災害による危険がより急迫し、緊急を要する場合で、市長、若しくはその代理順位者の判断を得るいとまのないとき、又はこれらの者全てが不在のとき	

6 他の法律に基づく、警戒区域設定等の実施責任者一覧表

実施責任者	代行者	実施事項	災害の種類	法律上の発令要件	根拠法
水防団長 水防団員 消防機関に属する者	警察官	警 戒 区 域 の 設 定 立 入 り 制 限 、 禁 止 退 去 命 令	洪水、高潮	水防上緊急の必要がある場合において	水防法第21条
消防吏員 消防団員			火 灾	火災の現場において	消防法第28条
消防長 消防署長	警察署長		ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれがあり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき		消防法第23条の2

第20節 避難者の受入れ対応

災害により現に被害を受け、居住の場所を失った者、又は災害により被害を受けるおそれのある者（避難者）への必要な措置と避難所の開設及び運営等に関する計画である。

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、環境部、区対策部、消防部、教育部、第七管区海上保安本部、福岡県警察、消防団、医師会、社会福祉協議会

第2 避難所の開設

区長（区対策部長）は、避難者数、発生が予想される災害種別、避難勧告等の対象地域からの避難経路及び災害発生状況等を考慮して、あらかじめ指定した予定避難所のなかから安全なものを選択し、施設管理者等の同意のうえ避難所を開設する。また、予定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、受入れ予定箇所以外の場所や予定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、施設管理者等の同意のうえ避難所として利用する。

なお、区長は、予定避難所のライフラインの回復に時間を見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続く見込まれる場合は、あらかじめ予定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

1 開設の基準

- (1) 避難勧告等、警戒区域の設定等を実施した場合
- (2) 災害の状況により避難者が予想される場合
- (3) 自主避難の申し出があった場合
- (4) 災害により居住の場所を失った者が生じた場合
- (5) 災害による交通機関等の停止などにより、帰宅困難者が多数生じた場合
- (6) 広域的な災害発生に伴い、他都市からの避難者受入れの要請があり、かつ、災害対策本部等が必要と認めた場合

2 開設の報告、通知

区長（区対策部長）は、避難所を開設したときは、速やかに危機管理監（総括部長）、消防局長（消防部長）、保健福祉局長（保健福祉部長）及び教育長（教育部長）に報告を行う。

危機管理監は、各区の状況をとりまとめのうえ市長（災害対策本部長）に報告とともに、市関係部局、知事、防災関係機関等に、次の事項を報告、又は通知するものとする。

なお、災害の状況によっては、危機管理監、消防局長、保健福祉局長及び教育長は、各区長に報告時刻を指定することができる。

(1) 開設の日時

- (2) 避難所名及び所在地
- (3) 避難者数及びその理由（自主避難、避難勧告等）
- (4) その他必要事項

3 居住者等への周知

避難所を開設した場合、区長（区対策部長）は、施設管理者、市民防災会、消防団、警察、消防署等との緊密な連携のもと、避難勧告・指示等の伝達方法に基づき、当該避難所の名称、場所、連絡先等について、付近の居住者等に周知徹底を図る。

4 避難者の受入れ

(1) 受入れ対象者

ア 災害により現に被害を受け、居住の場所を失った者

イ 災害により被害を受けるおそれのある者

(2) 受入れ期間

原則として、次のいずれかの期間とする。

ア 災害による被害の危険性が解消するまでの間

イ 避難者が親戚・知人宅等、応急的な居住の場所を確保できるまでの間

ウ 市営・県営住宅、民間賃貸住宅、応急仮設住宅の入居等の応急住宅対策が完了するまでの間

(3) 避難期間長期化時の対応

避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、施設の本来目的使用に支障を来たす場合には、他の避難所の開設、受入れ等により対処することとする。

(4) 受入れ先への誘導

ア 誘導の際の留意点

(ア) 各地域ごとに責任者及び誘導員を定め、安全と統制を図る。

(イ) 要配慮者を優先し、その他を次順位とする。

(ウ) 避難経路については、事前にその安全性を確認し、危険箇所には標示、なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。

(エ) 夜間の場合は照明を確保して安全に万全を期する。

イ 誘導の方法

避難は、避難者自らが行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、車両、船艇等により行うものとする。

(5) 夜間・休日の受入れ対応

夜間・休日で、防災指令の未発令時（区役所職員が勤務していない場合）に、避難者の受入れ対応が必要になった場合には、区役所職員が参集するまでの間は、消防局、消防団及び警察で、以下の応急対応を行う。

ア 一時避難地や安全確保行動の紹介

イ 避難者の誘導

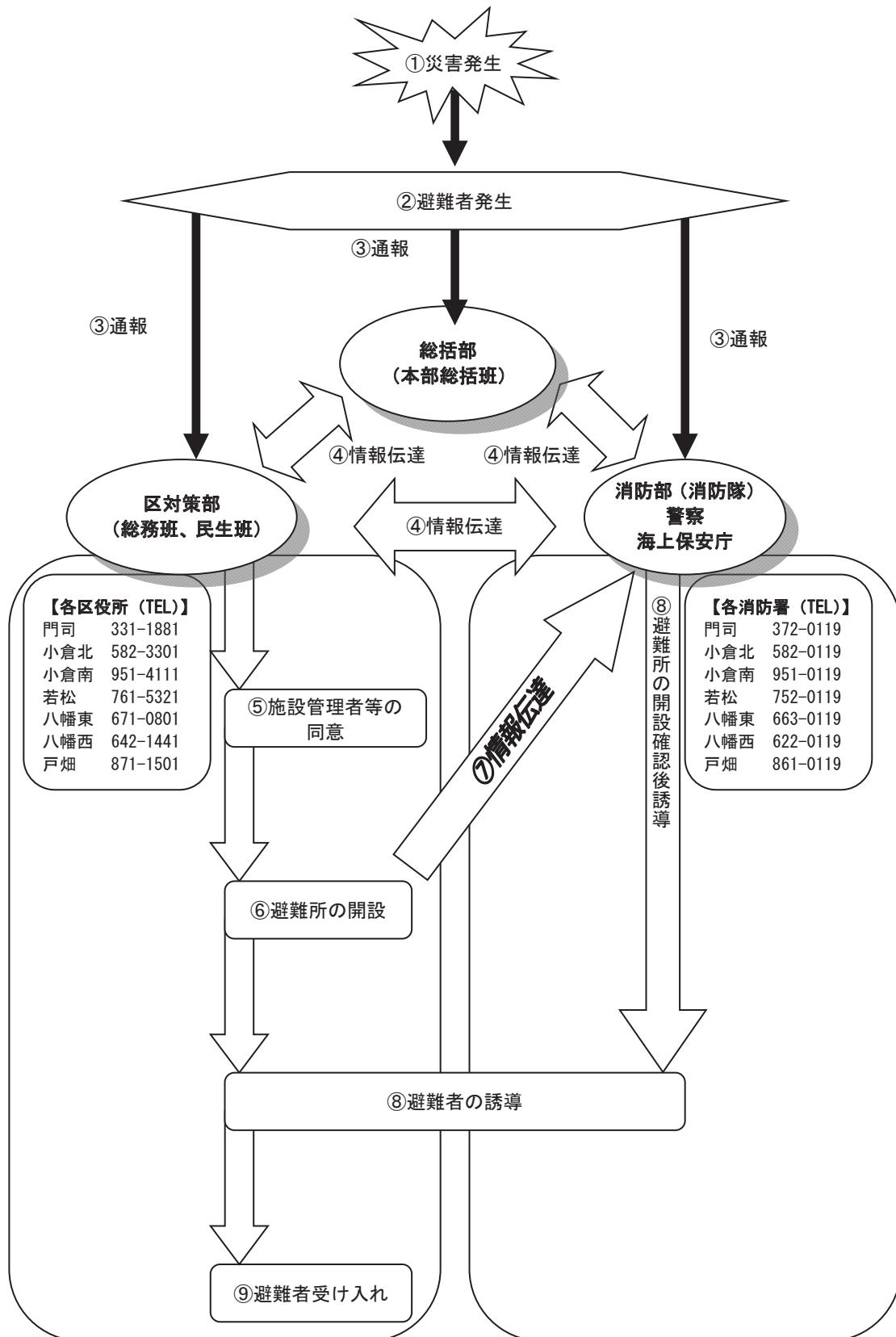
ウ 危機管理室、消防局、区役所等への連絡・調整

(6) 市民の避難連絡窓口

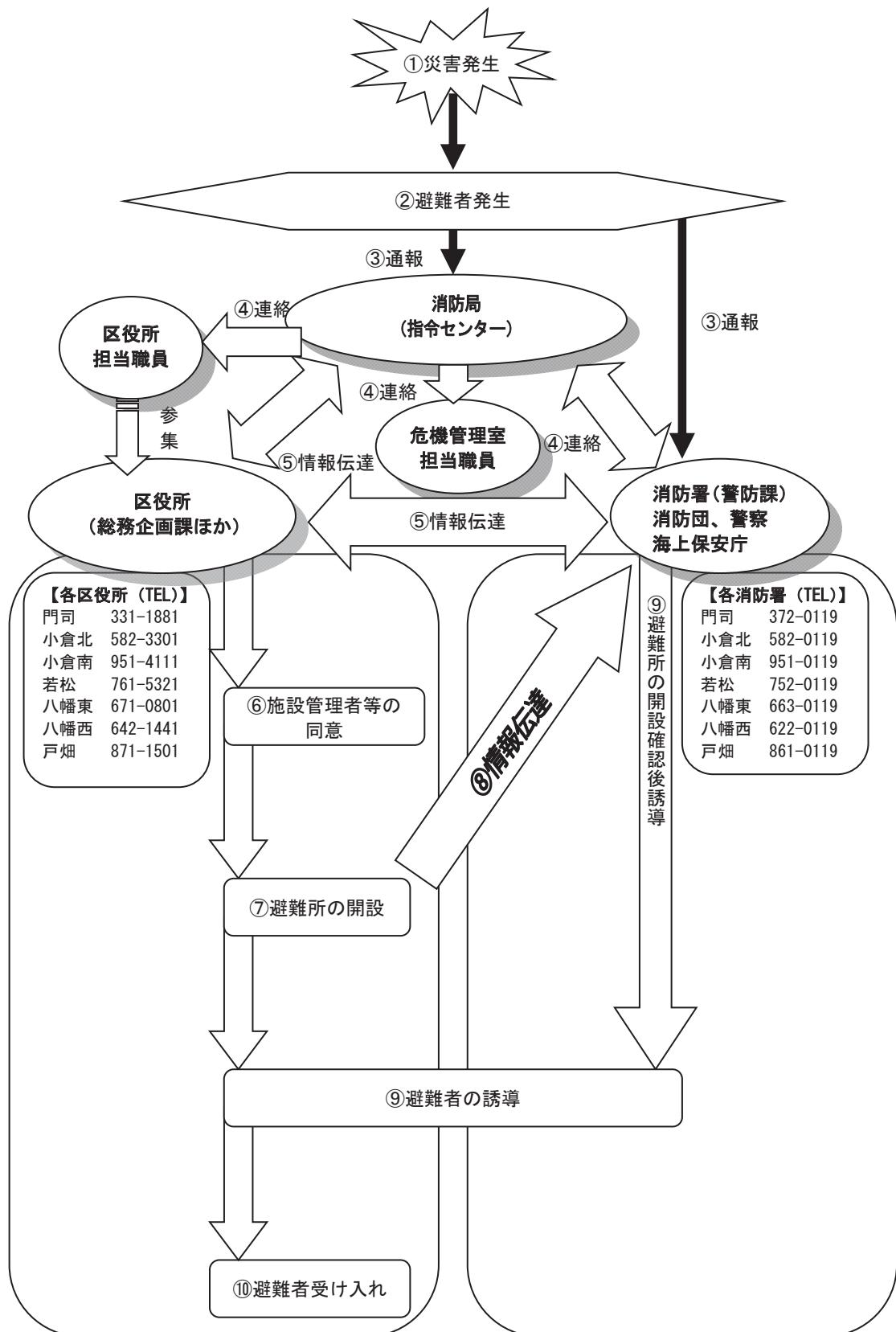
避難の際の緊急連絡先は、一次的には各区役所の総務企画課、区役所職員が勤

務していない夜間・休日は各消防署及び各警察署とする。

5 災害対策（警戒）本部設置時における避難所開設までの流れ



6 夜間・休日（災害対策（警戒）本部未設置時）における避難所開設までの流れ



第3 避難所の運営管理

1 運営管理体制及び責任者

- (1)避難所の運営は、施設管理者、所有者、地域（自主防災組織等）と十分な連携をとった上で区長（区対策部長）の責任において行う。
- (2)避難生活の長期化が見込まれる場合、区長（区対策部長）は、地域（自主防災組織等）との連携に努め、避難所の環境整備・保全に取り組むとともに、避難者のプライバシー及び心身の健康維持に留意し、市民が主体となった避難所運営及びその運営を管理する体制の早期確立を図る。

2 職員の派遣

(1) 民生班の派遣

- 避難所を開設した場合、区長（区対策部長）は、避難者数に応じた区対策部民生班員を現地に派遣し、施設管理者、市民防災会、消防団、災害ボランティア等との協力により、主に次の事項を行う
- ア 避難者の受入れ及び保護
 - イ 避難所、避難地の安全管理
 - ウ 必要物資、必要人員の把握と要請
 - エ 避難者の把握と報告
 - オ 避難者への複合的な手段を用いた情報伝達
 - カ 救援物資の配布
 - キ 避難者のプライバシー確保
 - ク 区対策部、施設管理者等との連絡調整

(2) 民生班、救護班の派遣

区対策部は、受入れ期間が長期化した場合は、避難者の健康管理を行い、避難者が健康に支障を来たすおそれのある場合や、避難者のなかに負傷者や健康上の配慮が必要な者がいる場合には、保健福祉部と協議のうえ、民生班及び救護班を派遣して、避難者の応急治療及び健康管理・健康相談を行い、二次災害の防止に努める。

(3) ごみ・し尿の収集班、保健衛生班の派遣

区対策部は、受入れ期間長期化により、ごみ・し尿の処理や環境衛生面での問題が生じるおそれがある場合には、保健福祉部と協議のうえ、ごみ・し尿の収集班や保健衛生班の派遣を要請して、避難所の環境衛生管理にあたる。

3 要配慮者への配慮

区対策部は、避難者中の要配慮者の有無を把握し、必要に応じ、民生班や救護班を派遣してそのケアに努めるとともに、保健福祉部に対し、医療施設や社会福祉施設での受け入れや、手話通訳者、ホームヘルパー等の派遣を要請する。

状況に応じ、介護、医療等に従事する災害ボランティア等との協力を得て、要配慮者のニーズを十分把握するとともに、そのニーズに対応した避難所の運営管理を行う。

4 男女共同参画等の視点を踏まえた運営管理

避難所の運営管理にあたっては、女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、男女別の物干し場、更衣及び授乳スペースの設置、避難場所等における安全性の確保など、男女双方の視点、子育て家庭や性的マイノリティのニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。

5 市立小中学校教職員の運営管理への協力

避難所となった市立小・中学校の教職員は、児童生徒の安全確保、こころのケア、学校教育正常化に向けての準備等学校管理に支障のない限り、避難所の運営管理に協力するものとする。

6 避難所における情報収集・伝達手段の確保

- (1) 避難所に派遣された職員は、避難者名簿を作成し、個人安否の情報収集・伝達手段として活用する。
- (2) 行方不明者の捜索に係るもの以外の関係機関への個人情報の提供は当該避難者の同意のうえ行う。
- (3) 避難所に派遣された職員は、インターネット情報端末等の各種媒体を活用して、区対策部、総括部等との情報収集・伝達活動を円滑に実施する。

7 災害ボランティアとの連携

状況に応じ、災害ボランティアと連携して避難所の運営管理を行う。

8 大規模避難所の運営管理

大規模避難所は、区対策部が運営管理することを原則とする。ただし、災害の状況により区対策部で対応が困難な場合には総括部が関係部等と協議のうえ、関係部等で協力して運営管理を行う。

第4 開設した避難所以外の避難者への支援

1 開設した避難所以外の避難者の把握

区対策部は、開設した避難所以外の避難者の避難場所及び避難者数の把握に努める。

2 車中泊避難者への配慮

各部及び関係機関は連携し、エコノミークラス症候群などを防止するため、車中泊避難者へ注意喚起の広報を行う。また、必要に応じ、救護班や民生班を要請してそのケアに努める。

第5 災害発生時における愛玩動物（ペット）対策

1 愛玩動物の取扱い（原則）

- (1) 災害発時における愛玩動物（以下、「ペット」という。）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。
- (2) 避難所は、ペットとの同行避難※に対応する。

※ 同行避難とは、災害発時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで

安全に避難すること。基本的にペットは避難者の居住区域とは別の場所で飼育される。

- (3) 避難所でのペットとの同伴避難※は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、対応する。

ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。

※ 同伴避難とは、飼い主と一緒に避難したペットが、避難所で飼い主と同じ居住空間で生活すること。

2 保健福祉部及び区対策部の対応

保健福祉部及び区対策本部は、災害発生時におけるペットの飼い主への支援を、衛生状況、被災状況等を考慮しながら、以下により実施する。

(1) ペットの避難所への受入れ（大規模災害発生時）

区対策部等は、避難者の受入れ完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、避難所施設へのペット受入れの方法について、検討を行う。

避難所へペットを受入れる場合、保健福祉部（動物愛護センター）は、必要に応じて、北九州市獣医師会に協力を要請する。

(2) ペットの支援情報提供（2-(1)以外の災害時）

ペットの管理は、1-(1)のとおり、飼い主による管理を原則とするが、保健福祉部（動物愛護センター）は、北九州市獣医師会の協力を得て、関係部署に支援情報の提供を行う。

第6 避難所の閉鎖

区長（区対策部長）は、災害の危険が解消し、避難者に対する救援対策が完了したとき（住居の確保等による避難者の受入れ期間が経過したとき）は、避難所を閉鎖する。

区長は、避難所を閉鎖したときは、速やかに危機管理監（総括部長）、消防局長（消防部長）、保健福祉局長（保健福祉部長）及び教育長（教育部長）に報告を行う。

危機管理監は、各区の状況をとりまとめのうえ市長（災害対策本部長）に報告するとともに、市関係部局、知事、防災関係機関等に通知するものとする。

第 21 節 食料供給

災害時に避難者、被災者及び応急対策要員等に供給する食料の確保とその供給の円滑化を期するための計画である。

第 1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、産業経済部、区対策部

第 2 災害時の応急供給措置

1 供給対象者

災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合、次の者に食料供給を行う。

- (1) 食料を容易に入手できずに困窮する者。
- (2) 災害地における救助作業、応急措置及び被災施設の復旧作業に従事する者。

2 供給品目

- (1) 主食

炊飯又は炊出し給食が可能な場合は米穀とするが、不可能な場合は災害の実情に応じてレトルト米、乾パン又は麦製品等調達可能な食料とする。

- (2) 副食・調味料

災害の実情により、調達可能なもの。

3 食料の確保

- (1) レトルト米・乾パン等

区対策部は、レトルト米・乾パン等を備蓄し、供給する。なお、不足し再調達が必要な場合は(2)と同様に対処する。

- (2) 主食（米穀を含む）及び副食・調味料

区対策部は、指定の販売業者（北九州市物品等供給契約の有資格業者）から購入する。

ただし、緊急のため上記の業者から調達不可能な場合は、一般販売業者から調達する。また、市内の販売業者からの調達で不足する場合は、県へ食料の供給を要請又は本市と災害時相互応援協定を締結している都市に対し、調達等を依頼する。

- (3) 災害救助法適用の場合の米穀・乾パン

区対策部は、産業経済部（農林水産班）に対し、必要量の確保を依頼する。

農林水産班は、知事に必要量を申請して知事が指定する卸売（卸売代行機関）及び小売販売業者より引取り、区対策部に引き渡す。

ただし、米穀について農林水産班は、災害の状況により緊急やむを得ない場合には、農林水産省政策統括官に要請する。政策統括官は、受託事業体、県及び市

【付属資料編】
169頁

と連絡調整を行い、引渡方法を決定する。市は、決定された引渡方法により米穀を引取り、区対策部に引き渡す。

(4) 「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」による調達
ア 一般調達

災害状況や避難者の発生状況から本部長（市長）が必要と判断した場合、「災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定」を締結している企業（以下、協定締結企業という）から食料を購入する。

イ 特別調達

当該協定に基づく大規模災害が発生し、住民の避難が3日以上継続するような状況で本部長（市長）が必要と判断した場合、避難所の運営管理を担当する区対策部民生班は協定締結企業と直接協議し、食料を購入する。

ウ 調達方法

区対策部は物資の供給の要請を原則として文書により行う。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出する。なお、同様の物資で供給可能な協力店が複数ある場合の要請先選定基準は、物資供給の必要がある避難所等に最も近い店舗のある企業から順次要請するものとする。

また、物資の運搬は原則として企業が市の指定する避難所等まで行う。但し、企業による搬入が困難な場合は、企業は市の指定する搬送車に積み込み対応する。

なお、本特別協定に基づく調達については、北九州市区長以下専決規程第3条に定めるとおり、区課長の専決事項が異なるため留意する。

(5) 「全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定」による生鮮食料品の提供

被災により生鮮食料品を十分に供給できない場合、「全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定」に基づき中央卸売場開設者（北九州市）が生鮮食料品の提供等の応援要請を行う。

応援の種類

- ア 住民に供給する生鮮食料品の提供
- イ 住民に供給する生鮮食料品の提供に係る搬送
- ウ 市場事業の継続のために必要な資機材、物資等のあっせんまたは提供
- エ 上記に掲げるもののほか、特に要請があつたもの

4 供給方法

食料は、原則として避難所単位に供給する。

ただし、あらかじめ指定された避難所の他に緊急に開設された避難所にも供給を行うものとする。

避難所に避難できず、在宅避難や車中泊避難などを行っている被災者及び作業に従事する者は、最寄りの避難所で供給を受ける。

(1) 炊出し、自炊等調理不可能な場合

区対策部は、被災者数に応じた数量の乾パンその他調理不要な食料を避難所に搬入する。

避難所の連絡員は、食料を被災者に配分する。

【付属資料編】
412 頁

(2) 炊出し給食を行う場合

区対策部は、被災者数に応じた数量の主食及び副食・調味料（以下「食料素材」という。）を避難所に搬入する。

避難所の連絡員は、区対策部より引き渡された食料素材を調理し、調理完了後、被災者に配分する。

5 供給期間

食料供給期間は、原則として災害発生後、最初の供給日から起算して7日間とする。ただし、災害救助法適用の場合は、同法その他関係法令の定めるところによる。

第3 炊出し

1 炊出しを受ける被災者

- (1) 避難所に受入れた者
- (2) 住家の被害が全壊（焼）、流失半壊（焼）又は床上浸水等で炊事ができない者
- (3) 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者
- (4) 被害を受け、一時縁故先等に避難する者

2 主食、副食調味料等の調達

第2の3(2)による。

3 炊出し基準及び期間

災害救助法を適用しない場合は、『保健福祉局関係小災害救助取扱要領』によるものとする。

災害救助法を適用する場合は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」によるものとする。

4 業者からの購入

市において直接炊出しすることが困難な場合で米飯業者等に注文することが実情に即すると認められるときは、炊出しの基準等を明示し、業者から購入し配給する。

第4 支援物資の管理

1 必要な支援物資、不必要的支援物資については、区対策部及び物資集配センターで取りまとめ、総括部へ報告する。報告を受けた総括部はホームページ「防災情報北九州」等を活用し、周知する。

2 支援物資の受入れは災害時緊急物資集配センター※で一次的に行い、その後各避難所等へ配分する。物資の管理・輸送については第24節受援計画及び第25節交通輸送による。

※ 災害時緊急物資集配センターとは、あらかじめ指定している施設の中から、市内の被害状況等を勘案し適切な施設を選定する臨時的な施設である。

第22節 給水

災害のため給水施設の破壊、又は飲料水の枯渇、汚染等により、現に飲料水に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護するとともにその施設等の復旧を行うための計画である。

第1 実施担当機関

区対策部、上下水道部

第2 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者。

第3 給水方法

- 1 給水を必要とする場所（被災地、避難所等）への応急給水は、給水車による搬送給水、周辺の消火栓及び配水池からの仮設配管など現地の実情に応じ適当な方法により行う。
- 2 給水量 1日1人当たり3L程度を最低限確保するものとする。
- 3 給水期間 復旧するまでの間

第4 給水施設の応急復旧

- 1 給水施設の応急復旧を円滑に行うため、管理図面・台帳等の分散管理を行う。また、災害用応急資器材（水道管工事用・応急給水用器材等）を備蓄し、災害発生時に有効適切に使用できるように点検整備を徹底する。
- 2 給水施設が破壊された場合は重要度、修理可能性等勘案して、迅速かつ最も効果的に応急復旧を行う。
- 3 給水施設の応急復旧における復旧要員、資材、重機等の確保や応援について、水道事業者、資器材メーカー、指定給水装置工事事業者などの施工業者等との協力体制を確保する。
- 4 市の能力をもってしても、なお給水の万全を期し得ない場合は、自衛隊又は隣接地方公共団体の協力を要請するとともに、「19大都市水道局災害時相互応援に関する覚書」及び「日本水道協会九州地方支部 災害時における相互支援に関する協定」に基づき上下水道局長が応援要請を行う。

第5 家庭飲料水の事前確保

災害発生が予想される場合、事前に各家庭において必要量の飲料水を備蓄するよう広報車及び報道機関に依頼し周知を図る。

第23節 物資供給

災害のため、生活必需品を喪失し他から容易に入手困難な被災者に配給する衣料、その他生活必需品の確保と配給の確実を期するための計画である。

第1 実施担当機関

- | | |
|-----------|------------|
| 1 必要物資の把握 | 保健福祉部、区対策部 |
| 2 救援物資の調達 | 財政部、区対策部 |
| 3 救援物資の配布 | 保健福祉部、区対策部 |

第2 対象者

住家に全壊（焼）、半壊（焼）、床上浸水の被害を受け、衣類その他生活必需品を損傷喪失し、他から容易にこれの入手ができず日常生活に困窮する者。

第3 配給経路

区対策部民生班は、被災状況調書等を参考にして、被災者の状況を調査し、市災害対策本部保健福祉部と協議のうえ、措置決定（必要物資の算定、物資配分計画の作成）し、物資購入のうえ区対策部民生班で物資を配分する。

なお、調達については、「第21節 食料供給」で定めた食料の調達と同様の手法とする。

第4 配給方法

- 1 災害の状況等を考慮し、その都度決定するが、まず備蓄物資、日本赤十字社の救援物資を放出し、不足物資を業者から調達する。（即時調達可能物資を把握しておく。）
- 2 配給に際しては、自治組織、民間団体等（ボランティア）の協力を得て実施するものとする。

第5 支援物資の管理

- 1 必要な支援物資、不必要的支援物資については、区対策部で取りまとめ、総括部へ報告する。報告を受けた総括部はホームページ「防災情報北九州」等を活用し、周知する。
- 2 支援物資の受入れは災害時緊急物資集配センター※で一次的に行い、その後各避難

所等へ配分する。物資の管理・輸送については第24節 受援計画及び第25節 交通輸送による。

※ 災害時緊急物資集配センターとは、あらかじめ指定している施設の中から、市内の被害状況等を勘案し適切な施設を選定する臨時的な施設である。

【付属資料編】
170 頁

第 24 節 受援計画

第 1 実施担当機関

各部、関係機関(福岡県、自衛隊等)

第 2 物的支援の受入れ

災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 2 条に規定する政令で定める程度の災害が発生し、かつ被災状況、交通状況等を勘案し、避難者に対する救援物資の安定供給のために必要と市長が判断した場合、「緊急物資一元管理・配送システム」を運営する。

当システムは、地域内輸送拠点として「災害時緊急物資集配センター」(以下、「物資集配センター」という。)を設置し、緊急物資の受入れ、仕分け、在庫管理、避難所への配送までを一元管理するもの。物資集配センターの運営は市内の関係局から構成される横断的な組織に民間物流企業を加えた「緊急物資対策チーム」を編成して行う。

なお、具体的な設置・運営方法等については、「緊急物資一元管理・配送システム運営マニュアル」において別に定める。

1 緊急物資対策チームの編成

市内の関係局から構成される横断的な組織に民間物流企業を加えた「緊急物資対策チーム」を災害対策本部直轄に編成し、物資集配センターの運営を行う。

2 編成表

担当	担当部・班	分担業務
運営担当	総務部(総務班) 民間物流企業総括責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・チーム運営の統括・指揮 ・チーム編成、人員確保 ・関係部局等との連絡調整 ・輸送車両の選定 ・輸送車両の手配 ・県や他都市への必要物資の要請
施設・搬路担当	建設部(道路班) 建築都市部(都市計画班) 港湾空港部(港湾総務班、港営班)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、施設の被害状況や、規制状況等の把握 ・物資輸送ルートの確保・選定
物資管理担当	保健福祉部(保健福祉総務班) 区対策部(民生班) 産業経済部(農林水産班) 財政部(契約班)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所毎の必要物資の把握 ・物資の調達・管理 ・在庫物資の数量管理(品目毎) ・義援物資への対応
荷捌き担当	民間物流企业 協力部 災害ボランティア	
	搬出レーン班	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出レーンの管理
	受付班	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入、搬出車両の受付
	荷卸・検品班	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送車両からの荷卸、検品

	仕分け班	・品目毎に仕分け、数量管理
	物資分配班	・避難所毎に物資を分配
	積込み班	・輸送車両への物資の積込み
	応援班	・荷捌きの実作業等
輸送担当	民間物流企業(トラック協会、自衛隊等)	・避難所への物資の搬送

第3 人的支援の受入れ

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条に規定する政令で定める程度の災害等が発生し、本市職員のみでは災害対応業務の実施が困難な場合に、外部からの人的応援等を円滑に受入れることで継続的に災害対応業務を実施する。

円滑な人的応援の受入れは、「受援調整チーム」を編成し人的応援の総合的な調整を行う。

なお、具体的な応援要請や受入れ方法については、「災害時受援マニュアル」において別に定める。

1 受援調整チームの編成

総務部職員班から構成される「受援調整チーム」を災害対策本部直轄に編成し、外部との連絡窓口や人的応援に係る全体の総括や調整を行う。

2 編成表

総務部職員班	役割
総務局人事課	・受援調整チームの総括 ・応援要請及び受援に係る調整に関する事項 ・応援職員の服務・派遣・配置に関する事項
総務局給与課	・給与、公務災害補償に関する事項
総務局福利課 総務局女性の輝く社会推進室	・受援に係るニーズ集約に関する事項 ・その他必要事項
総務局職員研修所	

第25節 交通輸送

第1 交通応急対策

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生するおそれがある場合、交通の安全と施設の保全及び災害時における交通と輸送の便を図るための計画である。

1 実施担当機関

総務部、産業経済部、建設部、建築都市部、港湾空港部、区対策部、消防部、交通部、福岡県警察、第七管区海上保安本部、交通機関

2 交通規制及び道路交通の確保対策

(1) 交通規制

災害等により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、もしくは通報等により承知したときは、被災地及びその付近の状況により、警察、道路管理者、その他関係機関は密接な連絡のもとに次の区分により通行の禁止、制限、又は迂回等適切な処置をとる。

また、警察及び道路管理者は緊急通行車両等の通行を確保するため、広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

実施責任者		範 囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長 西日本高速道路㈱ 福岡北九州高速道路公社	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路についての工事のため、やむをえないと認める場合	道路法第46条
	公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法第76条
警察	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき	道路交通法第4条、第5条及び114条
	警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき	道路交通法第6条

ア 公安委員会による交通規制

県公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合におい

【付属資料編】

196頁

て、人命救助や救援物資輸送等の災害応急対策を的確かつ円滑にするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定し、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。（この道路の区域又は区間を「緊急交通路」という。）

(ア) 緊急通行車両等の確認

知事又は県公安委員会は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条に基づく通行の禁止又は制限が行われた場合において、災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により緊急通行車両等の確認を行い、「証明書」及び「標章」を交付する。

なお、県公安委員会は「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」の交付を受けた者から緊急通行車両等であるとの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

(イ) 「証明書」及び「標章」の交付申請

①交付場所

○県

- ・総務部防災危機管理局防災企画課
- ・農林事務所

○県公安委員会

- ・検問所（原則、事前届出済証「第2章第29節参照」の交付を受けた車両）

※検問所設置場所は、緊急交通路の指定に伴い福岡県警察ホームページに掲載

- ・警察署
- ・警察本部交通規制課
- ・高速道路交通警察隊（原則、事前届出済証の交付を受けた車両）

②申請書類

○緊急通行車両等確認申請書…1通、又は規制除外車両確認申請書…1通

※福岡県警察ホームページの交通部交通規制課「大規模災害等が発生した場合の交通規制について」に記載例とともに掲載

○自動車検査証の写し…1通

○災害発生時における指定行政機関等との契約書等の写し…1通、又は車両を使用して行う業務内容を疎明する書類等…1通

(ウ) 標章等の掲示等

①標章

車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

②証明書

車両に備え付ける。

イ 緊急通行車両等の先導

警察は、災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行を確保する必要があると認

めるときは可能な範囲で緊急通行車両等の先導を行う。

ウ 自衛官、消防吏員による命令、措置

自衛官及び消防吏員は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行障害となり、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、警察官がその場にいない場合に限り、当該車両、その他の物件の移動などの命令又は措置を行う。

命令、措置を行った場合は、警察署長に次により通知する。

(ア) 命令に係る通知

命令を実施した場所を管轄する警察署長（当該移動場所が高速自動車国道等の場合は高速道路交通警察隊長）に通知する。

(イ) 措置に係る通知

措置をとった都度、ただちに措置を行った場所を管轄する警察署長（当該移動場所が高速自動車国道等の場合は高速道路交通警察隊長）に通知する。

通知は口頭でも可とするが、定められた様式により速やかに再度通知をする。

措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所、氏名を知ることができないときは、その理由、措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載する。

(ウ) 破損行為に係る写真の添付

破損行為に係る場合は、破損前後の写真を撮影し、通知書に添付する。

エ 道路管理者等による措置

道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、大規模災害時において、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ緊急通行車両の通行を確保するため、緊急の必要があると認めるときは、指定した区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を行う。

(2) 道路交通の確保対策

ア 道路パトロールを強化し、隨時危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、その現況を把握する。

なお、現地においては徒步パトロールを強化する。

イ 危険箇所、災害箇所を発見した場合は、被害状況を調査するとともに、直ちに所轄警察署に連絡のうえ、必要な交通規制を行うと同時に、これにかわる迂回路指定等の処置をとり道路交通の確保に努める。

ウ 危険箇所、災害箇所については建設・建築都市部等関係機関において応急措置を行い、速やかに交通を確保する。

エ 電力、ガス、通信、水道その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発見された場合は、直ちに関係機関及び所轄警察署に連絡し必要な交通規制を行う。通報を受けた関係機関は、それぞれ機関の定める業務計画により応急措置を行い速やかに交通を確保する。

3 市営バスの行う交通の確保対策

(1) 市営バスの運行は、可能な限り維持するものとする。

(2) 市営バスの路線において道路の危険及び災害等の発生により運行不能となつた

【付属資料編】
202頁

場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、迂回道路等を利用して路線の一部変更など乗客の安全輸送を目途とする適切な処置をとり、できる限り運行を継続して乗客の利便を図るものとする。

4 他の交通機関の応急対策

(1) 九州旅客鉄道株式会社の災害応急対策

ア 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「防災規程」「運転取扱実施基準」「気象異常時運転規制手続」「運転事故並びに災害応急処理標準」「防災業務実施計画」に基づき対処する。

イ 災害時の代替輸送方法

他社に代行輸送を依頼する。

ウ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」により、本社に対策本部を、現場には現場本部を設置し、応援要請、救護輸送、復旧、調査情報の発表等の指揮及びその他の業務を行う。

エ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効に活用し正確・迅速を期す。

オ 応急措置（案内広報など）

関係駅長及び関係列車の乗務員は、指令と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係などの情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

カ 応急復旧体制

本社対策本部と現場本部において密接な連絡をとり、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかな復旧を図る。

(2) 西日本高速道路㈱の災害応急対策

ア 応急対策の方法

(ア) 高速道路事務所長の行う処置

a 災害態勢

台風接近及び地震等により、有料道路に被害のおそれがあるときは、労力、資材及び機械力の整備手配等十分な態勢を整えておく。

b 応急処置

通行不能となった場合、車線通行確保に努めるとともに直ちに高速道路交通警察隊等関係機関に通知する。

c 災害が発生したときは、被災日時、気象状況、被災箇所、被災状況、交通状況及び復旧費概算等を九州支社長に報告する。

(イ) 九州支社長の行うべき処置

九州支社長は、上記について本社に速報及び詳細報告を行う。

イ 利用者に対する広報

【付属資料編】
203頁

有料道路の利用者は遠距離、広範囲であって、災害発生により利用ができなくなった場合は、急速にかつ広範囲に周知徹底を行い、これらの原因によって受け利用者の損害を最小限度にとどめる必要がある。したがって西日本高速道路(株)は報道機関その他に依頼し、一般利用者に対し周知を図る。

(3) 福岡北九州高速道路公社の災害応急対策

【付属資料編】

205 頁

ア 応急対策

(ア) 北九州事務所長の行う処置

台風接近及び地震等により有料道路に被害のおそれがあるときは、労力、資材、機械力等の整備手配をし、災害応急対策に対して即応できるよう態勢を整えておくこと。

(イ) 応急処置

通行不能となった場合、直ちに高速道路交通警察隊等関係機関に通知する。

災害が発生したときは、被災日時、気象状況、被災箇所、被災状況、交通状況、復旧費概算、現場措置の状況を理事長に報告する。

なお、事務所独自で対応できない場合は、本社(福岡)に支援班を要請する。

イ 利用者に対する広報

災害が発生した場合、直ちに道路交通情報として、関係機関を通じ利用者に周知を図る。

(4) 西鉄バス北九州株式会社の災害応急対策

【付属資料編】

206 頁

ア 応急対策方法

(ア) 災害が発生し、重大な影響を及ぼす場合は本社内(北九州市)に災害対策本部を設置し、総合的に対策を講ずる。

(イ) 自動車部門においては、あらかじめ調査連絡体制を定め、最終車到着時刻の確認を行う外、連絡責任者、連絡所在地等について各線別に定めている。

イ 応急対策上の要請

(ア) 災害時、社の通信設備が途絶した場合、他の機関の通信設備の優先利用が必要である

(イ) 災害のため遠隔地においてバスが孤立し、救助の必要を生じた場合、市その他関係機関

の応援援助を求める。

(5) 筑豊電気鉄道株式会社の災害応急対策

【付属資料編】

206 頁

ア 災害が発生し重大な影響を及ぼす場合は、本社内に災害対策本部を設置し、総合的に対策を講じる。

イ 運輸部門においては、災害が発生した時は、情報の収集、社内の連絡、伝達報告に努め、輸送体制の確立を図る。

ウ 工務部門においては、災害が発生した時は、災害の種類・程度によって速やかに応急復旧に努める。

(6) 北九州高速鉄道株式会社の災害応急対策

【付属資料編】

207 頁

ア 応急対策方法

暴風、豪雨、地震、その他異常な自然現象による災害及び大規模な火災等の災害に対し、災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生したときは、本社内（小倉南区）に災害対策本部を設置し、総合的に対策を講ずる。

イ 応急対策上の要請

災害のためにモノレールが運行できない場合で必要なときは、市その他関係機関に応援援助を求める。

ウ 災害警戒

災害の発生するおそれがあるとき又は災害が発生した場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて災害警戒本部を設置し、情報の収集及び関係機関との連絡調整を図る。

(7) 大阪航空局北九州空港事務所の災害応急対策

北九州空港及びその周辺において、航空事故が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、「北九州空港緊急計画」に基づき関係機関と協力して次の措置を講じる。

ア 防災機関に通報するとともに、被害の拡大防止又は軽減を図るため必要な措置を講じる。

イ 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、消防機関等の協力を得て、北九州空港消火救難隊により消火救難活動を行う。

ウ 状況に応じ空港利用者を避難させる等必要な措置を講じる。

エ 多数の死傷者が発生したときは、「北九州空港医療救護活動に関する協定」に基づき、福岡県医師会及び北九州市医師会並びに京都医師会に医療救護班の派遣を要請し、空港内の適当な場所に、救護所、負傷者等の収容所を確保する。

オ 災害の規模や被害状況から判断し、必要と認めるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

第2 輸 送

車両、船艇等を確保して、被災者並びに災害応急対策及び救助活動に従事する者の移送あるいは災害対策用物資、資材の輸送を行うための計画である。

1 実施担当機関 各部

2 車両等の調達及び輸送

(1) 原則として各部保有車によるものとするが、不足するときは待機中の他の部保有車を使用する。

なお、不足する場合は各部が営業者から直接調達する。

(2) 一時に多数の車両を要し、かつ各部で調達できないときは、次の事項を明示のうえ、総務部（庁舎管理班）へ調達を要請する。

なお、用務終了の場合は、直ちに報告するものとする。

ア 輸送区間又は借上期間

イ 輸送量又は台数等

ウ 集合場所及び日時

エ その他の条件

(3) 総務部において必要台数の確保が不可能のときは、次の各機関、会社等に協力の要請を行い調達する。

- ア 県災害対策本部（県防災企画課）
- イ 福岡運輸支局
- ウ 日本通運株式会社北九州支店
- エ (社)福岡県トラック協会北九州支部又は各区分会事務所
- オ 西鉄バス北九州株式会社
- カ 自衛隊
- キ その他

【付属資料編】
208頁

(4) 鉄道軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、あるいは他都市等遠隔地で物資資材等を確保したときで鉄道によって輸送することが適当な場合、それぞれの実施機関において行うものとする。

(5) 船舶、舟艇による輸送

離島への輸送及び陸上交通による輸送が困難な状態にあるか、又は途絶したときは、九州運輸局福岡運輸支局、海上保安部等関係機関と協議のうえ、人員、物資等の海上輸送を行うものとする。また、必要な場合は、自衛隊の災害派遣を要請し、海上輸送を行うものとする。

(6) 空中輸送

ア 一般交通の途絶に伴って緊急に空中輸送が必要なときは、消防ヘリコプターによる空中輸送を行うものとする。

イ 消防ヘリコプターによる輸送が不可能なとき、又は増強の必要がある場合は、第七管区海上保安本部への要請を行い、協力を得て空中輸送を行うものとする。

また、自衛隊の災害派遣を要請し、空中輸送を行うものとする。

ウ 消防防災ヘリコプターによる応援が必要と判断される場合は、消防組織法第39条及び第44条による応援ヘリコプターを活用する。

(7) 人力による輸送

車両等による輸送が不可能なときは、人力等により輸送するものとする。

3 北九州港の港湾施設の供用

災害対策用物資、資材の海上輸送を行う場合には、北九州港の港湾施設を供用するものとする。

4 ヘリコプター離着陸場の確保

空中輸送を行う場合は、あらかじめ指定しているヘリコプター離着陸場予定地を使用する。

5 輸送物資等の一時保管場所の確保及び集配

災害対策用物資、資材の一時保管場所として、北九州港及びヘリコプター離着陸場近辺の施設、中央卸売市場等を各部で確保する。

一時保管場所における輸送物資等の集配業務は、各部が、ボランティア等の協力を得て実施する。

第26節 救出救急業務

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出して被災者を保護するとともに救急業務を円滑適切に行うこととする計画である。

第1 実施担当機関

保健福祉部、消防部、福岡県警察、日本赤十字社、自衛隊、第七管区海上保安本部、医師会

第2 部隊間の活動調整（合同調整所）

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊（他地域から派遣された部隊を含む）は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力をを行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第3 陸上における救出

1 対象者

生命、身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある者

2 救出班の編成

救出班の編成は、災害発生地の消防隊及び航空隊を主体とし、災害の規模、程度に応じて市関係職員、その他増強要員をもって編成する。

3 救出方法

(1) 救出作業は、警察、海上保安部、その他関係機関と緊密に協力して実施するものとする。

(2) 消防の行う救出作業は、救助工作車、梯子車等特殊車両及び消防ヘリコプターの出動並びに照明器具、救助用器具等を活用して行う。

(3) 災害発生地の所轄消防隊から車両以外に必要に応じて救出作業要員（消防団を含む）を出動させる。

(4) 消防団員は、災害現場において消防の行う救出作業に協力するとともに、応急救護所の設営、傷病者の搬送等を行う。

(5) 救出した負傷者は、直ちに救急自動車等をもって、最寄りの医療機関等へ搬送

【付属資料編】
164頁

する。

- (6) 復旧作業との関連及び特殊機器を必要とする作業については、関係機関と緊密な連絡をとって行う。

第4 救急業務

【付属資料編】

165 頁

1 救急隊は各消防署に、航空隊は消防航空隊基地におく。

2 出動区域

- (1) 救急隊の出動区域は、消防署の救急担当区域とする。ただし、消防局長又は消防署長の特命による場合は、この限りではない。
- (2) 航空隊の出動区域は、北九州市全域とする。ただし、消防局長の特命による場合は、この限りではない。

3 消防局指令の運用

救出救急事故発生時においては、消防局指令課の活用により、消防救助隊（以下「救助隊」という）、救急隊及び航空隊の初動体制を整えるとともに、保健福祉部並びに医師会との密接な通報連絡によって、速やかに防災救急体制を確立し、消防部の集団救急要綱並びに医師会医療救護計画に基づく救急業務の実施を図るものとする。

[消防局指令課の任務]

- (1) 救急通報の受理
- (2) 救助隊、救急隊及び航空隊の指令、連絡
- (3) 医療機関及び警察機関との連絡
- (4) 救急協力医療機関の状況確認
- (5) 傷病者搬送医療機関の指定、連絡
- (6) 救急事故現場の状況把握及び情報収集
- (7) 救出用重機の手配
- (8) 消防部職員の非常招集

4 関係機関との事前協議

災害事故における傷病者の救出、救急活動の迅速な運用を図るため、消防部は、常に警察、保健福祉部、医療機関、医師会、自衛隊等と密接な連絡をとり、災害事故現場の交通規制処置、医療体制の確立等について協議しておくものとする。

5 非常体制の確立

- (1) 災害集団救急事故の発生に際しては、現場指揮本部を設置する。さらに、必要に応じて、災害集団救急事故対策本部を設置する。
- (2) 現場指揮本部の長は救急事故発生地の消防署長とし、対策本部の長は消防局長とする。

[現場指揮本部の任務]

- (3) 消防署長は、現場指揮本部の任務遂行について必要な情報を対策本部に報告す

【付属資料編】
252 頁

るほか、次の各号に掲げる救出、救急活動を行う。

- ア 災害情報の収集と現場速報
- イ 傷病者の救出作業
- ウ 傷病者の応急措置と搬送順位の決定
- エ 医療救護班及び応急救護所設営の要否の判断
- オ 資機材等の緊急搬送及び救出用重機の手配要請
- カ 応急救護所等から最寄りの医療機関への搬送
- キ 傷病者の緊急避難、搬送
- ク 救急医薬品の輸送
- ケ 特設救急隊の編成等
- コ その他

(4) 災害集団事故対策本部の任務

対策本部長は、出動各部隊の運用、統制、連絡及び情報の収集並びに広報その他救護対策全般について処理、統括を行う。

- ア 市長への報告、その他防災関係機関との連絡協調部隊の配備と増強
- イ 部隊の配備と増強
- ウ 情報収集と連絡員の指定
- エ 警察、医療機関その他防災機関への協力要請
- オ 現場救出、救急についての必要事項
- カ 救急医薬品の輸送
- キ その他

6 救急隊の増隊

非常用救急自動車で増隊し、救急活動を実施する。

7 医師の派遣要請

- (1) 消防局長は、トリアージ、応急処置、搬送先等の指示、助言、医療情報の収集及び救急救命士に指示を与えるため、医師の消防局指令センターへの派遣を保健福祉部に要請する。
- (2) 消防局長は、必要に応じて、市立八幡病院統括 DMAT 及び災害拠点病院医療チームの派遣を要請する。

8 ヘリコプターの確保

救急活動のためのヘリコプターを確保し、道路寸断等で孤立した地域に救護班、資器材等を輸送し、傷病者を搬送する。また、遠隔地の医療機関への傷病者の転送を行う。

9 搬送車両の確保

- (1) 出動可能な病院救急車の出動要請
- (2) 市営バス、路線バス及び民間福祉タクシー等の、傷病者搬送用としての活用

10 地域住民の協力要請

地域住民に対し救出救急活動への協力を要請する。

11 防災関係機関との連携

救急現場においては、日赤、医師会、警察、自衛隊等と連携して救出救急活動を行う。

第27節 医療・助産及び避難行動要支援者対策

災害のため、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、応急的に医療及び助産を行う等被災者を保護するための計画である。

【付属資料編】
178頁

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、子ども家庭部、消防部、上下水道部、区対策部、医師会、日本赤十字社、西日本電信電話株式会社、九州電力北九州支社、西部ガス

第2 北九州市医師会による災害救急医療本部及び災害医療・作戦指令センター（DMOC）の設置

北九州市医師会は、災害対策本部内に北九州市医師会災害救急医療本部を設置する。

また、北九州市医師会医療救護計画に基づき、災害医療・作戦指令センター（以下「DMOC」という。）を市立八幡病院内に設置し、救護活動に関する情報収集・分析、災害現場等における適切な医療資源の配分、関係機関との調整等を行う。

なお、保健福祉部は、DMOCと連携調整を図り、救護班に関することや救護活動に関する情報収集等を行う。

第3 医療機関への支援

区対策部は、関係機関との協力により、被災地内の病院及び診療所の被害状況を調査し、必要に応じて次の支援を行う。

- 1 水道、電気、ガス等ライフラインの供給確保
- 2 通信手段の確保

第4 収容可能病院の確保

保健福祉部は、DMOCと連携し、市内の病院に傷病者の収容及び手術の可否の確認を行うとともに、近隣市町村又は近隣の医師会から対応可能な病院の情報を収集し、その情報を災害対策本部に提供する。

第5 救護班の編成

- 1 災害のため、医療、助産の途を失った者に対しては、原則として救護班が必要な措置を行うものとする。救護班は、北九州市医師会医療救護計画に基づき、災害現場においてはドクターコマンダー、救護所及び避難所においては地区医師会等の指揮の下、区対策部及び地域の医療機関、救急隊との連携調整を図りつつ、応急的な医療・助産活動を行う。特に重傷病患者等で治療することが困難である場合は、DMOCと連携の上、「第3章 26節 救出救急業務」の第4に定める搬送方法を活用し、速やかに被災地外の病院、診療所に収容する。
- 2 保健福祉部は、災害の規模、状況等により、DMOCと連携して、北九州市医師会及びその他の医療機関等で編成する救護班の出動要請の検討を行い、必要に応じて、災害対策本部長が災害救急医療本部長に救護班の出動を要請する。その編成、運用等については、北九州市医師会医療救護計画等によるものとする。

なお、市立病院による救護班の編成は次によるものとし、市立病院による救護班は北九州市医師会災害救急医療本部の指揮下に入る。

編成機関名	所 在 地	編成班数	班の編成
市立医療センター	小倉北区馬借二丁目 1番1号	3	災害の規模、被災者の状況によるがおおむね次のとおりとする。
市立八幡病院	八幡東区尾倉二丁目 6番2号	3	医師 1～2人 看護師 3～4人
市立門司病院	門司区南本町3番1号	3	事務員 2人
計		9	

第6 救護班の業務

- 1 医療
- (1) 医療対象者
医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。
- (2) 医療範囲
ア 診察
イ 薬剤その他、衛生材料の支給
ウ 処置手術その他治療
エ 病院又は診療所への収容
オ 看護
- (3) 医療期間
災害発生の日から14日以内
ただし、区対策部、保健福祉部等関係機関が必要と認めるときは延長する。
- (4) 救護班によって医療の万全を期し難いときは、DMOCを通じて速やかに関係機関に応援要請を行うものとする。
- (5) 人工透析等の特殊な医療を必要とする者については、人工透析装置を保有する

- 診療所、病院への搬送を含め、必要な措置をとる。
- (6) 身体に障害がある者、要介護高齢者などの援護を必要とする者については、民生班と連携をとりつつ、救護班においてその状況を把握し必要な保健医療サービスを提供する。
- 2 保健活動
被災時に予想される衛生状態の悪化による風邪などの感染性疾患の蔓延や栄養不足、蓄積するストレス等、平時に比べ健康状態を悪化させる要因を軽減させるよう健康管理・健康相談等を行う。
- (1) 避難所の健康調査や健康相談
- (2) 避難所生活で起こりうる健康問題に関する健康教育
- (3) 必要に応じて、家庭訪問等による被災地の住民の健康調査や健康相談
- 3 助産
(1) 対象者
助産を必要とする状態であるにもかかわらず、助産の途を失った者。
- (2) 助産の範囲
ア 分べん介助
イ 分べん前後の処置
ウ 脱脂綿、ガーゼ、衛生材料支給
- (3) 助産期間
災害発生日前後7日以内に分べんした者で、分べんした日から7日以内。
- (4) 助産の方法
助産の方法は、救護班又は助産師によるほか、一般の医療機関において行うものとする。
- (5) 助産の応援要請
医療の応援要請に準ずる。

第7 医療、助産活動に必要な携行資材・医薬品及び補給方法

【付属資料編】
184頁

救護班は、各編成機関所有の資材・医薬品を携行するものとし、調達不能又は不足の場合は、DMOCを通じて関係機関との連携を図り補給するものとする。

第8 救護所の設置

保健福祉部は、災害時における救護班の活動が、迅速かつ円滑に行われるよう、DMOC 及び区対策部等と協議して救護所を適当な場所に設置する。

- 1 設置場所は、被災者の避難場所、被災地の中心地、被災者の交通の多い地点、その他適当と思われる地点を選定することとし、基本的には、学校施設、市民センター、公民館など、小学校区を単位に設ける。
- 2 救護所を設置しない避難所については、救護班が巡回診療を行う。

第9 患者の収容及び搬送

- 1 被災者の状況により収容を要する者があるときは、最寄りの病院又は収容施設を有する診療所に収容するものとする。
ただし、災害の規模により、最寄りの病院又は診療所の診療機能が低下していると認められる場合には、DMOC の指揮の下、救護班及び各医療機関は、速やかに被災地外の医療機関に重疾病患者を搬送するものとする。
- 2 被災地内の医療機関において、災害の規模により、診療機能が低下した場合は、DMOC の指揮の下、区対策部及び当該各医療機関は速やかに重疾病患者を「第3章 26節 救出救急業務」に定める搬送方法を活用し、被災地外の医療機関に搬送するものとする。

第10 応援の要請

- 1 被災地における救護班は初期的、応急的医療を実施するが、治療困難の場合は、DMOC を通じて、他の救護班の応援要請を行うものとする。
- 2 災害対策本部長は、災害の規模により必要と認めたときは、災害救急医療本部長と協議の上、福岡県知事に対して被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動を要請する。救護班の編成、運用等については、北九州市医師会医療救護計画等によるものとする。

第11 避難行動要支援者対応

- 1 安否確認及び避難行動要支援者の把握
 - (1) あらかじめ大規模災害時に救護が必要なひとり暮らしの高齢者や障害のある人等の名簿を作成し、区役所、消防署で保管しておく。
 - (2) 避難行動要支援者避難支援班は、避難支援者及びホームヘルパー等の協力を得て、名簿を活用して避難支援を行う。
 - (3) 避難行動要支援者避難支援班は、避難所等を対象として避難行動要支援者の把握を行う。
- 2 援護の実施
民生班は、救護班と連携を取りつつ、ホームヘルパー等の協力を得て、必要に応じ、避難行動要支援者に対する次の支援を実施する。
 - (1) 車いす、障害者用携帯便器、おむつ等福祉関連物資の調達
 - (2) 手話通訳者、ホームヘルパー等の派遣
 - (3) 社会福祉施設への緊急入所

第12 こころのケア対策

災害時には、精神障害者の症状の増悪や、被災者が精神的に不安定になることが予想される。

こころのケア対策班は、区役所の精神保健福祉相談員等と連携しながら、以下の対策を

講ずる。

1 こころのケアチームの設置

(1) 編成及び派遣

こころのケア対策班は、必要に応じて、精神保健福祉センター等の精神科医、保健師、心理職及び事務職等によるこころのケアチームを編成し、避難場所、応急仮設住宅等へ派遣する。

(2) 活動事項

こころのケアチームは、区役所と連携しながら被災者のこころのケアを行う。また、必要に応じて、精神科の応急診療を行う。

2 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の編成及び派遣

こころのケアチームでは対応できない規模の災害や精神科医療支援を要する場合は、福岡県 DPAT 統括者と DPAT 調整本部の立ち上げを協議し、DPAT を編成する。

被災状況により必要と認めたときは、災害対策本部長は、福岡県知事に対して被災地域外からの DPAT の派遣を要請する。

こころのケア対策班は、DPAT の派遣を受けた場合、運用等に関する統括業務を支援する。

3 こころのケアホットラインの設置

こころのケア対策班は、必要に応じて、24 時間対応の電話相談窓口を精神保健福祉センター内に設置する。

4 被災者こころの相談窓口の設置

避難生活が長期にわたる場合は、必要に応じて、避難場所、応急仮設住宅等へ「被災者こころの相談窓口」を設置し、被災者や救援活動に従事する職員、ボランティア等に対してこころのケアを実施する。

【付属資料編】

173頁

第28節 応急住宅対策

余震等による二次災害の軽減及び防止し市民の安全の確保を図るため、建築物及び宅地の危険度判定を実施するとともに、災害により住家が滅失等した被災者に対し、応急的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の供与及び住家の応急修理を行う計画である。

なお、災害救助法の適用を受けない災害時や、膨大な応急住宅需要に迅速に対応できるよう、被災者に対し、一時的に市営・県営住宅等を提供する。

第1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

1 実施機関 建築都市部

2 補助機関 福岡県（建築都市部）

3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定実施要否の判断

本部長は、収集した被災情報等に基づいて、危険度判定実施要否を決定する。

なお、危険度判定の実施が決定した場合、本部長は県に判定実施の連絡を行う。

4 被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部の設置

本部長は、建築都市部に危険度判定実施本部を設置し、迅速かつ適確な危険度判定の実施に努める。

なお、危険度判定実施本部は、判定実施計画を策定する。

5 広報の実施

建築都市部は、総括部と連携し被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者への広報を実施する。

なお、被災者への広報については、「第3章第6節 災害の広報・広聴」に基づき実施する。

第2 市営住宅等の一時使用

1 実施機関 建築都市部、福岡県（建築都市部）

2 対象者 災害によって住宅を使用できなくなった者等。

3 補助の概要

入居者に対し一定期間の使用料の免除や保証金の免除等を行う。

第3 応急仮設住宅の供与

1 実施機関 総括部、財政部、建設部、建築都市部、区対策部

2 供与対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を確保できない者。

3 入居者の選定

入居者の選定にあっては、被災者の状況等を十分調査のうえ決定する。

4 設置場所

事前に公有地等のほか、その他の土地を含め、建設可能な土地を選定し、候補地リストを作成しておく。応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定する。この場合、応急仮設住宅の建設だけではなく、民間賃貸住宅の借上げによる供与を想定している場合は、その対応による供給分を踏まえ、土地の選定を行う。

5 住宅の規格等

住宅の規格、設置費用、着工時期等については「北九州市災害救助法施行細則」によるものとする。

6 供与期間

建設型については建築工事が完了した日から2年以内、賃貸型については契約日から2年以内とする。

第4 住宅の応急修理

1 実施機関 総括部、財政部、建築都市部、区対策部

2 対象者

住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者または大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。

3 修理方法等

修理方法、修理費等については、「北九州市災害救助法施行細則」によるものとする。

第29節 下水道応急対策

管渠、浄化センター及びポンプ場は、下水道システムにおける根幹的な施設であり、災害によるこれらの施設の機能損傷は市民生活に重大な支障を生じさせるものである。

災害時における下水道システムの被害を最小限に食い止めるとともに、被災施設等の復旧を行うための計画である。

第1 実施担当機関

上下水道部

第2 下水道台帳、竣工図書などの資料整備・保管

災害時の復旧活動に備えて、下水道台帳、竣工図書などの資料整備を行い、被災時に資料を確実、有效地に活用できるよう保管体制を整備する。

第3 施設の応急復旧

- 1 人的被害につながる二次災害を防止するため、下水道施設の緊急点検を行い、被害状況を把握する。
- 2 被害状況に応じて、支援を要請する。
- 3 管渠、浄化センター及びポンプ場が被害を受けた場合、汚水流出による衛生対策や道路陥没等の二次災害防止措置をとり、被災施設の仮復旧による暫定機能の確保を図り、その後の本復旧工事を実施するものとする。
- 4 被災施設の復旧においては、道路や水道施設、電力・ガス施設などの復旧計画と整合を図りながら実施するものとする。

第4 下水処理水の提供

水道施設の被災による用水の欠如を補うため、下水処理水の利用ができるようにする。

第30節 市有建築物の応急対策

被災した市有建築物について、二次災害の防止、機能回復のための調査、応急修理を行う。

第1 実施機関

建築都市部、関係各部

第2 災害状況の把握

- 1 施設所管部局との連携を図り、既存市有建築物の被災状況の把握に努めるものとする。
特に、市・区役所庁舎、消防署所、予定避難所となる市立小中学校、医療救護活動の中心となる市立病院については、速やかに被災状況の把握を行うものとする。
- 2 建設中の市有建築物については、施工業者との連携を図り、被災状況の把握に努めるものとする。

第3 災害応急修理

- 1 被災した既存の市有建築物については、現地調査のうえ、被災状況を確認し、応急修理にあたり、施設所管部局に対し適切な助言、指導を行うことで施設の保安及び機能維持に努めるものとする。なお、市・区役所庁舎、消防署所、予定避難所となる市立小中学校、医療救護活動の中心となる市立病院については、施設所管部局と協働し、速やかに応急修理を実施する。
- 2 建設中に被災した市有建築物等で二次災害等を誘発するおそれがあると判断されるものについては、施工業者に対し保安上の措置を指示する他、関係部署との連携を図り、安全確保に努めるものとする。

第31節 公共的土木施設応急対策

災害時における公共的土木施設の防護と、被災地におけるこれら施設の公共目的が達せられるよう応急復旧を行うための計画である。

第1 構造図、基礎地盤状況などの資料整備・保管

- 1 実施担当機関 施設管理各部
- 2 対象資料 道路施設、河川施設、所管建築物構造図
- 3 実施の方法 災害時の復旧活動に備えて、土木施設、基礎地盤状況などの資料整備を行い、被災時に資料を確実、有効に活用できるよう保管体制を整備する。

第2 道路応急対策

- 1 実施担当機関 建設部、建築都市部、区対策部、道路関係機関
- 2 実施の方法
 - (1) 道路パトロールの強化によって道路の危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、災害が発生した場合は、速やかに応急復旧に努め、その機能を復活させるものとする。この場合、国道については、それぞれの関係機関に連絡し、その機関で実施するが、相互に連絡して協力するものとする。
 - (2) 被害を受けた道路の復旧は、特に救助活動のための物資の輸送及び避難者のための通路等を重点的に行うものとする。
 - (3) 被害の状況に応じて障害物の除去、排土、盛土作業等を行い交通路の確保に努める。
 - (4) 橋梁については、停留障害物の除去、特に交通要路にあたるもののが損傷を重点的に補修し、又は仮設材等による応急架橋を実施して災害時の交通の確保を図る。

第3 河川応急対策

- 1 実施担当機関 建設部、区対策部
- 2 実施の方法 洪水を防ぐため、堤防護岸等の破壊崩壊を防止するとともに、水防備蓄資材等により損壊箇所の応急修理を行う。洪水による災害発生の場合は、「水防計画」に基づいて洪水の阻止及び排水に全力を尽くし、被害箇所の応急修理を行い、被害の拡大を防止する。

第4 港湾施設応急対策

- 1 実施担当機関 港湾空港部
- 2 実施の方法 港湾施設に対する監視活動を強化し、護岸、荷役設備等の損壊及び在港船舶等に

による被害の拡大を未然に防止する対策を適切に講ずるとともに、施設に被害が生じたときは、速やかに応急復旧を図り、その機能回復に努めるものとする。この場合、救援物資等の輸送が損われることのないよう当該施設の復旧を優先的に行うものとする。

第5 応援協力要請

1 応急復旧の範囲が広範・大規模となった場合に建設業者等の協力を得るため、連絡体制、動員体制、資材確保等の諸体制を整備するものとする。

(1) 実施担当機関

建設部、建築都市部、港湾空港部、上下水道局、区対策部

2 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市のみでは十分な応急対策業務を実施することができないと認められるときは、下記に掲げる協定を締結した建設業者等の協力を要請するものとする。

(1) 実施担当機関

建設部、港湾空港部、上下水道部、区対策部

(2) 関係団体と協力内容

団体名	応援協力	対象施設	対象地区
一般社団法人 北九州市 安全施設業協会	交通安全応急対策	市所管の道路、 河川、下水道、 公園等の施設	市内一円
協同組合 北九州舗装協会	土木応急対策支援		市内一円
一般社団法人 北九州市建設業協会	土木応急対策		小倉北区、小倉南区、若松区、八幡東区、八幡西区、戸畠区
門司建設業組合	土木応急対策		門司区
北九州市 建設業協同組合	土木応急対策 主に河川水防		小倉南区
一般社団法人 北九州緑化協会	公園施設応急対策 街路樹倒木処理		市内一円
一般社団法人 北九州法面防災協会	法面防災業務 被災法面調査 養生工事	市所管の道路、 河川、下水道、 公園等の施設	市内一円
北九州港湾建設協会	港湾施設応急対策	港湾空港局所管の港湾施設、及び海岸保全施設	市内一円
・柴田碎石工業株式会社 ・新門司碎石工業株式会社 ・株式会社ヤナイ	石材等の建設資材 の優先的確保	港湾空港局所管の港湾施設、及び海岸保全施設	市内一円

第6 国への応援協力要請

大規模自然災害により、社会的な影響が大きい重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大や二次災害の防止を目的として、応援協定に基づき九州地方整備局へ応援を要請する。

1 実施担当機関

総括部、建設部、港湾空港部、消防部

2 応援内容

- (1) 施設の被害状況の把握
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 現地情報連絡員（リエゾン）等の派遣
- (4) 災害応急措置
- (5) その他必要と認められる事項

第32節 防疫

災害のため、急速にまんえんするおそれのある感染症の発生及び予防等防疫対策についての計画である。

第1 実施担当機関

保健福祉部、区対策部、上下水道部、医師会

第2 組織及び防疫活動

1 組織

保健福祉部（保健所）、区対策部（民生班）においては事前に班の編成をしておくものとする。

2 医師会等による防疫活動

災害の規模状況等によっては、医師会の協力を得て、防疫検病班を組織して防疫活動に従事させる。その編成、出動要請については別に定める。

第3 防疫業務の実施方法

1 健康調査及び健康診断

(1) 調査班の実働能力、感染症発生状況、衛生条件等を考慮して緊急度の高いものから順次実施し、感染症患者の早期発見に努める。

(2) 必要に応じて健康診断を実施する。

2 避難所の防疫指導

(1) 避難所内の感染症予防の指導を行い、感染症の早期発見に努める。

(2) 給食施設の衛生管理、衛生観念の普及徹底を指導する。

(3) 消毒に必要な次亜塩素酸ソーダ、クレゾール石鹼液、殺虫剤等の整備について指導する。

3 予防接種の実施

災害の予防、被災地の感染症発生状況により、予防接種対象者に期間を定めて実施する。

第4 消毒及び清潔保持の実施

被災地域において感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域を重点的に実施する。

- 1 井戸水等の消毒
 - (1) 給水施設として井戸を使用している場合、井戸水の消毒は、次亜塩素酸ソーダを用いて行うよう指導する。
 - (2) 上水道の場合は、塩素滅菌処理を確実に行うとともに水道水の管末の遊離塩素量を測定する。
- 2 家屋内の消毒

台所のほか、炊事道具及び食器戸棚などは次亜塩素酸ソーダ等の消毒薬を用いて消毒することを指導する。
- 3 ごみ置き場と側溝の消毒

ごみ置き場及びその周囲と側溝には、殺菌剤を含む混合乳剤を散布する。
- 4 床上浸水、床下浸水で消毒が必要な場合は、区対策本部から場所等の連絡を受け、対応する。

第5 ねずみ・衛生害虫の駆除

災害の規模、環境衛生の状況などを総合判断して、ねずみ・衛生害虫を駆除すべき地域を指定する。

なお、次のいずれかに該当する場合は原則として地域指定を行う。

- 1 各区における被害の戸数が 5,000 戸を超える場合
- 2 一浸水地域において被害戸数が 1,000 戸を超える場合

浸水地域とは同一河川又は溜池等の欠壊により同一の原因によって同時に浸水を受けた一連の地域であって行政区画にかかわらないものとする。

- 3 区又はその一部の地域の被害が次のいずれかに該当する場合

被 味 率	被 味 地域数	被 味 率	被 味 地域数
5 % 以上	10 箇所以上	20 % 以上	3 箇所以上
10 % 以上	7 箇所以上	25 % 以上	1 箇所以上
15 % 以上	5 箇所以上		

※被害率 = {床上浸水戸数 + (床下浸水戸数 × 1/5)} ÷ 総戸数

- 4 相当の火災のあった場合

第6 薬剤の調達方法

調達薬剤は、医薬品メーカー及び卸売業者から調達するが、緊急の場合は、最寄の薬局等から調達してもさしつかえないものとする。

第33節 廃棄物の処理及び清掃

災害により生じた廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）ごみ及びし尿を迅速、確実に処理し、環境衛生の万全を期するための計画である。

第1 実施担当機関

環境部

第2 災害廃棄物収集処理

1 災害廃棄物処理

- (1) 市内のごみステーションや収集経路及びごみ処理に係る環境部の車両・施設等の被害状況を迅速に把握する。
- (2) 災害廃棄物処理実行計画を、被害状況をもとに作成する。
- (3) 被災地の緊急度を勘案して集中収集を実施し、環境衛生対策の万全を図る。

2 収集方法

- (1) 災害廃棄物処理実行計画に従い、災害廃棄物収集に当たる。
- (2) 作業が効果的に行われるよう現有人員、機材を重点的に配置し、班を編成して行う。なお、不足する場合は、民間業者や他都市等から臨時に車両借上げ等を行う。

3 収集班の編成

班長 1人 運転手 1人 作業者 1～5人

4 災害廃棄物集積所

各区の適当な場所に災害廃棄物集積所を臨時に設定するものとし、災害の状況によって集中収集を行い、災害廃棄物の処理を迅速に実施するものとする。

収集した災害廃棄物は可燃物、粗大物、リサイクル、不燃物にできる限り分類して集積する。集積所は、消毒し環境の保全に努める。

5 処理の方法

収集した災害廃棄物の処理は、指定災害廃棄物処理場において処理する。

区分	名称	所在地
焼却工場	新門司工場	門司区新門司三丁目 79番地
	日明工場	小倉北区西港町 96番地の2
	皇后崎工場	八幡西区夕原町2番1号
埋立地	響灘西地区廃棄物処分場	若松区響町三丁目地先
破碎施設	粗大ごみ資源化センター	小倉北区西港町 96番地の2

6 災害廃棄物処理施設の確保及び復旧計画

- (1) 施設の被害状況に応じ、応急対策として一時集積所用地を確保する。
- (2) 焼却施設については、自家発電、貯水（入水槽）等を効果的に活用しながら復旧に努める。
る。
- (3) 埋立処分場については、搬入路及び施設の復旧に努める。

7 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物処理計画（令和元年6月策定）に基づき、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するとともに、当該計画について継続的に点検・見直しを図る。

第3 トイレ対策

1 仮設トイレの設置

環境衛生、生活環境維持のため、早急に仮設トイレの設置を行う。また、仮設トイレ供給協定に基づき、民間企業へ仮設トイレの設置要請を行う。

避難者への迅速な対応のため、避難所に備蓄仮設トイレ（車椅子対応型）を設置する。なお、設置に当たっては、避難者のプライバシーの確保等の配慮を行う。

2 トイレ衛生袋の配布

仮設トイレが設置されるまでの間のトイレ対策として、トイレ衛生袋の配布を行う。

また、避難所に避難していない被災者で、上水道又は下水道の復旧まで自宅トイレが使えない世帯については、トイレ衛生袋の配布を行う。

【付属資料編】
193頁

第4 し尿の収集処理

1 し尿処理

- (1) 市内及び環境部の施設の被害状況を迅速に把握する。
- (2) し尿の非常処理計画を、被害状況をもとに作成する。
- (3) 被災地の緊急度を勘案して集中収集を実施し、環境衛生対策の万全を図る。

2 収集方法

- (1) 非常処理計画に従い、収集に当たる。
- (2) 作業が効果的に行われるよう民間企業と協議を行い、人員、機材を重点的に配置し、班を編成して行う。なお、不足する場合は、災害時相互応援に関する協定に基づき応援の要請を行う。

3 収集班の編成

班長 1人 運転手 1人 作業者 1～2人

4 処理の方法

収集したし尿の処理は、投入所・圧送所を経由し、浄化センターにおいて消化、

活性汚泥処理する。

区分	名称	所在地
投入施設	皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号
圧送施設	西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地
処理施設	日明浄化センター	小倉北区西港町96番地の3
	皇后崎浄化センター	八幡西区夕原町1番1号

5 処理施設の復旧

施設の被害状況を迅速に把握し、早期復旧に努める。

第34節 障害物の除去

災害によって土石、竹木等の障害物が、日常生活に欠くことのできない場所に流出し、それを除去すること以外に居住の方法がなく、自らの資力でそれを除去することができない者を保護するための計画である。

第1 実施担当機関

建設部、建築都市部、区対策部

第2 対象者

炊事場、便所、居間等に流出した障害物のために日常生活が営めない状態にあり、自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者。

第3 除去の方法

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」によるものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

原則として最寄りの公有地に集積する。

第5 応援協力要請

障害物除去の範囲が広範、大規模となった場合は、(社)福岡県ダンプカー協会等の協力を要請する。

第35節 行方不明者の搜索、遺体対策

災害のため現に行方不明の状態にある者の搜索及び遺体の収容、引受、埋火葬についての計画である。

【付属資料編】
166頁

第1 実施担当機関

保健福祉部、区対策部、消防部、第七管区海上保安本部、福岡県警察、自衛隊

第2 行方不明者の搜索

行方不明者の搜索について、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携をとり、状況に応じ地元団体等の協力を得て実施する。

第3 遺体を発見した場合の処置

- 1 救出作業あるいは搜索中遺体を発見したときは、速やかに陸上の場合は警察官、海上の場合は海上保安官に連絡するものとする。
- 2 警察官又は海上保安官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）等に基づき、遺体の調査、検視の後、関係記録を作成し、当該遺体について身元が判明したときは、速やかに遺族等に引渡し、所要の調査を経ても身元が判明せず又は引取人がいないときは、着衣及び所持品と共に遺体引受班に引渡すものとする。
- 3 状況により現場において遺体の調査等が困難なときは、遺体安置所において行うものとする。
- 4 身元が不明な遺体については、地域住民等の協力を得て身元確認を行う。

第4 遺体の引受及び火葬

1 組織

遺体の引受、火葬、処理業務全般にわたるため、必要あるときは、保健福祉部、区対策部に次の2班を設ける。

(1) 遺体引受班

区対策部民生班

(2) 火葬班

保健福祉部保健衛生班

2 事務分担

災害対策要員は、その業務が全般にわたるため、その数に関係もあり、具体的な事務分担は、区対策部長において災害対策要員数と災害状況等を勘案して決定するものとするが、おおむね次の分担とする。

(1) 遺体引受班

ア 遺体の調査・収容・安置場所の確保

イ 遺体の調査後の遺体の引受・安置

(2) 火葬班

遺体の火葬について

3 遺体の引受方法

(1) 災害により死亡した者のうち身元不明者又は遺族等に引き渡すことが困難な遺体については市が引き渡しを受ける。

(2) 身元が判明し、引取人があるときは遺族等引取人に引き渡す。

(3) 身元が判明しない者は、防腐措置を施し納棺のうえ、遺品を整理して、その性別、推定年齢、遺品等を死体処理台帳に記録し、遺体安置所に掲出する。

(4) 身元が判明したものの引取人がないとき若しくは引取人がこれを拒否したとき、又は身元が判明しない者で一定期間経過後（区対策部の判断による）引取人のないときは、墓地、埋葬等に関する法律に基づき行旅死亡人として取扱うこととし、福祉事務所に引継ぐものとする。

4 遺体安置所

遺体安置所については、区対策部長が公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して選定、又は天幕張りの臨時安置所を適宜の場所に設置することができるよう準備しておくものとする。

また、多数の死者が集中的に発生した場合の遺体安置所の設置基準について、県警や関係機関と協議し策定する。

5 遺体の火葬

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱時のため火葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合には応急的な火葬を行う。

(1) 遺体の火葬

遺体の火葬は、引継いだ遺体及び原則として火葬許可証に基づき火葬台帳に記入のうえ火葬に付する。

(2) 火葬場

火葬場が破壊若しくは水没のため使用できないとき又は、遺体が多数のため市内の火葬場のみでは火葬することができない場合は、近隣市町村の協力を得て行う。

(3) 車両その他、必要資材

ア 遺体搜索及び収容等の車両等については、市内関係業者等と連絡をとり、さらに不足する場合は臨時に庸車する等適宜の処置を行う。また、「災害時における棺等葬祭

用品の供給等の協力に関する協定」に基づき北九州葬祭業協同組合及び（一社）冠婚葬祭互助協会に棺等葬祭用品の供給等の協力要請を行うとともに、「災害時における遺体搬送に関する協定」に基づき、（一社）全国靈柩自動車協会に遺体搬送の協力要請を行う。

イ 資材の名称、所管

次の必要資材の確保をする。

必 要 資 材	所 管
非常用担架	消防部
遺体安置用資材、棺、骨箱	区対策部民生班

第5 遺体の対策

火葬場が破壊若しくは水没のため使用できない場合、遺体が多数のため市内の火葬場のみでは火葬することができない場合及び近隣市町村の協力を得ることが困難な場合に限り、仮埋葬について関係機関と協議を行い、適宜実施するものとする。

第 36 節 警備対策

広域的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持を図るための計画である。

第 1 実施担当機関

第七管区海上保安本部、福岡県警察

第 2 陸上警備対策の実施（福岡県警察）

- 1 情報の収集、伝達及び被害実態の把握
- 2 被災地、危険箇所等の警戒及び警戒区域の設定
- 3 被災者の救出救助
- 4 行方不明者の捜索
- 5 市民に対する避難指示（緊急）及び誘導
- 6 犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持
- 7 避難路及び緊急輸送路の確保
- 8 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- 9 民心の安定に必要な広報活動
- 10 災害に乘じたサイバー攻撃に関する情報収集
- 11 その他、関係機関の応急対策等に対する協力

第 3 海上警備対策の実施（第七管区海上保安本部）

- 1 船舶交通の制限等による海上交通の安全確保
「第 3 章・第 10 節 海上災害応急対策」の第 5 「海上交通の安全確保」に基づき実施する。
- 2 犯罪の予防、取締り、その他治安の維持
- 3 関係機関との情報連絡の強化

第37節 文教対策

文教施設の被害又は児童生徒の被災により、通常の教育を行えない場合に対処する計画である。

第1 実施担当機関

市民文化スポーツ部、教育部

第2 被害状況等の収集及び通報連絡

被害状況を速やかに収集し、災害発生後の善後措置、応急対策を指示する等連絡を密にする。

第3 文教施設の応急復旧

- 1 軽易な校舎の被害については、即刻応急修理を行い、教室に不足をきたしたときは、特別教室を転用する等の措置をとる。被害が甚大で、応急修理では使用に耐えられないときは、一時学級を閉鎖し、完全復旧が終わるまで管理者を置くものとする。
- 2 運動場の被害は、とりあえず後の危険のない程度に応急修理をし、校舎の完全復旧をまつて復旧するものとする。
- 3 冠水、破損等により使用不可能の児童生徒用机、椅子の補充は近隣の学校から余剰のものをを集め授業に支障のないようにする。
- 4 避難者の受入れ箇所等で体育館その他を使用するときは、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ処置するものとする。
- 5 学校以外の教育施設の被害については、速やかに平常業務を行いうるよう応急措置をとるものとする。

第4 緊急時における学校教育実施の場所

近隣の学校等を一部借用して授業を行う。

第5 緊急時における学校教育の方法

学校児童、生徒が災害にあって正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示のもとに概ね次の方法で緊急時の教育を行う。

- 1 臨時に学級を編制し、複式学級等を設けるなどして教育を行う。
- 2 教場を分散して出張授業を行う。
- 3 やむを得ないときは、自宅学習などを行い休校する。

第6 教材学用品等の調達及び配給方法

各学校は児童生徒の学用品に被害のあった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに届け出るとともに概ね次の方法によって応急措置をとる。

- 1 学用品が被害にあった場合は、教育委員会を経て、「災害救助法」による無償配給の手続きを取る。
- 2 教科書以外の教材等が被害にあい授業にさしつかえがあるときは、その学校内、市内又は県内の学校等にその程度に応じて救援を求める。

第7 授業料の免除、育英補助の処置

災害により学資の負担に堪えられなくなった者の子弟の授業料は、条例の定めるところにより減額又は免除する。

また、災害により、高校、大学等への修学が困難となった場合は、日本学生支援機構奨学金の緊急採用や北九州市奨学金緊急貸付制度の利用を案内するとともに、市民への広報を行う。

なお、災害のため、経済的理由により児童生徒の小中学校への就学が困難となった場合は、申請により就学援助費を支給する。

第8 給食の処置

1 給食の一時中止

次の場合には児童生徒に対する給食を一時中止するものとする。

- (1) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、学校給食施設が災害救助のために使用される場合
- (2) 給食施設に被害をうけ、給食の実施が不可能となった場合
- (3) 感染症、その他疾病流行で、危険が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

2 給食の再開

一時中止した給食を再開する場合は、給食施設が安全かつ衛生的に取り扱うことができるか確認のうえ、再開するものとする。

特に、電気、ガス、水道等の点検を十分に行い安全に再開できるよう努める。

第9 教育実施者の確保措置

教員の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として次の方法によって教員を確保するものとする。

- 1 教育委員会は、各学校の教員不足数の状況により一時的な教員組織の編成替え、出務等を指示するものとする。
- 2 教員免許所有者で現に教職にたずさわっていない者の中から随時派遣するものとする。教育委員会はその名簿を備えておくものとする。

第10 災害後の環境衛生の確保

1 校舎内外の清掃

災害（特に水害）を受けた学校又は災害の際避難所等に使用された学校は、速やかに清掃、消毒を行うこととする。

2 飲料水について

- (1) 水道水であっても水害後当分の間は、なるべく煮沸したものを使用するよう措置する。
- (2) 井戸水は、清掃消毒を行ったものでもそのままの飲用はさけ、煮沸したものを使用するよう措置する。

3 児童生徒の健康管理及び保健指導

- (1) 疾病の早期発見に努め、その早期処理に努める。
- (2) 児童生徒に対する保健指導を強化する。

4 調理従事者の保健管理及び指導

- (1) 調理従事者に対しては、必要に応じ臨時の健康診断を実施する。特に下痢のある者については、従業を禁止し、検便を行う。
- (2) 調理従事者の身体衣服の清潔保持に努めさせるとともに、特に調理前の手洗いを励行させる。

5 感染症の集団発生の際の措置

感染症が集団的に発生した場合には、次の事項に留意し速やかに適切な処置をする。

- (1) 学校医、教育委員会、保健所に連絡し、患者の措置に万全を期する。
- (2) 学校医の意見を聞き、健康診断、臨時休校、消毒その他の処置の計画をたて、

これに基づいて予防措置を行う。

- (3) 保護者その他の関係方面に対しては、患者の集団発生状況を周知させ協力を求める。
- (4) 児童生徒の食生活について十分注意と指導を行う。

6 児童生徒のこころのケア

児童生徒等が災害により様々なこころの傷を受け、P T S D等の症状が現れてくることが懸念される。こころのケアを必要としている児童生徒に対し、教職員、保護者、スクールカウンセラー（臨床心理士）等は、協議・連携して、児童生徒のこころのケアに当たるものとする。

第11 文化財保護対策

- 1 文化財に被害が発生した場合は、その被害状況を速やかに調査する。
- 2 被災文化財の被害拡大を防ぐため、所有者、管理者等と協力して応急措置を講じる。
- 3 市民文化スポーツ部は、市内の文化財の被災状況を取りまとめ、県指定の文化財にあっては県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては県教育委員会を経由して、文化庁へ報告する。

【付属資料編】
260頁

第38節 労務供給

災害発生時に、災害対策本部の各部が応急対策実施のため必要な労働者を公共職業安定所を通じ、又は直接雇用する計画である。

第1 実施担当機関

各部

第2 作業種別

土木作業、清掃作業、その他必要な作業

第3 雇用方法

- 1 雇用を必要とする場合、その目的、種目毎に計画をたて、必要最小限度の労働者を雇用するものとする。
- 2 労働者の雇用は、各部長が公共職業安定所を通じ、又は安定所の供給不可能の場合は、直接雇用するものとする。
- 3 公共職業安定所を通じて雇用する場合は、電話連絡、又は求人票により依頼するものとする。

第4 賃金の基準

雇用労働者に支給する賃金は、当該公共職業安定所管内同地区、同種の同一標準賃金を原則とする。ただし、災害時の事情等によっては、公共職業安定所と雇用機関が、協議勘案決定して支給することができるものとする。また、災害救助法を適用した場合は法の規定によって支給するものとする。

第5 賃金の支払方法

- 1 賃金の支給は日々支給することを原則とし、災害時煩雑などにより日々支給することが困難であるときは、公共職業安定所と雇用機関が協議して支給することができる。
- 2 賃金は作業現場に近いところで直接労働者に支給するものとする。

第6 費用の負担

市の負担とする。

第39節 物価安定のための監視・要請

災害時において、生活必需物資の買い占め、売り惜しみや不当な値上げが行われないよう、必要に応じて物価安定対策を行う。

第1 実施担当機関

市民文化スポーツ部

第2 物価安定対策の方法

- 1 生活必需物資の価格、需給動向の監視・調査
- 2 関連業界への要請、事情聴取
- 3 市民への情報提供

第3 国や自治体との緊密な連携

- 1 国からの情報収集及び調査結果等の報告
- 2 県や他の自治体からの情報収集及び情報提供

第40節 災害救助法の適用

災害に際して、災害救助法を適用し、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と、社会の秩序の保全を図るために定める計画である。

第1 実施担当機関

総括部

第2 災害救助法の適用

市長は、市内における災害が、災害救助法の適用基準に該当し、又は該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に、同法第4条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちに法適用を決定する。

第3 災害救助法の適用基準

1 法適用の要件

法による救助単位区域（政令都市にあっては、区の区域、ただし市を単位区域とすることもできる。）において同一原因による被害が一定の規模（基準被害数）に達した場合で現に被災者の救助を要する状態にある場合に適用される。

2 単位区域

(1) 区の区域を単位とする場合

一区の区域に被害が限定し、他区の被害がきわめて軽微な場合は区の区域を単位とする。

(2) 市の区域を単位とする場合

災害の被害が市内全域に同等程度生じた場合、市の区域とする。

3 法の適用を受ける被害基準

次に掲げる基準被害数に達した場合は法の適用を受ける。

(1) 住家の被害の場合

北九州市各区の区域及び市の区域で次表のA、B、C、D区分による住家滅失世帯を生じた場合

被害基準の区分単位区域	A	B	C	D
	一区域の被害（滅失住家）が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第1号による。）	福岡県内の被害が2,500世帯以上で一区域の被害が次の数に達した場合（施行令第1条第1項第2号による。）	福岡県内の被害が12,000世帯以上で一区域の被害が次の場合（施行令第1条第1項第3号による。）	隔絶地帯等に災害が発生し、救護を困難とする特別の事情があり、多数の住家に被害をうけた場合（施行令第1条第1項第3号による。）
門司区	80世帯	40世帯		
小倉北区	100世帯	50世帯		
小倉南区	100世帯	50世帯		
若松区	80世帯	40世帯	区域内の住家被害が多数である場合	
八幡東区	80世帯	40世帯		
八幡西区	100世帯	50世帯		
戸畠区	80世帯	40世帯		
北九州市	150世帯	75世帯		

※ 減失世帯数は、住家を全壊（焼）又は流失した世帯を1、半壊（焼）した世帯を1/2、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯を1/3として積算した数

(2) 人命の被害の場合

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（施行令第1条第1項第4号による）。

第4 災害救助法に基づく救助の内容

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第5 費用の負担

災害救助法を適用した場合、前項に掲げた各種の救助に要する費用は、本市が支弁する。ただし、本市の支弁した費用が政令で定める額以上となる場合には、一定の率で国庫が負担することになっている。

【付属資料編】
129 頁 306 頁

第41節 被害認定調査の実施

災害によって被害の生じた者（以下、「被災者」という。）に対し、法令に基づく各種制度や災害見舞金の支給等の生活再建支援を円滑に実施するため、その前提となる被害認定調査を実施するための計画である。

第1 実施機関

総括部、財政部、保健福祉部、建築都市部、各区対策部、消防部、協力部

第2 被害認定調査の実施

総括部は、住家の被害状況を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により行い、被害認定の迅速化を図るため、財政部、建築都市部、区対策部及び協力部により被害調査班を編成し実施する。

なお、火災による被害認定調査は消防部と協力して実施する。

第3 広報の実施

総括部は、建築都市部と連携し被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者への広報を実施する。

なお、被災者への広報については、「第3章第6節 災害の広報・広聴」に基づき実施する。

第42節　自衛隊災害派遣要請

天災地変、その他の災害に際して人命又は財産の保護のため実施される、自衛隊法第83条の規定に基づいた自衛隊の災害派遣要請に係る計画である。

第1　実施担当機関

総括部、区対策部、大阪航空局北九州空港事務所、第七管区海上保安本部、福岡県

第2　知事への災害派遣要請の要求

市長（災害対策本部長）は、市域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2第1項に基づき、県知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。

〔自衛隊法第83条第1項・第2項〕

- 1　都道府県知事その他政令で定めるものは、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。
- 2　防衛大臣又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認める場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。

ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

1　実施責任者

市長は、区長（区対策部長）からの要請に基づき知事への災害派遣要請の要求を実施する。

区長において、判断困難な場合には、危機管理監が、当該区長と協議のうえ市長に要請する。

なお、市長が不在、又は連絡不能の場合は、「第3章第1節　防災組織」の意思決定代理順位により代行する。その場合、代行者は、事後速やかに市長に報告し、その承認を得るものとする。

2　災害派遣要請の要求基準

知事への災害派遣要請の要求は、次のような場合に実施する。

- (1)　人命救助のため救援を必要とするとき。
- (2)　水害、高潮等の災害、又は災害の発生が予想され、緊急な措置に救援を必要とするとき。

【付属資料編】
248 頁

- (3) 市内に大規模な災害が発生し、応急措置のため救援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため、救援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に救援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信支援などの救援を必要とするとき。
- (7) その他市長が必要と認めるとき。

3 災害派遣要請の要求手続

総括部本部総括班は、下記の必要な事項を記載した派遣要請の要求書（付属資料編参照）を、防災行政無線、FAX 等で福岡県（防災危機管理局防災企画課）に提出する。

ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭等による迅速な方法により行い、事後速やかに派遣要請の要求書を提出することとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数
- (4) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (5) その他参考となるべき事項

第3 自衛隊への災害派遣を要する事態の通知

市長は、通信の途絶等の事情により、知事への災害派遣要請の要求ができない場合は、災害対策基本法第 68 条の 2 の第 2 項により、その旨及び市域に係る災害の状況を※自衛隊の指定部隊等の長に通知することができる。ただし市長は、この通知をしたときは、事後速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

※ 「自衛隊の指定部隊等の長」：「自衛隊の災害派遣に関する訓令」の第 3 条に掲げる者で、自衛隊法第 83 条により、長官以外に、知事等から災害派遣の要請を受け、又は災害派遣を命ずることができる者をいう。

1 通知内容

- (1) 知事への要求が不可能な理由
- (2) 災害発生場所・日時、災害の種別
- (3) 被災者及び避難者に関する情報
- (4) 応急活動・救助活動の状況
- (5) その他必要事項

2 通知手続

総括部本部総括班は、上記の必要な事項を含めた災害状況を、市域に最寄りの下記の指定部隊等に電話又は FAX 等で通知することとする。

- (1) 陸上自衛隊：第 40 普通科連隊（連隊本部第 3 科）
- (2) 航空自衛隊：芦屋基地（第 3 術科学校教務課）、築城基地第 8 航空団（団指令

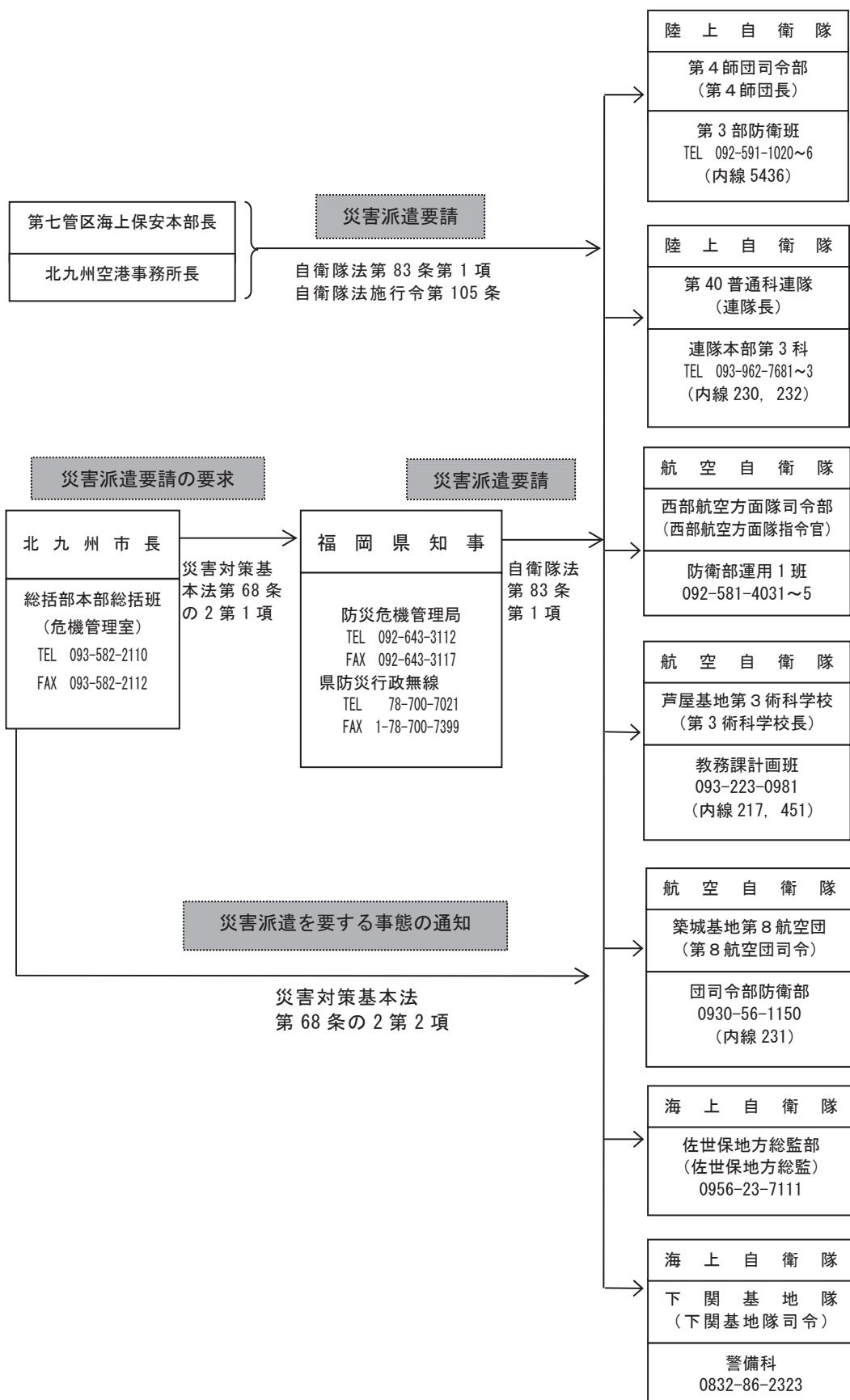
部)

(3) 海上自衛隊：下関基地隊（警備科）

第4 その他関係機関による災害派遣要請

第七管区海上保安本部長及び北九州空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条第1項及び自衛隊法施行令第105条に基づき、部隊等の派遣を防衛大臣又はその指定する者に要請することができる。

第5 派遣要請手続系統



【付属資料編】
248頁

第6 災害派遣時における活動

1 災害派遣時の留意事項

市及び防災関係機関は、自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊等の活動が十分に行われるよう努めるものとする。

- (1) 活動中は現場に市関係部局の職員による現場責任者をおき、自衛隊現地指揮者と協議し作業の推進を図る。
- (2) 派遣部隊が行う応急復旧に必要な資材等についてはできる限り市で準備し、速やかに活動が開始されるよう留意する。
- (3) 自衛隊の宿泊施設又は野営適地の準備をする。
- (4) ヘリコプターの派遣を希望した場合、市はあらかじめ定めたヘリコプター離着陸場予定地等により着陸予定地を準備する。
- (5) 市及び各警察署は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情、被災状況等を勘案して被災地へ誘導する。

2 自衛隊到着後の県への報告

総括部本部総括班は、自衛隊到着後及び必要に応じて福岡県（防災危機管理局防災企画課）へ次の事項を報告するものとする。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業の内容及び進捗状況
- (5) その他参考となるべき事項

3 派遣自衛隊の活動内容

(1) 被害状況の把握

知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、艦船、航空機等により被害状況の調査を行う。

(2) 避難者の誘導、搬送の援助

避難勧告等、警戒区域の設定等を発令し、居住者等の避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、搬送の援助を行う。

(3) 被災者の捜索救助

死者、行方不明者、傷者等が発生した場合は、原則として他の救援作業に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては所要の水防作業を行う。

(5) 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常市の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の応急対応

道路又は水路が崩壊し、若しくは障害物がある場合、これらの応急対応にあたる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

特に要請があった場合には、被災者に対し応急医療、救護及び防疫の支援を行

う。ただし、薬剤等は通常市の提供を受け使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、緊急患者・医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

(9) 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合、又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。ただし、食材等は通常市の提供するものを使用する。

(10) 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、危険物・障害物の保安及び除去を実施する。

(11) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとる。

第7　災害派遣の撤収要請の依頼

災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊による救援を要しないこととなったときは、派遣部隊の撤収についてその部隊の長と協議し、次の事項を示して速やかに県知事に撤収要請の依頼をするものとする。

撤収要請の依頼は電話で行った後、速やかに文書で行う（福岡県知事あて）ものとする。

- 1　撤収要請日時
- 2　派遣された部隊
- 3　派遣人員及び従事作業の内容
- 4　その他参考事項

第8　災害派遣の経費負担

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは市の負担とする。ただし、活動区域が近隣の市町村の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定めるものとする。

- 1　派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- 2　派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設の借上料金、電気料金及び水道料金
- 3　宿泊施設の汚物の処理料金
- 4　活動のため現地で調達した資器材の費用
- 5　その他救援活動に要した経費で負担区分に疑義がある場合は、市長と災害派遣命令者との間で協議するものとする。

第9　自衛隊との協力体制の確立

災害対策本部の設置時など、災害の発生が予想される場合であって、事態の推移によっては、自衛隊による災害派遣活動が十分予想される場合においては、市及び防災関係機関は自衛隊との連絡調整に努め、自衛隊により必要に応じて実施される情報収集等に対して協力をを行うこととする。また、市及び防災関係機関は、訓練等の活動をとおして、平素から自衛隊との協力体制の確立に努めることとする。

第43節 相互応援協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要なとき、他の地方公共団体と緊密な連絡をとり、相互応援協力して、災害応急対策活動の万全を期するための計画である。

なお、相互応援体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意することとする。

第1 実施担当機関

総括部、総務部、建設部、消防部、上下水道部

第2 職員の派遣要請

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関の長に対し職員派遣の要請を行うものとする。

- 1 派遣を要請する理由
- 2 派遣を要請する職種別人員
- 3 派遣を要請する期間
- 4 派遣された職員の給与その他勤務条件
- 5 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要なこと

第3 職員派遣のあっせん

災害応急対策又は災害復旧のため必要なときは、次の事項を記載した文書をもって、県知事に対し指定地方行政機関若しくは、他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めるものとする。

- 1 派遣のあっせんを求める理由
- 2 派遣のあっせんを求める職種別人員
- 3 派遣を必要とする期間
- 4 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- 5 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣あっせんについて必要なこと

第4 市町村相互間の応援

市長は市の地域に災害が発生した場合において応急措置を実施するために、必要があると認めるときは、他の市町村の長に対し職員の応援を求めるものとする。

なお、他の市町村から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、所要の職員を派遣するものとする。

第5 21大都市災害時相互応援

大都市災害の重要性と救助事務の複雑性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市は、災害が発生した際、被災市の救助事務の円滑と復旧の迅速を図るため、友愛的精神に基づいて相互に応援協力する。

第6 19大都市水道局災害相互応援

大都市水道に関する災害対策の重大性にかんがみ、札幌市、仙台市、さいたま市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市は、大都市間で締結した21大都市災害時相互応援に関する協定に基づく飲料水の供給、資器材の提供等について、大都市において災害が発生した際、友愛的精神に基づいて相互に応援する。

第7 大都市間における下水道災害時相互応援

大都市下水道に関する災害対策の重要性にかんがみ、大都市において災害が発生した際には、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」に基づき、相互支援を行う。

第8 消防相互応援協力

1 市町村相互間の消防応援要請

市長は、市の地域において災害が発生した場合において、災害応急対策のため必要なときは、他の市町村長に対し、事前協定に基づき応援を求める。

なお、他の市町村長から応援を求められた場合には、特別の理由がない限り、事前協定に基づき所要の職員の派遣を行う。(消防組織法第39条)

2 消防庁長官に対する応援要請

市長は、市の地域において災害が発生した場合において、消防の応援又は支援が必要であると認めるときは、福岡県知事を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を求める。(消防組織法第44条)

緊急消防援助隊の応援を受ける場合、「北九州市消防局緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を確保し、人命救助活動等を実施する。

第9 日本水道協会九州地方支部災害時における相互応援

日本水道協会九州地方支部は、九州において災害が発生した際に、飲料水の供給、施設の応援復旧等に必要な物資の提供等について、友愛的精神に基づいて会員(各県市町村)相互に応援するものとする。

第10 災害時における福岡県内市町村間の相互応援

【付属資料編】
275頁

福岡県内の地域に大規模災害が発生した場合において、被災者への人的・物的な支援について、福岡県内のすべての市町村が相互に応援するものとする。

第11 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

石油基地自治体協議会に加盟する団体が、その地域内において、コンビナート事故等の危機事象が発生した場合、被災者への人的・物的な支援について、加盟団体が相互に応援するものとする。

第12 福岡県北九州市と鹿児島県南九州市との間における災害時等の相互応援に関する協定

北九州市、南九州市は、大規模災害が発生した場合に、被災者の救援活動や生活支援、被災地の復旧などの人的・物的支援について相互に応援するものとする。

第13 九州市長会防災部会における災害時の相互支援プラン

九州で大規模災害が発生した場合における各市相互間の災害支援実施についての申し合わせ。

第14 指定都市市長会の「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」

ブロック内の幹事市は、同じブロック内で、震度6弱以上の地震、及び相当の災害時に、リエゾン（先遣隊）の派遣を行い、支援に必要な情報収集を行う。また、支援の必要な自治体へ対口支援を行う（北九州市は、九州ブロック）。

第15 被災市区町村応援職員確保システム（総務省）

被災市区町村からの要請に対し、地域ブロック内を中心とした自治体による応援職員の派遣を行う（北九州市は、九州ブロック）。

また、事前に名簿に登録された「災害マネジメント総括支援員（GADM）」を、都道府県・指定都市から派遣する。

第44節 民間団体協力要請

災害発生時に応急対策を実施するに当たり、民間の組織の応援を求め、その協力を得て万全を期するための計画である。

第1 実施担当機関

区対策部

第2 災害応急対策協力要請団体

- 1 婦人会
- 2 赤十字奉仕団
- 3 市民防災会
- 4 その他公共的団体等

第3 協力要請

区対策部（区役所）を通じて協力要請及び奉仕の受入をするものとする。

要請に際しては次の事項を示して要請する。

- 1 応援を必要とする理由
- 2 作業の内容
- 3 従事場所
- 4 就労予定時間
- 5 所要人員
- 6 集合場所
- 7 その他参考事項

第4 協力団体の協力活動内容

- 1 被災者等に対する炊出し作業
- 2 被災者の救出、救護作業
- 3 救援物資の輸送配給作業
- 4 清掃、防疫援助作業
- 5 被害状況の通報、連絡作業

第45節 電力、ガス施設災害応急対策

電力及びガス供給機関の施設とその応急対策を把握しておく、災害発生に際し、同機関の施設防護に協力し、被災地の電力及びガスの供給確保を図るための計画である。

第1 実施担当機関

九州電力北九州支社、西部ガス

第3章

【付属資料編】
283頁

第2 電力施設の応急対策

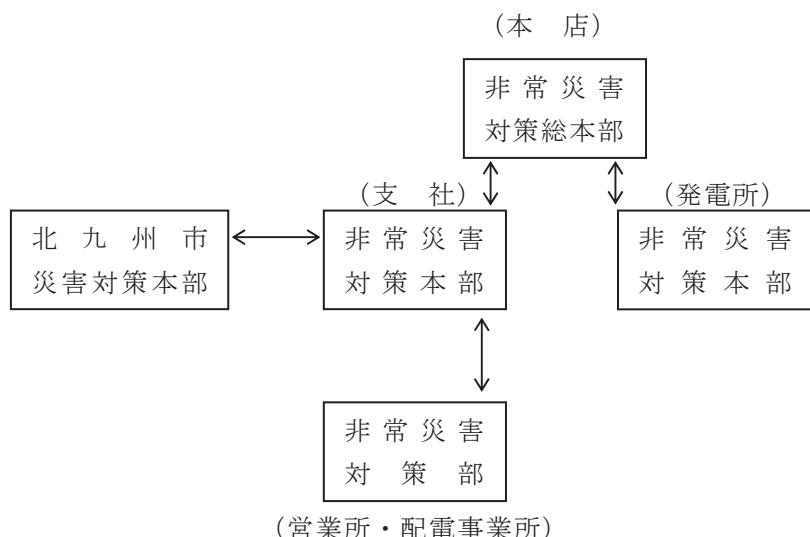
九州電力北九州支社では、平常時における電気事故の復旧については、日常業務組織における諸種の規則により運用を図っているが、広範囲、しかも甚大な被害を及ぼすおそれのある災害に対しては、特に情報連絡、防災体制及び復旧の迅速化、一元化を図るため防災活動体制については次のように定めている。

1 九州電力の施設の状況及び災害応急対策

(1) 防災活動体制

ア 防災組織の構成

非常災害のおそれのあるときは、直ちに支社及び発電所に非常災害対策本部（以下「本部」という。）、営業所及び配電事業所に非常災害対策部（以下「対策部」という。）を設置する。



イ 指令伝達及び情報連絡

(ア) 本部及び対策部が設けられたときの非常災害に関する指令及び情報の連絡は、すべて本部及び対策部が行うものとする。

- (イ) 本部にはあらかじめ定められた本部要員が在室し、対策部と緊密な連絡を保つものとする。

ウ 北九州市災害対策本部との連携

市内に大規模災害等が発生した場合、必要に応じて、被害状況・復旧工事等に関する情報伝達並びに復旧支援に関する調整等を行うため、北九州市災害対策本部へ社員を派遣し、住民の生活の安定等に資する。

(2) 災害に関する指令、情報の伝達方法

ア 社内の伝達ルート

- (ア) 災害に関する指令等の伝達は(1)～アの組織により末端機関まで行うものとする。このため本部設置とともに各対策部間に直通回線を構成する。

- (イ) 電力保安通信回線は、無線及び光ファイバーをもって回線網を構成しており、それぞれ迂回ルートを構成することも可能であり、災害時において最も信頼できるものであるが、なお状況によっては、電気通信事業者回線、非常無線等を利用するなど連絡の確保に努める。

(3) 応急対策要員の確保

災害の発生に備えて迅速な応急措置又は復旧工事が出来るよう、次のように応急対策要員の確保に努める。

ア 北九州市内の動員計画

- (ア) 応急対策要員の人名、住所及び連絡方法を確定しておく。

- (イ) 災害発生が予想される場合は業務組織に基づき事前に準備体制を発令し、必要な要員を確認するとともに取引先への準備要請などを行う。

- (ウ) 非常体制が発令された場合は、防災体制組織に応じ非常呼集を行い、応急対策要員の編成を行うとともに取引先の応援体制を確立する。

イ 市外及び社外の応援計画

- (エ) 本部及び対策部は、支社及び各事業所の要員の実態を把握し、地区間の応援などについて動員体制を確立する。

- (オ) 災害が発生した場合はその地区の社員、取引先など充当して復旧、その他の処置を講ずるが、必要に応じ他事業所管内の社員、取引先を災害地に動員することとし、さらに必要ある場合は地方団体等の応援を要請する。

(4) 応急対策用資材及び車両の確保

ア 復旧資材の確保

- (ア) 比較的小型で多量広範囲に使用されるコンクリート柱、電線、柱上変圧器、碍子等は、常時予備在庫を保有するとともに、毎月所要数を補充しているが、特に台風等の災害時には、復旧所要量を考慮する。

- (イ) 電力資材の復旧資材は特殊であるので、災害地近傍に保管する貯蔵品を充当し、市内の各事業所で不足であれば九州電力の他支社、他電力会社、メーカー等連絡をとり、補充に努めるが、一般資材で近傍で調達可能なものは、指定地方行政機関、県市町村に応援を依頼することがある。

イ 車両の確保他

(ウ) 市内復旧資材の運搬及び事業所間の流用など災害地への資材運搬は、九州電力の車両及び取引先又は運送会社等の車両を利用して運搬の手段を確保する。

(エ) 復旧作業等に際して必要が生じた場合は、一般の災害復旧資材の確保、第三者の土地等の収用について、北九州市災害対策本部へ要請する。

(5) 災害時における広報宣伝

災害時には停電、電気工作物の損壊などを伴う場合が多いので、復旧の状況、感電や電気火災に対する注意、負荷抑制の協力依頼などについて、次の計画により迅速適切な広報宣伝を行い民生の安定を図るとともに一般の協力を求める。

ア 復旧状況の広報

災害により停電を生じた顧客及び地域に対しては、配電事業所でサービスカー等を巡回させて復旧状況の広報を行い同時に、ラジオ放送等により更に周知を図る。

また、九州電力ホームページ上に停電状況、復旧見込み等の情報を掲載する。

イ 事故防止に関する広報

災害により電気工作物の被害を生じた地域に対しては、前項と同様サービスカー等を動員して復旧状況を広報するとともに、電線等による感電事故の防止、復旧現場への立入り禁止などの周知徹底を図る。特に被害が広範囲に及ぶ場合は、ラジオ等により広報する。

ウ 負荷抑制など顧客に対する協力依頼

災害のため需給に不均衡を生じ、やむを得ず負荷抑制を行う場合は、主として大口の顧客等にその理由を説明し、電力の節減を要請する。

エ 平常時の広報

電気事故防止について、常日ごろからテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成配布し認識を高める。

(6) 電力施設の復旧順位

ア 電力供給設備の復旧順位

被害が広範囲に及ぶ場合は、電力の需給状況、復旧の難易とその効果等から総合的に判断して、本部において方針を決定し重点的に復旧工事を実施する。この場合、必要に応じ北九州市災害対策本部と連絡を保つ。

イ お客さまへの電力供給順位

電力供給に支障を生じた場合は、極力停電時間の短縮に努め、供給順位もできるだけ平行に復旧するが、被害が広範囲に及んだ場合、人命に影響を及ぼすおそれがある箇所（病院等）、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい官公署、交通通信機関、水道、更に工場等緊急を要する負荷より優先的に復旧を進める。この場合北九州支社対策本部及び対策部は、各行政機関と緊密な連絡をとるものとする。

(7) 応急対策計画のその他の事項

ア 食料並びに宿泊施設

電力施設の復旧要員に対する食料並びに宿泊施設は、九州電力で確保に努める

【付属資料編】
285頁

が、大災害、又は被災地が広範囲に及び動員人員が多い場合は、各行政機関へ応援を求める。

イ その他

その他応急対策について「災害対策基本法第80条第2項」の規定により、指定地方行政機関、又は市、区役所に労務、施設、又は物資の確保について応援を求める場合は緊密な連絡を保つよう努める。

第3 ガス施設災害応急対策計画

西部ガスの応急対策計画

ガス施設に係る災害緊急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とした計画である。

1 非常体制等

(1) 非常体制は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合とし、その種別及び基準は次の表のとおりとする。

体制種別	基 準
第1非常体制	(1)ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (2)事業所の所在する地域に大雨、洪水等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が軽度又は局地の場合 (3)事業所の所在する地域に震度5弱の地震が発生した場合 (4)供給エリアの沿岸に大津波警報が発令された場合
第2非常体制	(1)ガス施設の損壊等による被害又は被害予想が中程度の場合 (2)事業所の所在する地域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想が中程度の場合 (3)事業所の所在する地域において震度5弱の地震が発生し、漏えい又は供給支障等の被害が発生した場合
第3非常体制	(1)ガス施設の損壊等による被害又は被害予想がはなはだしい場合 (2)事業所の所在する地域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、被害又は被害予想がはなはだしい場合 (3)事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生した場合 (4)ガス漏えい及びガス事故等処理要領に定める特別出動体制では処理することが困難な事故が発生した場合又は予想される場合
総合非常体制	(1)ガス施設の損壊等により広域、大規模な災害が発生した場合 (2)事業所の所在する地域に大雨、洪水、大津波等の気象警報が発令され、広域、大規模な災害が発生した場合 (3)事業所の所在する地域に震度5強以上の地震が発生し、広範囲に被害が発生した場合 (4)事業所の所在する地域に震度6弱以上の地震が発生した場合

2 ガス施設等の災害防止措置

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれのある設備には防水扉、排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要的ものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれのある整圧器等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ガス施設の地震対策にあたっては、一般的な地震動に対しては機能に重大な支障が生じず、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本目標とする。

ア ガス製造設備

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、製造設備等耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備については、耐震性を維持するため、設備の重要度に応じて定期点検を行い、補強等必要に応じた対策を講じる。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、地震発生時に迅速かつ確実に、ガス製造設備等の被害状況を点検し、必要な処置を行うための地震時の行動基準等をあらかじめ定めておく。

(ウ) 津波の来襲のおそれがある場合、点検が必要な設備については、あらかじめ定める点検要領に従い巡視点検を行う。また、緊急でない工事・作業その他の一般業務は、工事中・作業中のガス工作物の危険を防止する措置を施した後、これを中断する。

イ ガス供給設備

(ア) 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強等を行う。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、ガス遮断装置による導管網のブロック化、導管の緊急減圧のための方法等をあらかじめ定めておく。

(ウ) 感震遮断機能を有するマイコンメーター等の設置を推進する。

(エ) 津波の来襲のおそれがある場合、工事中または作業中の箇所は、速やかに応急的保安措置を実施して、工事又は作業を中断する。

(3) 火災・爆発対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所用の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

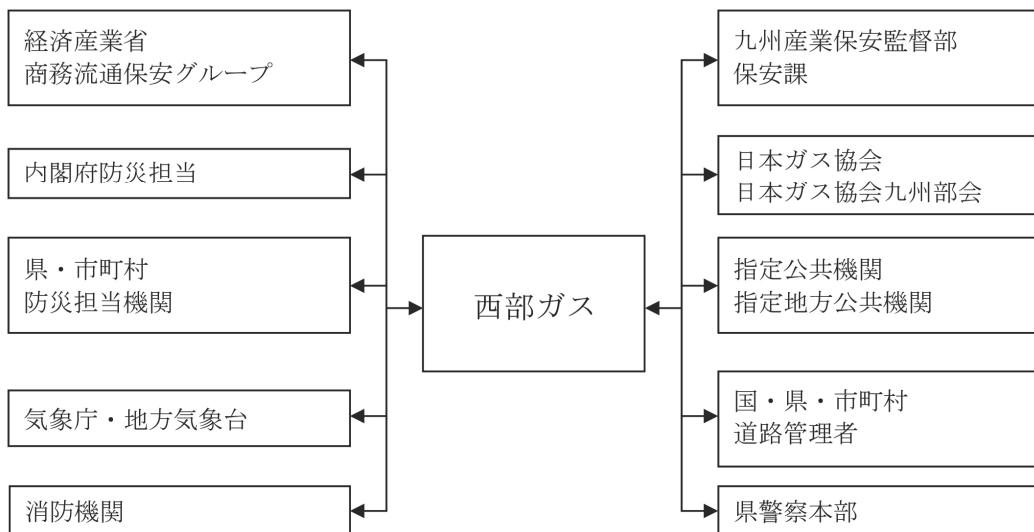
イ ガス供給設備

- (ア) 大規模なガス漏えい・爆発を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係る導管事故防止措置等を行う。
- (イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については一般火災に対しても耐火性を確保する。

3 災害応急対策

(1) 通報・連絡の経路

- ア 社内及び社外機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- イ 社内及び社外機関に対する通報・連絡の経路は、「総合非常体制の標準組織・分担業務」及び下表のとおりとする。



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行うこととする。

(3) 災害発生時における情報の収集、連絡

対策本部は、次に掲げる各号の情報を巡回点検、出社途上の調査等により把握する。

ア 一般情報

(ア) 気象情報

(イ) 一般被害情報：一般公衆の家屋被害情報及び人身被害発生情報並びにガス施設等を除く、電気、水道、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該供給区域内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況：地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、お客さま等への対応状況

(エ) その他災害に関する情報：交通状況等

イ 地震計情報

ウ ガス施設等の被害状況

エ 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項

オ 社員の被災状況

カ その他災害に関する情報

(4) 災害時における広報

ア 広報活動

(ア) 災害発生時、または災害の発生が予想される場合においては発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた適切な広報活動を行う。

(イ) 災害発生後、ガス供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報活動については、災害発生時に即応できるように、報道機関・警察・消防等関係機関に協力を要請するほか、広報車等により実施する。また、状況に応じて地方自治体とも連携を図る。

(5) 災害時における緊急工事

ア 緊急工事の基本方針

災害に伴う緊急工事は、緊急度を勘案して迅速かつ適切な措置を講じる。

イ 緊急工事における安全確保等

緊急工事に際しては二次災害の発生防止に万全を期すとともに、対策要員の安全に十分配慮する。

4 災害復旧対策

(1) 復旧計画の策定

災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、早期復旧をはかるため、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を速やかに策定する。

ア 復旧手順及び方法

イ 復旧要員の動員及び配置計画

ウ 復旧用資機材の調達計画

エ 復旧作業の期間

オ 供給停止のお客さま等への支援

カ 宿泊施設の手配、食料等の調達

キ その他必要な対策

(2) 災害時における復旧用資材の確保

ア 調達

対策本部は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

- (ア) 取引先、メーカー等からの調達
- (イ) 対策本部間の相互流用
- (ウ) 他ガス事業者等からの融通

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となった場合には、あらかじめ調査した前進基地用地等の利用を検討し、この確保が困難と思われる場合は、関係省庁・地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(3) 復旧作業の実施

復旧計画に基づき、二次災害防止に万全を期すとともに、速やかにガス施設の復旧作業を実施する。

ア 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

イ 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(ア) 高・中圧導管の復旧作業

1. 区間遮断
2. 漏えい検査
3. 漏えい箇所の修理
4. ガス開通

(イ) 低圧導管の復旧作業

1. 閉栓確認作業
2. 復旧ブロック内巡回調査
3. 被災地域の復旧ブロック化
4. 復旧ブロック内の漏えい検査
5. 本支管、供給管、灯外内管の漏えい箇所の修理
6. 本支管混入空気除去
7. 内管検査及び灯内内管修理
8. 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
9. 閉栓

第46節 通信施設災害応急対策

第1 実施担当機関

西日本電信電話株式会社

第2 通信施設の応急対策計画

1 応急対策要員の確保

「西日本電信電話株式会社災害対策規程」に基づき要員を確保する。

2 応急対策用資材の確保

「西日本電信電話株式会社災害対策規程」に基づき予備資材、器材の確保を図る。

3 応急措置

(1) 通信回線が被災した場合、迅速かつ的確にあらゆる手段をもって、情報連絡に支障がない よう措置する。

(2) 復旧にあたっては、「西日本電信電話株式会社災害対策規程」に定める順位により、通信回線の早期復旧を図る。

(3) 事前設置の特設公衆電話

災害発生時に速やかに通信手段を提供するため、予定避難所に災害優先電話である特設公衆電話の事前設置を推進する。

(4) 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法を適用した場合等には、避難場所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

4 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

(1) 地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び北九州市災害対策本部と協力して実施する。

(2) 地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。

なお、災害用伝言ブロードバンド伝言板「web171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び北九州市災害対策本部と協力して実施する。

(3) 事前広報

災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言ブロードバンド伝言板「web171」について、日頃からホームページ、パンフレット等により広報を行うよう努める。

第47節 災害ボランティアとの連携

第1 実施担当機関

総括部、保健福祉部、関係各部、社会福祉協議会

第2 災害ボランティア対応体制の確立

1 災害ボランティアセンターの設置

- (1) 災害ボランティアによる支援が必要な場合、災害対策本部長は、災害ボランティアセンターの設置を北九州市社会福祉協議会に要請する。

北九州市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを統括する市社協災害対策本部を、原則として同協議会が入居するウェルとばたに設置する。

災害ボランティアセンターは、大規模予定避難所、又はこれに相当する施設等に設置することとし、総括部は災害状況や周辺環境を考慮し施設等の確保に努める。

- (2) 災害ボランティアセンターの運営は、北九州市社会福祉協議会が主体となって行う。

なお、災害ボランティアの活動が円滑・効果的に行われるよう、保健福祉部地域福祉班は、災害ボランティアセンターの運営支援にあたる。

2 災害ボランティアセンターの役割

災害ボランティアセンターは、被災者のニーズ、被災地の状況など様々な情報の把握に努めるとともに、直接又は近隣市町村や報道機関を通じて、必要とする災害ボランティアの必要人員、作業内容等について情報の提供を速やかに行う。

第3 災害ボランティア活動支援

災害ボランティアセンターは、被災者に対する支援、被災地の復旧・復興が円滑に進むよう、情報収集・伝達、物資集配・管理、清掃・片付け、避難所運営管理の支援等の業務を行う災害ボランティアの活動支援を行う。

第4 災害ボランティアセンター設置・運営の手引き

災害ボランティアセンターの運営にあっては、北九州市社会福祉協議会が作成する「災害ボランティアセンター設置・運営の手引き」を活用する。